Page	改正後	現行	備考	差異
新:3-1 旧:3-1	第3章 債券口座の開設と解約	第3章 債券口座の開設と解約		
新:3-4 旧:3-4	<事務処理内容>	<b>&lt;事務処理内容&gt;</b>		
新:3-53 旧:3-53	4 債券口座解約(取扱店が口座開設店舗の取次ぎを行う 場合)	4 債券口座解約(取扱店が口座開設店舗の取次ぎを行う 場合)		
新:3-66 旧:3-66	(13) 関係書類等の保存(担当部署 取扱店、統括店)	(13) 関係書類等の保存(担当部署 取扱店、統括店)		
新:3-66 旧:3-66	b 統括店	b 統括店		
新:3-66 旧:3-66	統括店の窓販担当者は、取扱店の窓販担当者から送付を受けた関係書類等の原本(入力処理に使用した書類が別にある場合はその書類を添付 (注意) 2) を「顧客カード(国債用)」とセットにして営業責任者および内部管理責任者に回付し、確認印の押印を受けた後、所定の場所に保存する。	統括店の窓販担当者は、取扱店の窓販担当者から送付を受けた関係書類等の原本(入力 処理に使用した書類が別にある場会はその書類を添付 (注意) 2) を「顧客カード(国債用)」 とセットにして営業責任者および内部管理責任者に回付し、確認印の押印を受けた後、所 定の場所に保存する。		変更
新:3-66 旧:3-66	【注意】 1 この場合、各書類の写しに押印する。 2 「債券口座開設・変更・解約依頼書」と取扱店の窓販担当者から電子メール等により送付を受けて入力処理に使用したものおよびその認証印字をした用紙をセットにして検印者の割印押印を受け一体のものとする。	【注意】 1 この場合、各書類の写しに押印する。 2 「債券口座開設・変更・解約依頼書」と取扱店の窓販担当者から電子メール等により送付を受けて入力処理に使用したものおよびその認証印字をした用紙をセットにして検印者の割印押印を受け一体のものとする。		
新:3-66 旧:3-66				
新:4-1 旧:4-1	第4章 募集・販売	第4章 募集・販売		
新:4-4 旧:4-4	<事務処理内容>	<b>&lt;事務処理内容&gt;</b>		
新:4-12 旧:4-12	2 販売(取扱店が口座開設店舗の取次ぎを行う場合)	2 販売(取扱店が口座開設店舗の取次ぎを行う場合)		
新:4-16 旧:4-16	(7) JASTEMシステムへの入力処理(担当部署 統括店)	(7) JASTEMシステムへの入力処理(担当部署 統括店)		
新:4-16 旧:4-16	統括店の窓販担当者は、取扱店の窓販担当者から受領した「国債購入申込書」(「前項(6)」で統括店の窓販担当者が電子メール等により送付を受けた場合は、統括店の窓販担当者が出力したもの。以下、(8)(9)において同じ。)および「国債購入代金入金票」をオペレータに回付する。	統括店の窓販担当者は、取扱店の窓販担当者から受領した「国債購入申込書」(「前項(6)」で統括店の窓販担当者が電子メール等により送付を受けた場合は、統括店の窓販担当者が出力したもの。以下、(8)(9)において同じ。)および「国債購入代金入金票」をオペレータに回付する。		
新:4-16 旧:4-16	オペレータは、「国債購入申込書」により「販売約定(当日入金)」(取引コード: 5111) 処理を行い <sup>(注意)</sup> 、照合者へ回付する。	オペレータは、「国債購入申込書」により「販売約定(当日入金)」(取引コード: 5111) 処理を行い <sup>(注意)</sup> 、照合者へ回付する。		

Page	改正後	現行	備考差異
新:4-16 旧:4-16	なお、入金区分を後日入金とした場合は、以下参照に基づき、当該銘柄の発行日の前営 業日までに「販売代金入金」(取引コード:5112) (補足) 処理を行う。	なお、入金区分を後日入金とした場合は、以下参照に基づき、当該銘柄の発行日の前営 業日までに「販売代金入金」(取引コード:5112) (補足) 処理を行う。	
新:4-16 旧:4-16	【参照】「第4章<事>2(13)後日入金の処理(担当部署 取扱店)」	【参照】「第4章<事> <u>1</u> (1 <u>2</u> )後日入金の処理(担当部署 取扱店 <u>、統括店</u> )」	変更
新:4-17 旧:4-17		【注意】 「前項(4) a」の「当日入金による販売の場合」および「前項(4) b」の「後日入金による販売の場合」のいずれの場合も、申込日の15時30分までに「販売約定(当日入金)」(取引コード:5111)処理を行う。募集期間終了後(募集締切日の15時30分以後)は、「販売約定(当日入金)」(取引コード:5111)処理は一切できないため、注意する。	
新:4-17 旧:4-17			
新: 4-17	(補足) 1 取引入力 当該取引による入金処理を発行日の前営業日までに行わない場合は、発行日の資金決済処理において「窓販調整勘定(販売代金未入金)」が計上される。 2 取消 販売の取消は、認めない。 ただし、やむをえない場合に限り募集締切日までの取消を可能とし、状況別に次の処理を行う。なお、顧客から「販売約定」取引時に交付した書類の返戻を受ける。(顧客が書類を廃棄済み等の事情により顧客から返戻を受けられない場合は、その旨当該「国債購入申込書」の余白に記録し、役席者の検印を受ける。	(補足) 1 取引入力 当該取引による入金処理を発行日の前営業日までに行わない場合は、発行日の資金決済処理において「窓販調整勘定(販売代金未入金)」が計上される。 2 取消 販売の取消は、認めない。 ただし、やむをえない場合に限り募集締切日までの取消を可能とし、状況別に次の処理を行う。なお、顧客から「販売約定」取引時に交付した書類の返戻を受ける。(顧客が書類を廃棄済み等の事情により顧客から返戻を受けられない場合は、その旨当該「国債購入申込書」の余白に記録し、役席者の検印を受ける。	
新:4-17 旧:4-17			
新:5-1 旧:5-1	第5章 買取・中途換金	第5章 買取・中途換金	
新:5-2 旧:5-2	<事務処理内容>	<事務処理内容>	
新:5-17 旧:5-17	3 中途換金	3 中途換金	

Page			改	正後					Į	見行			備考	差異
新:5-22 旧:5-22		MOSシステ 統括店)	ムへの入力	処理・「処理気	記了メール」(	の返信(担	(16) COS 当部署	の返信(担						
新:5-22 旧:5-22	約定およ 日中に入 上記(10) を記入し	は、取扱店から取 び農林中金への売 力を行うようCO の「受付完了メー たうえで、当日 1년 完了メール」を返	渡約定を、C C S M O S システ ル」の記載内容 i 時までに農林!	SMOSシステ ム入力担当部門 を確認し、同メ	ムの「債券売買糸 に依頼する。また ール内の農協記 <i>】</i>	的定入力」に当 と、統括店は、 人欄に必要事項	約定およ 日中に入 上記(10) を記入し	統括店は、取扱店から取引入力が完了した旨の連絡を受けた場合には、顧客からの買取約定および農林中金への売渡約定を、COSMOSシステムの「債券売買約定入力」に当日中に入力を行うようCOSMOSシステム入力担当部門に依頼する。また、統括店は、上記(10)の「受付完了メール」の記載内容を確認し、同メール内の農協記入欄に必要事項を記入したうえで、当日15時までに農林中金JAバンクリテール実践部指定証券班あてに「処理完了メール」を返信する (補足)。						
新:5-22 旧:5-22		「メール」は、上記 E了】」の表示を行				<b>・</b> の件名の冒頭		「メール」は、上記 [了 <b>】</b> 」の表示を行				ンの件名の冒頭		
新:5-22 旧:5-22														
新:5-22 旧:5-22		託農協は、「債券別 とめ店に代行入力		兼インプット依頼	頁票)」(有公代 1)	)を作成し、信		託農協は、「債券別とめ店に代行入力		)を作成し、信				
新:5-22 旧:5-22		農協は、「口座振春 まとめ店に送付す		<b>辰替インプット</b> 依	大頼票」(国債 3-	-8)を作成し、	未加入農協は、「口座振替依頼書兼口座振替インプット依頼票」(国債 3-8)を作成し、 信連取りまとめ店に送付する。							
新:5-22 旧:5-22	信連取	りまとめ店は、C	OSMOSシフ	テムに入力する	0		信連取	りまとめ店は、C	OSMOSシス	ステムに入力する。	0			
新:5-22 旧:5-22	なお、	COSMOSシス	テムへの入力に	は必ず約定日当日	に行う(取消・訂	丁正を含む。)。	なお、	COSMOSシス	テムへの入力に	は必ず約定日当日	に行う(取消・記	打正を含む。)。		
新:5-22 旧:5-22	<00	SMOSシステム	、入力例> (『	顧客からの買取)			<00	<cosmosシステム入力例> (顧客からの買取)</cosmosシステム入力例>						
新:5-22		通項目		内容入力	決済情報(			通項目		内容入力	決済情報(			
日:5-22	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容		
	保有目的区	売買目的 その他有価証	保有種別	振決	手続区分	先方手続	保有目的区 分	売買目的	保有種別	振決	手続区分	先方手続		
		考	課税区分	非課税	資金決済区分	振込		その他有価証券	課税区分	非課税	資金決済区分	振込		
	取引区分	買入	約定額面	約定内容	自己証券決済	銀行勘定短	取引区分	買入	約定額面	約定内容	自己証券決済	銀行勘定短		
	約定日	顧客約定日	約定単価	100 円	情報	資一般口(自 己口1)	約定日	顧客約定日	約定単価	100円	情報	資一般口(自 己口1)		
	受渡日 (注意)	約定日の2営業	経過利息	約定内容	相手先証券決		受渡日 (注意)	約定日の2営業	経過利息	約定内容	相手先証券決	銀行勘定短		
		日後	中途換金調整額	約定内容	済情報	資一般口(預 り口)		日後	中途換金調 整額	約定内容	済情報	資一般口(預 り口)		
	銘柄	中途換金銘柄	保護サイン	保護預けあり	1		銘柄	中途換金銘柄	保護サイン	保護預けあり				
	取引先	顧客預り	保護預け先	農林中央金庫			取引先	顧客預り	保護預け先	農林中央金庫				
新:5-22 旧:5-22														

Page			改	E後					琈	行			備考	差異
新:5-23 旧:5-23	【注意】 個人向け国	国債の中途換金時の	)経過利子は非詞	果税で、中途換金	調整額は課税で記	計算する。	【注意】 個人向け国	債の中途換金時の	)経過利子は非	課税で、中途換金詞	調整額は課税で記	十算する。		
新:5-23 旧:5-23														
新:5-23 旧:5-23	<00	SMOSシステム	.入力例> ( //	と 林中金への売渡)			<co< td=""><td>SMOSシステム</td><td>入力例&gt; (別</td><td>農林中金への売渡)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></co<>	SMOSシステム	入力例> (別	農林中金への売渡)				
新:5-23	共	通項目	取引	内容入力	決済情報 (	補記入力)	共	通項目	取引	内容入力	決済情報(	補記入力)		変更
目:5-23	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容		
	保有目的区	売買目的	保有種別	振決	手続区分	当方手続	保有目的区	売買目的	保有種別	振決	手続区分	当方手続		
	分	その他有価証券	課税区分	非課税	資金決済区分	振込	分	その他有価証券	課税区分	非課税	資金決済区分	振込		
	取引区分	売却	約定額面	売渡金額	自己証券決済	銀行勘定短	取引区分	売却	約定額面	売渡金額		銀行勘定短		
	約定日	顧客約定日	約定単価	100円	情報	資 一 般 口 (自己口1)	約定日	顧客約定日	約定単価	100円	情報	資 一 般 口 (自己口 1)		
	受渡日(注意)	約定日の2営業 日後	経過利息	<u>中途換金シミ</u> <u>ュレーション</u> (財務省ホー	相手先証券決 済情報	銀行勘定短 資 一 般 口 (自己口 1)	受渡日(注意)	約定日の2営業 日後	経過利息	国債売渡申込 書記載金額	相手先証券決 済情報	銀行勘定短 資 一 般 口 (自己口 1)		
				ムページより 出力)記載金額			銘柄 取引先	中途換金銘柄	中途換金調整額	国債売渡申込 書記載金額				
	銘柄	中途換金銘柄	中途換金調	中途換金シミ			40 71 76	展作了人並库	保護サイン	保護預けあり	-			
	取引先	農林中央金庫	整額	<u>ュレーション</u> (財務省ホー					保護預け先	農林中央金庫	-			
				<u>ムページより</u> <u>出力)</u> 記載金額					小岐がり	展件「八亚库				
			保護サイン	保護預けあり										
			保護預け先	農林中央金庫										
新:5-23 旧:5-23														
新:5-23	【注意】						【注意】							
日:5-23		に複数の中途換金	がある場合は、	同一銘柄の中途換	金であっても、	件別に入力す		に複数の中途換金	がある場合は、	同一銘柄の中途換	金であっても、			
	る。						る。							
	2個人向け国	債の経過利子は非	課税で、中途換	色金調整額は課税で	で計算する。		2個人向け国	債の経過利子は非	課税で、中途換	色金調整額は課税で	で計算する。			
新:5-23 旧:5-23														
新:5-24 旧:5-24	4 中途持合)	<b>奥金(取扱</b>	店が口座	開設店舗の	取次ぎを	行う場	4 中途拉合)	<b>奥金(取扱</b> )	店が口座	開設店舗の	取次ぎを	行う場		
新:5-29 旧:5-29	· · · · ·	MOSシステ 統括店)	ムへの入力が	処理・「処理完	アメール」の	D返信(担	1	MOSシステ. 統括店)	ムへの入力	処理・「処理完	アメール」の	)返信(担		

Page				改正後						現行			備考	差異
新:5-29 旧:5-29	約定およ 日中に入 販担当者 欄に必要	び農林中金への売 力を行うようCC は、上記(10)の	記渡約定を、( ) S M O S シ	COSMOSシステム入力担当ボール」の記載内2 5 時までに農材	ステムの「債券別 部門に依頼する。 容を確認し、同っ	後、顧客からの買取 売買約定入力」に当 また、統括店の窓 メール内の農協記入 リテール実践部指	約定およ 日中に入 販担当者 欄に必要	び農林中金への売 力を行うようCC は、上記(10)の	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	COSMOSシ ペテム入力担当 -ル」の記載内 5 時までに農	ステムの「債券売 部門に依頼する。 容を確認し、同メ	後、顧客からの買取 配買約定入力」に当 また、統括店の窓 ペール内の農協記入 リテール実践部指		
新:5-29 旧:5-29		「メール」は、上記 [了】」の表示を行				ペールの件名の冒頭		「メール」は、上記 [了 <b>】</b> 」の表示を <sup>2</sup>				ールの件名の冒頭		
新:5-29 旧:5-29														
新:5-29 旧:5-29		託農協は、「債券 とめ店に代行入力		(兼インプット	、依頼票)」(有公	代1)を作成し、信		託農協は、「債券 とめ店に代行入力			ト依頼票)」(有公	代1)を作成し、信		
新:5-29 旧:5-29		農協は、「口座振 まとめ店に送付す		座振替インプッ	, ト依頼票」(国信	責 3-8)を作成し、		農協は、「口座振 まとめ店に送付す		座振替インプタ	ット依頼票」(国債	責3−8)を作成し、		
新:5-29 旧:5-29	信連取	りまとめ店は、(	COSMOS:	/ステムに入力 <sup>、</sup>	する。		信連取	りまとめ店は、(	COSMOS:	ンステムに入力	する。			
新:5-29 旧:5-29	なお、	COSMOSシフ	ステムへの入力	力は必ず約定日	当日に行う(取泊	肖・訂正を含む。)。	なお、	COSMOSシ	ステムへの入っ	力は必ず約定日	当日に行う(取消	肖・訂正を含む。)。		
新:5-30 旧:5-30	<co< td=""><td>SMOSシステ.</td><td>ム入力例&gt;</td><td>(顧客からの買</td><td>[取)</td><td></td><td><co< td=""><td>SMOSシステ.</td><td>ム入力例&gt;</td><td>(顧客からの買</td><td>[取)</td><td></td><td></td><td></td></co<></td></co<>	SMOSシステ.	ム入力例>	(顧客からの買	[取)		<co< td=""><td>SMOSシステ.</td><td>ム入力例&gt;</td><td>(顧客からの買</td><td>[取)</td><td></td><td></td><td></td></co<>	SMOSシステ.	ム入力例>	(顧客からの買	[取)			
新:5-30	共i	通項目	取引内	容入力	決済情報	(補記入力)	共让	通項目	取引内	容入力	決済情報	(補記入力)		
目:5-30	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容		
	保有目的区		保有種別	振決	手続区分	先方手続	保有目的区			振決	手続区分	先方手続		
	分	その他有価証券	課税区分	非課税	資金決済区分	振込	分	その他有価証 券	課税区分	非課税	資金決済区分	振込		
	取引区分	買入	約定額面	約定内容		銀行勘定短資一	取引区分	買入	約定額面	約定内容	自己証券決済	銀行勘定短資一		
	約定日	顧客約定日	約定単価	100 円	情報	般口(自己口1)	約定日	顧客約定日	約定単価	100 円	情報	般口(自己口1)		
	受渡日 <sup>(注意)</sup>	約定日の2営	経過利息	約定内容	相手先証券決	· ·	受渡日 (注意)	約定日の2営	経過利息	約定内容	相手先証券決	銀行勘定短資一		
		業日後	中途換金調整額	約定内容	済情報	般口(預り口)		業日後	中途換金調整額	約定内容	済情報	般口(預り口)		
	銘柄	中途換金銘柄	保護サイン	保護預けあり			銘柄	中途換金銘柄	保護サイン	保護預けあり				
	取引先	顧客預り	保護預け先	農林中央金庫			取引先	顧客預り	保護預け 先	農林中央金庫				
新:5-30 旧:5-30												J		

Page				改正後						現行			備考	差異
新:5-30 旧:5-30	【注意】 個人向け国	国債の中途換金時	の経過利子に	は非課税で、中記	金換金調整額は課	脱で計算する。	【注意】 個人向け国	]債の中途換金時	の経過利子は	非課税で、中泊	金換金調整額は課	税で計算する。		
新:5-30 旧:5-30														
新:5-31 旧:5-31	<00	SMOSシステ	ム入力例>	(農林中金への	D売渡)		<00	SMOSシステ	ム入力例>	(農林中金への	D売渡)			
新:5-31	共注	通項目	取引原	内容入力	決済情報	(補記入力)	共通	<b>通項目</b>	取引内	内容入力	決済情報	(補記入力)		変更
旧:5-31	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容	項目	入力内容		
	保有目的区	売買目的	保有種別	振決	手続区分	当方手続	保有目的区	売買目的	保有種別	振決	手続区分	当方手続		
	分 	その他有価証券	課税区分	非課税	資金決済区分	振込	分	その他有価証 券	課税区分	非課税	資金決済区分	振込		
	取引区分	売却	約定額面	売渡金額	自己証券決済	銀行勘定短資一	取引区分	売却	約定額面	売渡金額	自己証券決済	銀行勘定短資一		
	約定日	顧客約定日	約定単価	100 円	情報	般口(自己口1)	約定日	顧客約定日	約定単価	100 円	情報	般口(自己口1)		
	受渡日 (注意)	約定日の2営 業日後	経過利息	<u>中途換金シ</u> ミュレーシ ョン(財務省	相手先証券決 済情報	銀行勘定短資一般口(自己口1)	受渡日(注意)	約定日の2営 業日後	経過利息	国債売渡申 込書記載金 額	相手先証券決 済情報	銀行勘定短資一般口(自己口1)		
				ホームペー			銘柄	中途換金銘柄	中途換金	国債売渡申				
				<u>ジより出力)</u> 記載金額			取引先	農林中央金庫	調整額	<u>込書</u> 記載金				
	   銘柄	中途換金銘柄	中途換金	中途換金シ					/□ <i>=</i> #: 1] /	額	-			
	取引先	農林中央金庫	調整額	ミュレーション(財務省					保護サイン	保護預けあり				
				ホームペー ジより出力)					保護預け 先	農林中央金庫				
				記載金額										
			保護サイン	保護預けあり										
			保護預け 先	農林中央金庫										
新:5-31 旧:5-31														
新:5-31 旧:5-31	る。				中途換金であっては課税で計算する。	・も、件別に入力す	る。				中途換金であっては課税で計算する。	こも、件別に入力す		
新:5-31 旧:5-31														
新:6-1 旧:6-1	第 6	章 請	<b>指届出</b>	の取扱り	<b>L1</b>		第 6	章 諸	届出(	の取扱	l,			
新:6-2 旧:6-2	<基本事項>	•					<基本事項>							

Page	改正後	現行	備考	差異
新:6-2 旧:6-2	1 届出事項の変更の取扱い	1 届出事項の変更の取扱い		
新:6-2 旧:6-2	(1) 受付	(1) 受付		
新:6-2 旧:6-2	窓販担当者は、次の書類(電話番号のみの変更の場合には a のみ)の提出を受け、以下 参照に準じて変更処理を行う (注意)。	窓販担当者は、次の書類(電話番号のみの変更の場合には a のみ)の提出を受け、以下 参照に準じて変更処理を行う (注意)。		
新:6-2 旧:6-2	【参照】「顧客管理事務手続(統一版)第4章<事>2 顧客情報追加・変更・解除登録および2-2 JA バンク Smile Navi(タブレット)を使用した場合」	【参照】「顧客管理事務手続(統一版)第4章<事>2 顧客情報追加・変更・解除 登録および2-2 JA バンク Smile Navi(タブレット)を使用した場合」		
新:6-2 旧:6-2	【注意】  1 タブレットにてキャッシュカードと暗証番号による本人認証を行った個人顧客(貸出取引のある顧客は除く。)から、住所または電話番号の変更について届出があった場合は、届出事項変更届の<農協使用欄>の入力方法欄に「キャッシュカードにより取得した情報を表示」と表示されていることを確認のうえ、お届出印欄に斜線を引く。この場合、届出事項変更届へのお届出印の押印(印鑑照合を含む。)を省略する。  なおこのとき、JAバンク Smile Navi(タブレット)における職員モードの「入力訂正」機能は、原則、利用を不可とする。  ただし、顧客からの要望等により「入力訂正」機能を利用する場合は次のとおり対応する。  (1)窓口係は役席者立会いのもと、顧客からキャッシュカードの提示を受ける。  (2)役席者は当該キャッシュカードが JAバンク Smile Navi(タブレット)にて使用されたキャッシュカードであることを確認し、入力訂正元の伝票を破棄したうえで、「入力訂正」機能により作成された伝票の「入力方法」欄の余白に役席者印を押印する。  2.特定口座を開設している場合は、以下参照に準じてBWシステムの変更処理を行う。 【参照】「(投信窓販編)第9章<事>1 (1) 住所・氏名(名称)の変更・改印等」	のある顧客は除く。)から、住所または電話番号の変更について届出があった場合は、届 出事項変更届の<農協使用欄>の入力方法欄に「キャッシュカードにより取得した情報を 表示」と表示されていることを確認のうえ、お届出印欄に斜線を引く。この場合、届出事 項変更届へのお届出印の押印(印鑑照合を含む。)を省略する。		追加
新:6-2 旧:6-2				
新:6-2 旧:6-2	a 「届出事項変更届」(顧 4-3) または (顧 4-3-QR) (注意)	a 「届出事項変更届」(顧 4-3) または(顧 4-3-QR) (注意)		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:6-2 旧:6-2	出を受ける。個人番号を告知していない顧客の場合 <b>も同様と</b> する。 2 住所・氏名の変更の場合は、変更前および変更後の住所・氏名が確認できる住所等確認書類 (例:変更前の住所または氏名が記載されている住民票の写し、国民年金手帳、運転免許 証等で変更後の住所および氏名が記載されているもの)の提示を受け、変更後の内容を確 認する。 3 「登録日」欄は記入不要とする。 4 「生年月日」欄は、投資信託の取引がない場合であっても、特定口座を開設している場合に	証等で変更後の住所および氏名が記載されているもの)の提示を受け、変更後の内容を確認する。 3「登録日」欄は記入不要とする。 4「生年月日」欄は、投資信託の取引がない場合であっても、特定口座を開設している場合には、租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項および租税特別措置法施行規則第18		変更
新:6-2 旧:6-2				
新:6-3 旧:6-2	b 「印鑑届」(貯共 1−2) または(貯共 1−2-QR)(お届出印の変更を伴わない自宅住所または連絡先住所の変更の場合は提出不要とし、提出済の「印鑑届」の備考欄に「○○. ○○.○○(日付)住所変更済」と補記する。)	b 「印鑑届」(貯共 1−2) または(貯共 1−2-QR)(お届出印の変更を伴わない自宅住所または連絡先住所の変更の場合は提出不要とし、提出済の「印鑑届」の備考欄に「○○. ○○.○○(日付)住所変更済」と補記する。)		
新:6-3 旧:6-2	c 変更内容の証明書類	c 変更内容の証明書類		
新:6-3 旧:6-3	運転免許証、住民票、法人の登記事項証明書、定款、規約等変更内容を証明する公的な書類(原本)	運転免許証、住民票、法人の登記事項証明書、定款、規約等変更内容を証明する公的 な書類(原本)		
新:6-3 旧:6-3	d 国債通帳	d 国債通帳		
新:6-3 旧:6-3	国債通帳を発行している場合は、あわせて受領する。	国債通帳を発行している場合は、あわせて受領する。		
新:6-3 旧:6-3	e 特定口座異動届出書(国投11-2)(特定口座の取扱店が変更になる場合)	e 特定口座異動届出書(国投 11-2) (特定口座の取扱店が変更になる場合)		
新:6-3 旧:6-3	f 「非課税貯蓄に関する異動申告書」(利非 1-6)と確認書類(マル優利用者で住所、氏名、個人番号、取扱店の変更に該当するとき)	f 「非課税貯蓄に関する異動申告書」(利非 1-6)と確認書類(マル優利用者で住所、氏名、個人番号、取扱店の変更に該当するとき)		
新:6-3 旧:6-3	g 「特別非課税貯蓄に関する異動申告書」(利非 1-18) と確認書類(マル特利用者で住所、氏名、個人番号、取扱店の変更に該当するとき)	g 「特別非課税貯蓄に関する異動申告書」(利非 1-18) と確認書類(マル特利用者で住所、氏名、個人番号、取扱店の変更に該当するとき)		
新:6-3 旧:6-3				
新:6-7 旧:6-7	<事務処理内容>	<事務処理内容>		
新:6-7	1 名義人変更	1 名義人変更		
(2025/12)				

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:6-7				
新:6-14 旧:6-14	(8) 被相続人口座の解約(相続の場合)(担当部署 取扱店)	(8) 被相続人口座の解約(相続の場合)(担当部署 取扱店)		
新:6-14 旧:6-14	相続の場合、移管完了後、窓販担当者は、「債券口座開設・変更・解約依頼書」および「特定口座廃止届出書」(国投 11-3) または「公共債口座開設・閉鎖指示書」(国投 12-1) (特定口座の場合)を作成し、以下参照に準じて、JASTEMシステムおよびBWシステム(特定口座の場合)で被相続人の債券口座の口座解約(閉鎖)を行う。	相続の場合、移管完了後、窓販担当者は、「債券口座開設・変更・解約依頼書」および「公共債口座開設・閉鎖指示書」(国投 12-1) (注意) (特定口座の場合) を作成し、以下参照に準じて、JASTEMシステムおよびBWシステム(特定口座の場合) で被相続人の債券口座の口座解約(閉鎖) を行う。		追加
新:6-14 旧:6-14	【参照】「第3章<事>3債券口座解約」	【参照】「第3章<事>3債券口座解約」		
新:6-14 旧:6-14		【注意】 国債のほか投信の取引があり投信口座を解約(閉鎖)する場合は、「投資信託総合取引解約届出書 兼 投資信託受益権振替決済口座廃止届出書 兼 外国証券取引口座廃止届出書兼 特定口座廃止届出書 兼 非課税口座廃止届出書」(投信423)を作成し、2枚目は廃棄する。		

附則(2025 J 実特発第 285 号)

(実施日)

この手続は、令和7年12月2日から実施する。

 新旧対照表

 Page
 現行
 備者
 差異

Page		改正後						現行					備考	
f:様式−1 H:様式−1	様式	•					様式	<u>.</u>						
	様式目次						様式目次							
:様式-2  :様式-2														
:様式-2 :様式-2	様式番号	名称	ページ	保存期間	サイズ	備考	様式番号	名称	ページ	保存期間	サイズ	備考		<u>婆</u>
	国投 1-1	業務又は財産の状況に関する報告 書(記入例)	様式-1	_	_	(記入例)	国投 1-1	業務又は財産の状況に関する報告 書(記入例)	様式-1	_	-	(記入例)		
	国投 1-2	事業報告書 (記入例)	様式-4	_	_	(記入例)	国投 1-2	事業報告書 (記入例)	様式-4	_	_	(記入例)		
	国投 1-3	関係会社に関する報告書(記入例)	様式-11	_	_	(記入例)	国投 1-3	関係会社に関する報告書(記入例)	様式-11	-	_	(記入例)		
	国投 2-1	定款変更新旧対照表(案) (国債を取扱うこととした場合)	様式-13	_	A4		国投 2-1	定款変更新旧対照表(案) (国債を取扱うこととした場合)	様式-13	_	A4			
	国投 2-2	定款変更新旧対照表(案) (国債取扱い J A が投資信託を取 扱うこととした場合)	様式-14	_	A4		国投 2-2	定款変更新旧対照表(案) (国債取扱い J A が投資信託を取 扱うこととした場合)	様式-14	_	A4			
	国投 2-2-1	定款変更新旧対照表(案) (国債未取扱い J A が投資信託を 取扱うこととした場合)	様式-15	_	A4		国投 2-2-1	定款変更新旧対照表(案) (国債未取扱い J A が投資信託を 取扱うこととした場合)	様式-15	_	A4			
	国投 2-2-2	定款変更新旧対照表(案) (国債および投信取扱い J A が投 資助言・代理業を取扱うこととした 場合)(注)	様式-16	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用	国投 2-2-2	定款変更新旧対照表(案) (国債および投信取扱い J A が投 資助言・代理業を取扱うこととした 場合) (注)	様式-16	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用		
	国投 2-2-3	定款変更新旧対照表 (案) (国債取扱い J A が投資信託と投 資助言・代理業を取扱うこととした 場合) (注)		_	A4	II	国投 2-2-3	定款変更新旧対照表(案) (国債取扱い J A が投資信託と投 資助言・代理業を取扱うこととした 場合) (注)	様式-17	_	A4	"		
	国投 2-2-4	定款変更新旧対照表(案) (国債未取扱い J A が投資信託および投資助言・代理業を取扱うこととした場合) (注)	様式-18	_	A4		国投 2-2-4	定款変更新旧対照表(案) (国債未取扱い J Aが投資信託および投資助言・代理業を取扱うこととした場合) (注)	様式-18	_	A4			
	国投 2-3	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債を取扱うこととした場合)	様式-19	_	A4		国投 2-3	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債を取扱うこととした場合)	様式-19	_	A4			
	国投 2-4	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債取扱い J A が投資信託を取 扱うこととした場合)	様式-20	_	A4		国投 2-4	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債取扱い J A が投資信託を取 扱うこととした場合)	様式-20	_	A4			
	国投 2-4-1	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債未取扱い J A が投資信託を 取扱うこととした場合)	様式-21	_	A4		国投 2-4-1	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債未取扱い J A が投資信託を 取扱うこととした場合)	様式-21	_	A4			

	改正後						現行				
]投 2-4-2	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債および投信取扱いJAまた は投信のみ取扱いJAが投資助言・ 代理業を取扱うこととした場合) (注)	様式-22	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用	国投 2-4-2	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債および投信取扱いJAまた は投信のみ取扱いJAが投資助言・ 代理業を取扱うこととした場合) (注)	様式-22	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用
国投 2-4-3	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債取扱い J A が投資信託と投 資助言・代理業を取扱うこととした 場合) (注)	様式-23	_	A4	"	国投 2-4-3	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債取扱い J A が投資信託と投 資助言・代理業を取扱うこととした 場合)(注)	様式-23	_	A4	II
国投 2-4-4	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債未取扱いJAが投資信託および投資助言・代理業を取扱うこと とした場合)(注)	様式-24	_	A4	"	国投 2-4-4	信用事業規程変更新旧対照表(例) (国債未取扱いJAが投資信託および投資助言・代理業を取扱うこと とした場合)(注)	様式-24	_	A4	II
国投 2-5	信用事業方法書新旧対照表(案) (投資助言代理業を取扱うことと した場合) (注)	様式-25	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用	国投 2-5	信用事業方法書新旧対照表(案) (投資助言代理業を取扱うことと した場合) (注)	様式-25	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用
国投 3-1	提出書類一覧 (窓販業務の開始にか かる提出書類一覧)	様式-26	_			国投 3-1	提出書類一覧 (窓販業務の開始にか かる提出書類一覧)	様式-26	_	-	
国投 3-2	国債・投信窓販にかかる規程の体系	様式-27	_	_		国投 3-2	国債・投信窓販にかかる規程の体系	様式-27	_	_	
国投 3-3	登録申請書	様式-31	_	A4		国投 3-3	登録申請書	様式-31	_	A4	
国投 3-4	誓約書	様式-43	_	A4		国投 3-4	誓約書	様式-43	_	A4	
国投 3-5	業務内容方法書(ひな形) (国債窓販のみ取り扱う場合)	様式-44	_	A4		国投 3-5	業務内容方法書(ひな形) (国債窓販のみ取り扱う場合)	様式-44	_	A4	
国投 3-6	業務内容方法書(ひな形) (国債窓販および投信窓販を取り 扱う場合)	様式-47	_	A4		国投 3-6	業務内容方法書(ひな形) (国債窓販および投信窓販を取り 扱う場合)	様式-47	_	A4	
国投 3-7	業務内容方法書(ひな形)(国債窓 販、投信窓販および地方債窓販を取 り扱う場合)	様式-50	_	A4		国投 3-7	業務内容方法書(ひな形)(国債窓 販、投信窓販および地方債窓販を取 り扱う場合)	様式-50	_	A4	
国投 3-7-1	業務内容方法書(ひな形) (投信窓販のみ取り扱う場合)	様式-53	_	A4		国投 3-7-1	業務内容方法書(ひな形) (投信窓販のみ取り扱う場合)	様式-53	_	A4	
国投 3-7-2	業務内容方法書(ひな形) (国債窓販および投信窓販および 投資助言・代理業を取り扱う場合) (注)	様式-56	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用	国投 3-7-2	業務内容方法書(ひな形) (国債窓販および投信窓販および 投資助言・代理業を取り扱う場合) (注)	様式-56	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用
国投 3-7-3	業務内容方法書(ひな形) (国債窓販、投信窓販、地方債窓販 および投資助言・代理業を取り扱う 場合) (注)	様式-59	_	A4	"	国投3-7-3	業務内容方法書(ひな形) (国債窓販、投信窓販、地方債窓販 および投資助言・代理業を取り扱う 場合)(注)	様式-59	_	A4	II
国投 3-7-4	業務内容方法書(ひな形) (投信窓販および投資助言・代理業 を取り扱う場合)(注)	様式-63	_	A4	JJ	国投 3-7-4	業務内容方法書(ひな形) (投信窓販および投資助言・代理業 を取り扱う場合)(注)	様式-63	_	A4	11
国投 3-8	組織規程(ひな形)	様式-66	_	A4		国投 3-8	組織規程(ひな形)	様式-66	_	A4	

旧対照表 Page		改正後												系統
Ţ.	国投 3-8-1	組織規程(ひな形)(投資助言・代 理業を取り扱う場合)(注)	様式-68	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用	国投 3-8-1	組織規程(ひな形) (投資助言・代 理業を取り扱う場合) (注)	様式-68	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用	0	
	国投 3-9	苦情・紛争処理規程(ひな形)	様式-70	_	A4		国投 3-9	苦情・紛争処理規程(ひな形)	様式-70	_	A4			
	国投 3-9-1	苦情・紛争処理規程(ひな形)(投 資助言・代理業を取扱う場合)(注)	様式-73	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用	国投 3-9-1	苦情・紛争処理規程(ひな形)(投 資助言・代理業を取扱う場合)(注)	様式-73	_	A4	投資助言・ 代理業を取 扱う農協用		
	国投 3-10	損失の危険の管理方法(ひな形)	様式-76	_	A4		国投 3-10	損失の危険の管理方法(ひな形)	様式-76	_	A4			
	国投 3-11	分別管理に関する規程(ひな形)(国 債窓販のみ取り扱う場合)	様式-77	_	A4		国投 3-11	分別管理に関する規程(ひな形)(国 債窓販のみ取り扱う場合)	様式-77	_	A4			
	国投 3-12	分別管理に関する規程(ひな形) (国債窓販および投信窓販を取り 扱う場合)	様式-80	_	A4		国投 3-12	分別管理に関する規程(ひな形) (国債窓販および投信窓販を取り 扱う場合)	様式-80	_	A4			
	国投 3-13	分別管理に関する規程(ひな形) (国債窓販、投信窓販および地方債 窓販を取り扱う場合)	様式-84	_	A4		国投 3-13	分別管理に関する規程(ひな形) (国債窓販、投信窓販および地方債 窓販を取り扱う場合)	様式-84	_	A4			
	国投 3-13- 1	分別管理に関する規程(ひな形)(投 信窓販のみ取り扱う場合)	様式-88	_	A4		国投 3-13- 1	分別管理に関する規程(ひな形)(投 信窓販のみ取り扱う場合)	様式-88	_	A4			
	国投 3-14	親法人等、子法人等その他関係会社の状況	様式-91	_	A4	(記入例)	国投 3-14	親法人等、子法人等その他関係会社の状況	様式-91	_	A4	(記入例)		
	国投 3-15	業務に係る人的構成及び組織等の 業務執行体制を記載した書面	様式-92	_	A4		国投 3-15	業務に係る人的構成及び組織等の 業務執行体制を記載した書面	様式-92	_	A4			
	国投 3-16	登録金融機関業務を担当する役員 及び重要な使用人の履歴書	様式-93	_	A4		国投 3-16	登録金融機関業務を担当する役員 及び重要な使用人の履歴書	様式-93	_	A4			
	n .	登録金融機関業務を担当する役員 及び重要な使用人の履歴書(記入 例)	様式-94	_	A4	(記入例)	II .	登録金融機関業務を担当する役員 及び重要な使用人の履歴書(記入 例)	様式-94	_	A4	(記入例)		
	国投 3-17	外務員の服務規程(ひな形)	様式-95	_	A4		国投 3-17	外務員の服務規程(ひな形)	様式-95	_	A4			
	国投 3-18	保護預り規程兼振替決済口座管理 規程(ひな形) (国債窓販を取り扱う場合(取引残 高報告書式))		_	A4		国投 3-18	保護預り規程兼振替決済口座管理 規程(ひな形) (国債窓販を取り扱う場合(取引残 高報告書式))	様式-101	_	A4			
	国投 3-19	保護預り規程兼振替決済口座管理 規程(ひな形) (国債窓販を取り扱う場合(通帳 式))		_	A4		国投 3-19	保護預り規程兼振替決済口座管理 規程(ひな形) (国債窓販を取り扱う場合(通帳 式))	様式-108	_	A4			
	国投 3-22	投資信託総合取引規程(ひな形)	様式-115	_	A4		国投 3-22	投資信託総合取引規程(ひな形)	様式-115	_	A4			
	国投 3-23	外国証券取引口座規程(ひな形)	様式-120	_	A4		国投 3-23	外国証券取引口座規程(ひな形)	様式-120	_	A4			
	国投 3-24	一般債振替決済口座管理規程(ひな 形)	様式-123	_	A4		国投 3-24	一般債振替決済口座管理規程(ひな 形)	様式-123	_	A4			
	国投 3-25	投資信託受益権振替決済口座管理 規程(ひな形)	様式-129	_	A4		国投 3-25	投資信託受益権振替決済口座管理 規程(ひな形)	様式-129	_	A4			
	国投 3-26	国債証券等の買取等の価格設定に 関する規程(ひな形)	様式-133	_	A4		国投 3-26	国債証券等の買取等の価格設定に 関する規程(ひな形)	様式-133	_	A4			
	国投 3-27	特定口座規程(ひな形)	様式-136	_	A4		国投 3-27	特定口座規程(ひな形)	様式-136	_	A4			

改正後							現行						差
国投 3-28	投資信託累積投資規程(ひな形)	様式-142	_	A4		国投 3-28	投資信託累積投資規程(ひな形)	様式-142	_	A4			
国投 3-29	J Aバンク投信ネットサービス利 用規程(ひな形)	様式-145	_	A4		国投 3-29	J Aバンク投信ネットサービス利 用規程(ひな形)	様式-145	_	A4			
国投 3-31	非課税上場株式等管理、非課税累積 投資および特定非課税累積投資に 関する規程(ひな形)	様式-151	_	A4		国投 3-31	非課税上場株式等管理、非課税累積 投資および特定非課税累積投資に 関する規程(ひな形)	様式-151	_	A4			
国投 3-32	「JAの投信つみたてサービス」取 扱規程(ひな形)	様式-161	_	A4		国投 3-32	「JAの投信つみたてサービス」取 扱規程(ひな形)	様式-161	_	A4			
国投 3-33	外務員登録者一覧表 (様式例)	様式-165	_	A4		国投 3-33	外務員登録者一覧表 (様式例)	様式-165	_	A4			
国投 3-34	内部管理責任者·営業責任者等名簿 (様式例)	様式-166	_	A4		国投 3-34	内部管理責任者·営業責任者等名簿 (様式例)	様式-166	_	A4			
国投 3-35	登録金融機関業務における人事異 動時チェックリスト (様式例)	様式-168	_	A4		国投 3-35	登録金融機関業務における人事異動時チェックリスト (様式例)	様式-168	_	A4			
国投 4	変更・届出手続の概要	様式-170	_	_		国投 4	変更・届出手続の概要	様式-170	_	_			
国投 5-1	金商法上の変更手続	様式-172	_	_		国投 5-1	金商法上の変更手続	様式-172	_				
国投 5-2	登録申請書の記載事項の変更届出 書	様式-184	_	A4		国投 5-2	登録申請書の記載事項の変更届出 書	様式-184	_	A4			
国投 5-3	登録金融機関業務に関する業務内 容又は方法の変更届出書	様式-185	_	A4		国投 5-3	登録金融機関業務に関する業務内 容又は方法の変更届出書	様式-185	_	A4			
国投 5-4	金融商品取引法第 50 条第 1 項に基 づく届出書	様式-186	_	A4		国投 5-4	金融商品取引法第 50 条第 1 項に基 づく届出書	様式-186	_	A4			
国投 5-5	金融商品取引法第50条の2第1項に基づく届出書	様式-187	_	A4		国投 5-5	金融商品取引法第50条の2第1項に基づく届出書	様式-187	_	A4			
国投 5-6	金融商品取引法第50条の2第7項に基づく届出書	様式-188	_	A4		国投 5-6	金融商品取引法第50条の2第7項 に基づく届出書	様式-188	_	A4			
国投 6-1	国債窓販農協の合併報告書	様式-189	_	A4	国債用(記入例)	国投 6-1	窓販 <mark>認可</mark> 農協の合併報告書	様式-189	_	A4	国債用(記入例)	・「窓販認可農協」 を「国債窓販農 協」に変更しま	
国投 6-2	合併連絡書	様式-190	_	A4	投資信託用 (記入例)	国投 6-2	合併連絡書	様式-190	_	A4	投資信託用 (記入例)	す。	
国投 6-3	信用事業規程の廃止承認申請書	様式-191	_	A4		国投 6-3	信用事業規程の廃止承認申請書	様式-191	_	A4			
国投 6-4	登録金融機関の新設合併の公告	様式-192	_	A4	(公告例)	国投 6-4	登録金融機関の新設合併の公告	様式-192	_	A4	(公告例)		
国投 6-5	登録金融機関の吸収合併の公告	様式-193	_		(公告例)	国投 6-5	登録金融機関の吸収合併の公告	様式-193	_	_	(公告例)		
国投 6-6	登録金融機関の吸収合併の公告	様式-194	_	-	名称変更を 伴 う 場 合 (公告例)	国投 6-6	登録金融機関の吸収合併の公告	様式-194	_	_	名称変更を 伴 う 場 合 (公告例)		
国投 6-7	金融商品取引法第50条の2第7項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関の合併公告の届出)	様式-195	_	A4		国投 6-7	金融商品取引法第50条の2第7項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関の合併公告の届出)	様式-195	_	A4			
国投 6-8	金融商品取引法第50条の2第1項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関の合併による消滅の届出)	様式-196	_	A4		国投 6-8	金融商品取引法第50条の2第1項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関の合併による消滅の届出)	様式-196	_	A4			
国投 7-1	登録金融機関業務の廃止の公告	様式-197	_	-	(公告例)	国投 7-1	登録金融機関業務の廃止の公告	様式-197	_	_	(公告例)		
国投7-2	登録金融機関業務の事業譲渡の公 告	様式-198	_	_	(公告例)	国投 7-2	登録金融機関業務の事業譲渡の公 告	様式-198	_	_	(公告例)		

	改正後						現行					備考
国投 7-3	金融商品取引法第50条の2第7項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関業務の廃止公告の届出)	様式-199	_	A4		国投 7-3	金融商品取引法第50条の2第7項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関業務の廃止公告の届出)	様式-199	_	A4		
国投 7-4	金融商品取引法第50条の2第7項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関の事業譲渡公告の届出)	様式-200	_	A4		国投 7-4	金融商品取引法第50条の2第7項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関の事業譲渡公告の届出)	様式-200	_	A4		
国投 7-5	金融商品取引法第50条の2第1項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関業務の廃止の届出)	様式-201	_	A4		国投 7-5	金融商品取引法第50条の2第1項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関業務の廃止の届出)	様式-201	_	A4		
国投 7-6	金融商品取引法第50条の2第1項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関の事業譲渡の届出)	様式-202	_	A4		国投 7-6	金融商品取引法第50条の2第1項 に基づく事項の届出書(登録金融機 関の事業譲渡の届出)	様式-202	_	A4		
国投 8-1	特定投資家以外の顧客への移行に 関する告知書	様式-203	_	A4		国投 8-1	特定投資家以外の顧客への移行に 関する告知書	様式-203	_	A4		
国投 8-2	特定投資家以外の顧客への移行に 関する確認書	様式-204	_	A4		国投 8-2	特定投資家以外の顧客への移行に 関する確認書	様式-204	_	A4		
国投 8-3	特定投資家以外の顧客への移行に 関する申出書	様式-205	_	A4		国投8-3	特定投資家以外の顧客への移行に 関する申出書	様式-205	_	A4		
国投 8-4	特定投資家以外の顧客への移行に 係る承諾に関する書面	様式-206	_	A4	写しは5年保存	国投8-4	特定投資家以外の顧客への移行に 係る承諾に関する書面	様式-206	_	A4	写しは 5 年 保存	
国投 8-5	投資家区分移行管理表	様式-207	_	A4		国投 8-5	投資家区分移行管理表	様式-207	_	A4		
国投 8-6	特定投資家取引申出書(法人復帰 用)	様式-208	_	A4		国投8-6	特定投資家取引申出書(法人復帰用)	様式-208	_	A4		
国投 8-7	特定投資家への復帰に関する同意 書	様式-209	_	A4		国投 8-7	特定投資家への復帰に関する同意 書	様式-209	_	A4		
国投8-8	特定投資家取引申出書(個人用)	様式-211	_	A4		国投 8-8	特定投資家取引申出書(個人用)	様式-211	_	A4		
国投 8-9	特定投資家取引申出書(法人用)	様式-212	_	A4		国投 8-9	特定投資家取引申出書(法人用)	様式-212	_	A4		
国投 8-10	「特定投資家」のお取り扱いについ て	様式-213	_	A4	写しは 5 年 保存	国投 8-10	「特定投資家」のお取り扱いについ て	様式-213	_	A4	写しは 5 年 保存	
国投 8-11	特定投資家への移行に関する同意書	様式-215	効力を 失った 日から 5年	A4		国投8-11	特定投資家への移行に関する同意書	様式-215	効力を 失った 日から 5年			
国投8-12	期限日到来のお知らせ(個人用)	様式-217	_	A4		国投8-12	期限日到来のお知らせ(個人用)	様式-217	_	A4		
国投8-13	期限日到来のお知らせ(法人用)	様式-218	_	A4		国投8-13	期限日到来のお知らせ(法人用)	様式-218	_	A4		
国投8-14	特定投資家以外の顧客の特定投資 家への移行にかかる要件チェック リスト (特定投資家以外の顧客である個 人が特定投資家とみなされる場合)	様式-219	_	A4		国投8-14	特定投資家以外の顧客の特定投資 家への移行にかかる要件チェック リスト (特定投資家以外の顧客である個 人が特定投資家とみなされる場合)		_	A4		
国投 8-15	特定投資家以外の顧客への復帰に 関する申出書(個人用)	様式-220	_	A4		国投8-15	特定投資家以外の顧客への復帰に 関する申出書(個人用)	様式-220	_	A4		
国投 8-16	特定投資家以外の顧客への復帰に 関する申出書(法人用)	様式-221	_	A4		国投8-16	特定投資家以外の顧客への復帰に 関する申出書(法人用)	様式-221	_	A4		

	改正後						現行				
国投 8-	17 特定投資家以外の顧客への復帰に 係る承諾に関する書面(個人用)	様式-222	_	A4	国担	党8−17	特定投資家以外の顧客への復帰に 係る承諾に関する書面(個人用)	様式-222	_	A4	
国投 8-	18 特定投資家以外の顧客への復帰に 係る承諾に関する書面(法人用)	様式-223	_	A4	国担	₾ 8-18	特定投資家以外の顧客への復帰に 係る承諾に関する書面(法人用)	様式-223	_	A4	
国投 9-1	受付カード	様式-224	_	A4	国担	党 9-1	受付カード	様式-224	_	A4	
国投 9-2	適合性チェック兼面談記録シート (80歳以上)	様式-225	_	A4	国技	굿 9-2	適合性チェック兼面談記録シート (80歳以上)	様式-225	_	A4	
国投 9-3	適合性チェック兼面談記録シート (75 歳以上 80 歳未満)	様式-231	_	A4	国技	<b>5</b> 9−3	適合性チェック兼面談記録シート (75歳以上80歳未満)	様式-231	_	A4	
国投 9-4	適合性チェック兼面談記録シート (75 歳未満/法人・団体)	様式-236	_	A4	国技	艾 9-4	適合性チェック兼面談記録シート (75 歳未満/法人・団体)	様式-236		A4	
国投 9-5	適合性チェック兼面談記録シート (国債)	様式-240	_	A4	国技	殳 9-5	適合性チェック兼面談記録シート (国債)	様式-240	ı	A4	
国投 9-6	投信販売における「適合性の原則」 確認基準(投信)	様式-241		A4	国担	殳 9-6	投信販売における「適合性の原則」 確認基準(投信)	様式-241	-	A4	
国投 10-	1 事故確認申請書	様式-242	_	A4	国技	党 10-1	事故確認申請書	様式-242	_	A4	
国投 11-	1 特定口座開設届出書	様式-243	取引終 了後10 年	A4	国技	殳 11-1	特定口座開設届出書	様式-243	取引終 了後10 年	A4	
国投 11-	空 特定口座異動届出書	様式-244	"	A4	国力	党 11-2	特定口座異動届出書	様式-244	11	A4	
国投 11-	3 特定口座廃止届出書	様式-245	11	A4	国技	춫 11-3	特定口座廃止届出書	様式-245	11	A4	
国投 11-	4 特定口座源泉徵収選択届出書	様式-246	11	A4	国技	굿 11-4	特定口座源泉徴収選択届出書	様式-246	11	A4	
国投 11-	8 特定口座開設者死亡届出書	様式-247	"	A4	国担	殳 11-8	特定口座開設者死亡届出書	様式-247	"	A4	
国投 11-	9 特定口座継続適用届出書	様式-248	"	A4	国担	殳 11-9	特定口座継続適用届出書	様式-248	11	A4	
国投 11-	·10 出国口座内保管上場株式等移管依 頼書	様式-249	JJ	A4	国担	፟፟ጟ 11−10	出国口座内保管上場株式等移管依 頼書	様式-249	IJ	A4	
国投 12-	1 公共債口座開設・閉鎖指示書	様式-250	10年	A4	国技	党 12-1	公共債口座開設·閉鎖指示書	様式-250	10年	A4	
国投 12-	2 譲渡益税リクエスト強制修正(取得コスト更新)指示書(国債)	様式-251	10年	A4	国技	殳 12-2	譲渡益税リクエスト強制修正(取得 コスト更新)指示書(国債)	様式-251	10年	A4	
国投 12-	4 マイナンバー(個人番号)・法人番 号登録票兼登録依頼票	様式-254	10年	A4	国技	艾 12-4	マイナンバー(個人番号)・法人番 号登録票兼登録依頼票	様式-254	10年	A4	
国投 12-	5 個人番号移送管理表	様式-255	10年	A4	国担	党 12-5	個人番号移送管理表	様式-255	10年	A4	
国投 12-	6 譲渡益税リクエスト強制修正(利金 明細追加用)指示書(国債)	様式-256	10年	A4	国技	殳 12-6	譲渡益税リクエスト強制修正(利金 明細追加用)指示書(国債)	様式-256	10年	A4	
国投 12-	7 譲渡益税リクエスト強制修正(利金明細修正用)指示書(国債)	様式-259	10年	A4	国技	艾 12-7	譲渡益税リクエスト強制修正 (利金 明細修正用) 指示書 (国債)	様式-259	10年	A4	
国投 12-	・8 譲渡益税リクエスト強制修正(利金 明細削除用)指示書(国債)	様式-262	10年	A4	国技	፟፟ጟ 12−8	譲渡益税リクエスト強制修正(利金 明細削除用)指示書(国債)	様式-262	10年	A4	
国投 12-	11 利金年間集計管理(追加用)指示書 (国債)	様式-264	10年	A4	国技	殳 12-11	利金年間集計管理(追加用)指示書(国債)	様式-264	10年	A4	
国投 12-	12 利金年間集計管理(修正用)指示書(国債)	様式-267	10年	A4	国技	党 12-12	利金年間集計管理(修正用)指示書(国債)	様式-267	10年	A4	
国投 12-	13 特定口座継続適用登録票(出国時)	様式-270	10年	A4	国担	党 12-13	特定口座継続適用登録票(出国時)	様式-270	10年	A4	

age		改正後						現行					備考
	国投 12-14	出国口座内保管上場株式等移管登 録票(帰国時)	様式-271	10年	A4		国投 12-14	出国口座内保管上場株式等移管登 録票(帰国時)	様式-271	10年	A4		
	国投 12-15	投資信託総合取引申込書変更届出書 兼 投資信託受益権振替決済口座設定申込書変更届出書 兼 外国証券取引口座設定申込書変更届出書 兼 累積投資契約申込書変更届出書 兼 特定口座異動届出書 兼 非課税口座異動届出書 兼 非課税口座帰国届出書 特定口座開設届出書 特定口座開設届出書 特定口座異動届出書 な社債の利子の告知書 兼 株式等の譲渡の対価の告知書		取引終 了後 10 年	A4		国投 12-15	投資信託総合取引申込書変更届出書 兼 投資信託受益権振替決済国 正	様式-272	取引終 了後 10 年	1		・「公社債の利子の告知書 兼 株式等の譲渡の対価の告知書」を追加します。
		式等の譲渡の対価の変更告知書 別紙(個人番号告知書・届出書)					国投 13-1	特定個人情報の取扱いに関する覚 書(信連・金庫)	様式-273	契約解 除後 10		提出期限: 取扱開始日	
	国投 13-1	特定個人情報の取扱いに関する覚書(信連・金庫)	様式-273	契約解 除後 10 年	A4	提出期限: 取扱開始日 まで	国投 13-2	特定個人情報の取扱いに関する覚 書(JA・信連)	様式-275	年 契約解 除後10		まで 提出期限: 取扱開始日	
	国投 13-2	特定個人情報の取扱いに関する覚	様式-275	契約解	A4	提出期限:				年		まで	
		書(JA・信連)		除後 10 年		取扱開始日 まで	国投 13-3	特定個人情報の取扱いに関する覚 書(1JA県・統合県)	様式-277	契約解 除後10		提出期限: 取扱開始日	
	国投 13-3	特定個人情報の取扱いに関する覚	様式-277	契約解	A4	提出期限:				年		まで	
		書(1JA県・統合県)		除後 10 年		取扱開始日まで	国投 13-4	特定個人情報の取扱いに関する覚 書(別表:再委託先等一覧)	様式-279	契約解 除後 10	1	提出期限: 取扱開始日	
	国投 13-4	特定個人情報の取扱いに関する覚書(別表:再委託先等一覧)	様式-279	契約解   除後 10	A4	提出期限: 取扱開始日	国投 14-1	投信窓販参入スケジュール例	様式-280	年	A4	まで	
				年		まで	国投 14-1	投信心販多人へクラュール例 投資助言・代理業参入スケジュール	様式-281		A4 A4		
	国投 14-1	投信窓販参入スケジュール例	様式-280	_	A4		四次 14 <sup>-</sup> 4	校員助言・八座未参バスクラュール   例	102 <sup>-</sup> /4 <i>X</i> K		A4		
	国投 14-2	投資助言・代理業参入スケジュール 例	様式-281	_	A4			1	1	ı	1	1	
·9 ·8													
·1													

Page	改正後	現行	備考差異
新:様式-1 旧:様式-1		(記入例)	変更
	(記入例)  別職権式第十七号(第百八十八条第二号関係)  (日本産業規格 A 4)  業務又は対策の功力に関する報告等  (年月)  (金融)  (1) 有価証券の党項の状況(漢子記録検験有価証券表示権制等、関する義務、係るものを除く。)  (単位:百万円)  (単位:百万円)  (本語)  (本語)	(記入例)  別紙様式第十七号(第百八十八条第二号陽係) (日本産業規格A 4) 業務又は対策の状況に関する報告書 ( 年 月) (名略) (1) 有価証券の売買の状況(電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。) (単位:百万円) 区 分 委 記 自己 計	変更
	(2025/12) (国投1-1)	( <b>2025/10</b> ) (国投 1 - 1 )	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。
新:様式-2 旧:様式-1			

Page	改正後	現行	備考差	
新:様式-2 旧:様式-2	(別) 有面証券の引受す及の元田上並のこ特定投資家向け元付計解酵等並の主有面証券の原果、元田上及び 起席の取扱い室に実情容者需要向中京付計解酵等の直接いつ状況 (単位:百万円) 原本投資 原本及 原本投資 原本及 原本及 原本及 原本及 原本及 原本及 原本及 原本及	(5) 有価証券の引受け及び完出し並び、特定投資家向け売付け勧誘等並の取扱いの水泡、 (単位:百万円)    下午	11.0	<u>差</u> 更
旧:様式-2				

和ID对照表 Page	改正後	現行	備考差異
新:様式-3			変更
旧:様式-3			
	(6) 登録金融機関業務に係る受入手数料の状況 (単位:百万円)	引受け・売出し・特定投資家向け	
	区分 国債証券等 受益証券 その他 計	一日の一方というとはは、一方とは、日本の一方には、日本の一方とは、日本の一方とは、日本の一方とは、日本の一方には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本	
	委託手数料	募集・売出し・特定投資家向け売	
	引受け・売出し・特定投資家向け	付け勧誘等の取扱手数料	
	売付け勧誘等の手数料	その他の受入手数料	
	募集・売出し・特定投資家向け売 付け勧誘等の取扱手数料	計	
	その他の受入手数料		
	計		
		四捨五入。四捨五入後百万円未満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。	
	< 夫通 > 約定基準で記入する。ただし、国債・地方債については、発行月が当該報告月に属するものについて記入する。単位未満	<国債>・「引受け・売出し手数料」→引受手数料を記入する(地方債取扱いの場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」→COSMOSシステム帳票「国債募集発行事務取扱手数料精算書」により手数料金額を	
	四捨五入。四捨五入後百万円未満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 〈国情〉・「引受け・売出し手数料」・引受手数料を記入する(地方管取扱いが場合)。	確認し、募集発行事務取扱手数料(発行月に計上する。)を記入する。この場合、「国債募集発行事務取扱手数料明細票」(税	
	・「募集・売出しの政扱手数料」→COSMOSシステム帳票「国傭募集発行事務取扱手数料精算書」により手数料金額を 確認し、募集発行事務取扱手数料(発行月に計上する。)を記入する。この場合、「固質募集発行事務取扱手数料明細票」(脱	別表示) (なお、両帳票には、新窓販国債および個人向け国債にかかる募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。) を適宜参照する。	
	別接示)(なお、両帳票には、新密販区債おより個人向け国債とかかる募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)	・「その他受入手数料」→元利金取扱手数料(COSMOSシステム帳票「振決国債元利金取扱手数料精算書」により手数	・「その他受入手数
	を適宜参照する。 ・「その他受入手数料」→元利金取扱手数料(COSMOSシステム帳票「援決国億元利金取扱手数料精算書」により手数	料金額を確認し、未収分を記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、口座 管理手数料、中途換金事務取扱手数料(「COSMOSシステム鰻票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」により	料」の3行目 <u>「(C</u>
	料金額を確認し、未収分を配入する。この場合、「版決区債元利金取扱手数料明細票」(特別表示)を適宜参照する。)、口座 管理手数料、中途機全事施取扱手数料および個人向け医債管理手数料(COSMOSシステム機票「個人向け国債管理手数	手数料金額を確認し、未収分を記入する。この場合、「個人向け国債中途換金事務取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参	<u>OSMOSシステ</u> ム帳表…を適宜参
	料精算書。により手数料金額を確認し、未収分を記入する。この場合、「個人向け国賓管理手数料明細票」(税別表示)を適	照する。) および個人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により手数料金 額を確認し、未収分を記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。	<u>照する。」を削除</u> し
	宜参照する。)を記入する。 税抜ベースで記入する。	税抜ベースで記入する。	ます。
	<投信>・「募集・売出しの取扱手数料」→販売手数料(税抜ベース)を記入する。 ・「その他の受入于数料」→解約于数料(税抜ベース)、代行手数料(お収収益を含む。)を記入する。	〈投信〉・「募集・売出しの取扱手数料」→販売手数料(税抜ベース)を記入する。 ・「その他の受入手数料」→解約手数料(税抜ベース)、代行手数料(未収収益を含む。)を記入する。	
	【JASTEMシステム利用】		·[JASTEMシ
	<ul> <li>・中流検企事務政股手数料は [国情選販 各種手数料] (ΔIS-18160) の「その他手数料」を利用可能。</li> <li>・口座管理手数料は約定基準(未収)であれば、上記帳表の「口座管理手数料」を利用可能。</li> </ul>	口座管理手数料は、約定基準(未収)であれば、[国債窓販 各種手数料] (ZJS-18160) の「口座管理手数料」を利用可能。	ステム利用】に <u>中</u>   途換金事務取扱手
	【BWンステム利用】	【BWシステム利用】	数料の把握が可能
	「販売手数料」は、「汎月検索取引集計照会(売買約定)条件入り画面」を利用し、「データ基準:出力基準=約定日、日付指	「販売手教料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準:出力基準=約定日、日付指 定=月中の範囲指定、集計条件=取引情報、取引種別3、集計項目=手数料」の条件により、「買付」に伴う「手数料」の集計値	な帳表についての
	定=月中の範囲指定、集計条件=取引情報、取引権別3、集計項目=手数料」の条件により、「買付」に至う「手数料」の集計値 を出し、それを使用して記入する。	を出し、それを使用して記入する。	<mark>記述を追加</mark> しま   す。
	前月の「代行手数や」は、「前月実収分+各ファンドの前回映算から前月までの未収累計-各ファンドの前回映算から前々月ま での未収累計「で計算し、帳票は、「代行手数料一覧表(ファンド次算分)」、「代行手数料一覧表(未収分)」を使用する。なは、	前月の「代行手数料」は、「前月実収分+各ファンドの前回決算から前月までの未収累計-各ファンドの前回決算から前々月ま での未収累計」で計算し、帳票は、「代行手数料一覧表(ファンド決算分)」、「代行手数料一覧表(未収分)」を使用する。なお、	
	外貨建MMFがある場合は、さらに「代行手数学一覧表(ファンド決算分)外国」、「代行手数料一覧表(未収分)外国 の数値	外貨建MMFがある場合は、さらに「代行手数料一覧表(ファンド決算分)外国」、「代行手数料一覧表(未収分)外国」の数値	
	を含めて使用する。	を含めて使用する。	
	(省略)	(省略)	
	(2025/12)		・フッター年月を    2025/12 に変更しま
		(2025/10)	す。
新:様式-3 旧:様式-3			

f旧対照表 Page				系統内
 新:様式-3	WE K	9613	Vm · J	<u> </u>
新:様式-4 旧:様式-4	国投 1-2 事業報告書(記入例)	国投1-2 事業報告書(記入例)		
新: 様式-4 旧: 様式-4	(記入例)  東京に入るからたるを無っ向い スタッとのない。シャチムに名を無っ向い スタッとのない。シャチムに名を無っ向い スタッとのない。シャチムに名を無っ向い スタッとのない。シャチムに名を無っ向い 年 月 日 日まで  年 月 日 日まで  年 月 日 日まで  年 月 日 日まで  (記を事項)  1 法第30条の3番1項の設算単結議又は決策30条の6番1項の規定による個出書に旧反及50名を使せて記載して提出した名・ペッでは、これらの書類に記載した当該用氏及50名を使せて必要することかできる。 2 当該が最全値被関力のシンサイトのアマレス(そのウェブサイトがない場合にあっては、その信)を記載して製出した名・スマでは、これらの書類に記載した当該用氏及50名を使せての間、氏名を主義する場に 中国で記載した。大き室内による信息を持つまます。ことができる。 2 当該が最全値被関力のシンサイトのアマレス(そのウェブサイトがない場合にあっては、その信)を記載すること とかできる。 2 当該が最全値被関力のシンサイトのアマレス(そのウェブサイトがない場合にあっては、その信)を記載すること (1) 法第33条第2項第1号に関わる自然達す「係る向号に定める行為を行う素務 (2) 法第33条約2年度と日まりたり指数を対したの目に定める行為を行う素務 (3) 法第3条の2に限ける有金を書の後では多んが行うな行う条務 (4) 法第33条の2に限ける有金を書のまである。(4) に対して関するというのでは、(4) は関連に対して関するというのでは、(4) は関連に対して関連に対して関するというのでは、(4) は関連に対して関連に対している。(4) は関連に対しているのできなります。(4) は関連に対しているのできなります。(4) は関連に対しているのできなります。(4) は関連に対しているのできなります。(4) は関連に対しているのできなりまなります。(4) は関連に対しているのできなりまなりまないが対しているのできなりまないが対している。と言なが対しまなが対している。と言なが対している。と言なが対している。と言なが対している。と言なが対している。と言なが対している。と言なが対している。と言なが対している。と言なが対している。と言なが対している。と言なが対している。と言なが対しまなが対している。と言なが対しまなが対しまなが対しまなが対しまなが対しまなが対しまなが対しまなが対しま	以下の窓入が設議金へみの事件が場合が送入が下からない。シスク は上きを特性の場合は シスク が (記入例)  別様様式第十六号(第百八十七条関係)  事業報告書  年 月 日から 年 月 日まで  選禁金融機関名 所作地 (大き香氏名 ウェブサイトのアドレス (注意事項)  1 法第33条の3第1項の登録申請案又は近郊30条の6第1項の規定による届出案に旧代及び名を作せて記載して提出した者については、これらの事類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの 間、氏名を記載する観に当該旧氏及び名を作列で ことができる。 2 当該登録金融機関のウェブサイトのアドレス (そのウェブサイトがない場合にあっては、その旨)を記載することができる。 2 当該登録金融機関のウェブサイトのアドレス (そのウェブサイトがない場合にあっては、その旨)を記載することができる。 (1) 法第33条の2年間 月 日 ( 財務 (支) 局長 (登金) 第 号) 行っている豪族の種類 (1) 法第33条の2年間 7号に関する有価証券に保入同号に定める行為を行う業務 (2) 法第33条の2年間 7号に関する有価証券に保入同号に定める行為を行う業務 (3) 法第33条の2年間 7号に関する有価証券に保入同号に定める行為を行う業務 (4) 法第33条の2年間 7号に関する有価証券に保入同号に定める行為を行う業務 (2) は一部時で解決 (3) は一部世帯のる行為を行う業務 (3) は「田屋・北井の市舎を第8 現首16号に定める行為を行う業務 (4) 法第33条の2日間から開発の10年の表表表では、(4) は「陸級時・行政をのファン・ファン・ファン・ストルーのでより、日本の本のでは、10年の年間では、(3) を使りまたださい。 原子は他の場合には17年のとおりまたが、日本の本のでは、10年の年間では10年に対している。 (2) 日本の本のでは10年には17年とより、アン・アン・ファン・ファン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン		更 T
	( <u>2025/12</u> ) (国投 1 - 2)	(国投 1 - 2 )	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	

新旧対照表											
Page	改正後					現行				備考	差異
新:様式-4											
旧:様式-4											
新:様式-5			1 [							$\dashv$	変更
											<u>多文</u>
旧:様式-5			4 加入している金融商品	品取引業協会》	及び金融商品	取引所並びに	対象事業者と	となっている	認定投資者保護団体		
			未加入								
			5 金融商品仲介業務を行	行う場合の委託	<b>許金融商品取</b>	引業者					
			なし	117 % 4 7 5 1	CTCHIMINITE (V	J1/K L1					
	4 加入している金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象	事業者となっている認定投資者保護団体		<b>1</b>	ᄼᇎᄼᇒᅷᄆ	1.T. V 3115-34					
	未加入		6 金融商品仲介業者に	<b>委託を行り場</b> 行	合(7)金融商品	門介兼有					
	5 金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者		なし								
	なし		7 当期の登録金融機関	業務の概要							
	6 金融商品仲介業者に委託を行う場合の金融商品仲介業者		<記入例>								
	なし		個人向け国債は、前期			%となった。この	うち買取の状況に	は前期比○○%の	○百万円である。		
	7 当期の登録金融機関業務の概要		受益証券の募集取扱に			- A DL: -					
	<記入例>		なお、当組合は、〇年	⊨△月□日に××農	<b>東</b> 勝问組合を吹い	(合併している。					
	個人向け国債は、前期比○○%、新窓販国債は前期比○○%となった。このうち買	買取の状況は前期比○○%の○百万円である。									
	受益証券の募集取扱は、前期比○○%となっている。 なお、当組合は、○年△月□日に××農業協同組合を吸収合併している。		8 営業所等並びに役員	及び使用人の							
	ONLY THE DISTRICT WAY WOUNDED SWEET OF STATES				役員	T	   使用人	みなし	合計		
	8 営業所等並びに役員及び使用人の状況			常勤	非常勤	小計	民力は人	使用人			
	役員	+==   みなし ^=		名	名	名	名	名	名		
	営業所等数 常勤 非常勤 小計	使用人   がなし   合計		711	74	711	11	71	71		
	名 名 名	名 名 名		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
			(注意事項)				•	•			
			1 行っている業務の和	種類							
	(注意事項)				改会,全副城間	業務の種類な	記載する~!	し わね 出	期中において変更が		
	1 行っている業務の種類					未伤り埋焼せ	記載りること	こ。44の1日	効中にねv、(変更//*		
	当期末現在において行っている登録金融機関業務の種類を記載	すること。 なお、 当期中において変更が	あった場合には、その		ること。						
	あった場合には、その旨を注記すること。		2 苦情処理及び紛争的	解決の体制							
	2 苦情処理及び紛争解決の体制		手続実施基本契約	を締結している	る指定紛争解	決機関の商号	若しくは名称	<b>外又は苦情処</b>	理措置及び紛争解決		
	手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若し	くは名称又は苦情処理措置及び紛争解決	措置の内容を記載する	ること。							
	措置の内容を記載すること。		3 当期の登録金融機	<b>對業務の概要</b>							
	3 当期の登録金融機関業務の概要		当期の業務の推移			ナステレ					
	当期の業務の推移に関する重要な事項を記載すること。		111			9 DCC0					
	4 営業所等数並びに役員及び使用人の状況		4 営業所等数並びに								
	(1) 「営業所等数」の欄には、本店を含む全ての営業所又は事務	「外国法」については国内における主	[1] 「営業所等数」(	の欄には、本月	舌を含む全て	の営業所又は	事務所(外	国法人につい	ては国内における主		
	たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の数を記載		たる営業所又は事務	務所その他の常	営業所又は事	務所)の数を	記載すること	と。なお、(	)には、登録金		
	融機関業務を行っている本店を含む営業所又は事務所の数を記		融機関業務を行って	ている本店を含	含む営業所又	は事務所の数	を記載するこ	_と。			
			(2) 「役員」、「使」	用人」の欄に	は、登録金融	機関業務に従	事する者(タ	4国法人につ	いては国内における		
	(2) 「役員」、「使用人」の欄には、登録金融機関業務に従事す								)には、外務員の数		
	営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人)の数を記載する				•						
	を内書きすること。なお、法第33条の8第2項に規定する特別								行う者にあっては、		
	使用人の数とは別に、特定金融商品取引業務を行うみなし使用	月人の数を区分して記載すること。	使用人の数とは別に	こ、特定金融	<b></b>	を行りみなし	使用人の数を	区分して記	載すること。		
	特定金融商品取引業務とは、例え	ば代理店等が登録金融機関の業務であり、その			HT CO A WASTE	H ==== 1246=76=1. s.1	foi is a \$7 beat of falls.	177747 V ATTREBE	Allette de 7 D		
	対象となる使用人がいる場合には								)業務であり、その		
		,			対象となる	使用人がいる場合	には「みなし使用	#人」欄に記入す	ెం.		
	(省略)		(省略)								
			\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\								
										・フッター年月を	
	(2025/12)									2025/12 に変更し	ま
			(2025/10)							す。	

がローバング				214001 31-74
Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-5 旧:様式-5				
新:様式-5				

Page	改正後	現行	備考	差異
Page         新:様式-6         旧:様式-6	3	9 登録金融機関業務の状況 当期における登録金離機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位长端の端数があるときは、その端数を制格瓦入すること。  (1) 有価証券の売買の状況(電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。) (単位:百万円)区 分 委 託 自 己 計	備考	差 更
新:様式-6 旧:様式-6	( <del>2</del> 025/1 <del>2</del> )	(2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-6				
_	(3) 有値配券の引受け及び完出し並びに特定投資家向け完付け製験等並びに有値配券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け完付け勧誘等の取扱いの状況 (単位:百万円)特定投資家向け完付け前務 特集の取扱高 取扱高 取扱高 取扱高 取扱高 取扱高 野球 (単位:百万円)特定投資家向け完付け前務 等の総額 取扱高 取扱高 取扱高 事の取扱高 事の取扱高 単力債証券 担債券 計 受益証券 との他 (本語単語なりまたとし、選問・地方側については、発行月が収算期間に属するものについて記入する。単位は地の場合は2人不第 3、 < 多氏的 地方側突の形態 かあり引度を行っている場合には2万で、3 第6万月が複算期間が 書する	(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況 (単位:百万円)    区分引受高   売出高   特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況 (単位:百万円)   下記しの   私募の取扱。   大田の   大田のの取扱   大田の下のおおまる。   大田の地   大田の田の   大田の田の   大田の田の   大田の田の   大田の地   大田の地の   大田の田の   大田の田の	備考	<b>差</b> 異
	区 分 引受高 売出高 特殊   京向け売   京向け売   付け勧誘   等の総額   取扱高   取扱高   取扱高   取扱高   取扱高   取扱高   取扱高   取扱高   取扱高   の取扱   高    国値証券   地方債証券   特殊債券   計   受益証券   その他    <共通>約定基準で記入する。ただし、国債・地方債については、発行月が決算期間内に属するものについて記入する(単位が問回格五人、回答五入後百万円未満は0と記入、、実績がない場合は記入不要。)。	情条  社情券  社情券  社情券  社情券  社の他  〈共通〉約定基準で配入する。ただし、国債・地方側については、発行月が決算期間内に属するものについて配入する(単位未満四捨五入。四捨五入後百万円未満よりと記入し、実徳がない場合は記入不要。)。 〈引受高〉地方憶密膜の取扱いがあり引受を行っている場合には当該引受分を配入する。発行月が決算期間内に属するものについて記入する。 〈売出高〉およびく特定投資家向け売付け制誘等の総額〉国債・投信窓販業務は配入不要。 〈事集の取扱高〉・国債(地方憶空販の取扱いがあれば地方値も)の窓販実績、投資信託の窓販実績を記入する。 ・設質信託は分配金による再投資分を含めて記入する(外資準別間内に属するもの)を全額ペースで配入する。・投資信託は分配金による再投資分を含めて記入する(外資準別間内に属するもの)を全額ペースで配入する。・投資信託は分配金による再投資分を含めて記入する(外資準別間下を含む。)、 〈売出しの取扱高〉およびより第一次の取扱高〉国債・投信窓販業務は記入不要。 〈特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高〉事集販売分のうち、特定投資家向けの取扱高を記入する。  【JASTEMとステム利用】 〈募集の取扱高〉 ・個人向け国値の実績は、決算期間に対応する月次報告(国設1-1)の実績値を手計算で合計して記入する。なは、「音楽報告書(別段) (以5-18169) の「1) 公共権の引受・募集の水扱い、頼」に表示される金額は、約定ペースの集計値が出力されるため、使用しない。		
	は、対定ペースの無計画内出いされるため、使用しない。 新窓版国情の束縛は、対象銘柄について、「長野中竹国情事人販売対別管理帳 (ZIS 153(3) または「中野利竹国 情募人販売状況管理帳 (ZIS 153(3) または「中野利竹国 情募人販売状況管理帳 (ZIS 153(3) または「中野利竹国 情募人販売状況管理帳 (ZIS 153(3) または「中野利竹国 情募人販売状況を選出した金額の 1/100) を合募して記入する。  【BWンステム利用】  〈募集の収扱高> 投資情での密販連絡は、「凡月除業で引集計祭金 (売買約定) 条件入力画面。を利用し、「データ基準・出力基準 約定日、日竹店金一年度の転酬信定、集計条件=取ら情報、取引権が13、集計項日=受援金額」の条件により、「買付」の集計値を出し、それを使用して記入する。  (省略)	・新窓駅国債の実績は、対象銘柄について、「長蝌科州国債募入販売状況管理帳」(ZJS-15303)または「中期科州国債募入販売状況管理帳」(ZJS-15304)の「額面金額の合計に販売単価を乗じた金額の1/100」を合算して記入する。  【BWシステム利用】  〈募集の取扱為〉 投資信託の窓販実績は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準:出力基準 - 約定日、日付指定 - 年度の範囲指定、集計条件 - 取引情報、取引権別3、集計項目 - 受渡金額」の条件により、「買付」の集計値を出し、それを使用して記入する。  (省略)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	
新:様式-7				

Page	改正後	現行	備考	差
式-7	NEW TEN	3011		
式-7				
式-8				変.
式-8		(6) 登録金融機関業務に係る受入手数料の状況 (単位:百万円)		
		区分 国債証券等 受益証券 その他 計		
		委託手数料		
		引受け・売出し・特定投資家向け		
		元付け勧誘等の手数料		
	(6) 登録金融機関業務に係る受入手数料の状況 (単位:百万円)	募集・売出し・特定投資家向け売		
	区分 国債証券等 受益証券 その他 計	付け勧誘等の取扱手数料		
	委託手数料			
	引受け・売出し・特定投資家向け	その他の受入手数料		
	売付け勧誘等の手数料	<u> </u>		
	募集・売出し・特定投資家向け売			
	付け勧誘等の取扱手数料	< 共通>約定基準で記入する。ただし、国債・地方債については、発行月が決算期間内に属するものについて記入する。単位未満 (アルマス グライン・アルマス グライン・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・		
	その他の受入手数料	□謄五入。四捨五入後百万円未満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 <国債>・「引受け・売出し手数料」→引受手数料を記入する(地方憤取扱いの場合)。		
	計	・「募集・売出しの取扱手数料」→COSMOSシステム帳票「国債募集発行事務取扱手数料精算書」により手数料金額を		
		確認し、募集発行事務取扱手数料(発行月に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「国債募集発行事務取扱手 ************************************		
		数料明細票」(税別表示)(なお、両帳票には、新窓販国債および個人向け国債にかかる募集発行事務取扱手数料の合算金額 が表示される。) を適宜参照する。		
	ノ中国へ約庁中衛で添えることが、 同様・地士庫1・ハイル 配谷日本法暦明明刊に関わる場合で、近代中海	・「その他受入手数料」→元利金取扱手数料(COSMOSシステム帳票「振決国債元利金取扱手数料精算書」により手数	• 「その他受入手数 料」の3行目「(C	
	<共通>約定基準で耐入する。ただし、区債・地方債については、発行月が決算期間内に属するものについて配入する。単位未満 四捨五入、四捨五入後百万円未満は0と配入し、実績がない場合は配入不要。	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、	・「その他受入手数 料」の3行目 <u>「(C</u> OSMOSシステ	
	四捨五入。四捨五入後百万円未満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 <国債>・「引受け・売出し手数料」→引受手数料を記入する(地方資和扱いの場合)。		料」の3行目 <u>「(C</u> <u>OSMOSシステ</u> <u>ム帳表…を適宜参</u>	
	四捨五入。四捨五入後百万円未満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 <国債>・「引受け・売出し手数料。一引受手数料を記入する(地方情報級いの場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「国債募集発行事務取扱手数料/増算書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行月に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「国債募集発行事務取扱手	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」に より手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債中途換金事務取扱手数料明細票」(税別表示) を適宜参照する。)および個人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参</u> 照する。」を削除し	
	四捨五人、四捨五人後百万円未満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 <国債>・「写受け・売出し手数料。一引受手数料を記入する(地方)資訊板いの場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「国債募集発行事務取扱手数料/埔算書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行方に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「国債募集発行事務取扱手数料利用票」(能別表示)(なお、両帳票には、新密販国債および個人向け国債になかる募集発行事務取扱手数料の合算金額	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債中途換金事務取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)および個人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)	料」の3行目 <u>「(C</u> <u>OSMOSシステ</u> <u>ム帳表…を適宜参</u>	
	四捨五人、四捨五人後百万円未満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 <国債>・「引受け・売出し手数本。一引受手数本を記入する(地方資表板いの場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「国債募集受行事務取扱手数料/増算書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行方に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「国債募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)を適宜参照する。 ・「その他受入手数本」一元利金取扱手数料(COSMOSシステム帳票「抵決国債元利金取扱手数料精算書」により手数	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」に より手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債中途換金事務取扱手数料明細票」(税別表示) を適宜参照する。)および個人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参</u> 照する。」を削除し	
	四捨五人、四捨五人後百万円末間は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 <国債>・「写民け・売出し手数料。一引民手数料を記入する(地方資訊板)の場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「国債募集発行事務取扱手数料/増算書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行片に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「国債募集発行事務取扱手数料明用票」(税別表示)(なお、両帳票には、新密販国債および個人向け国債にかかる募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)を適宜参照する。	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債中途換金事務取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)および個人向け国債管理手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 税抜ベースで記入する。 〈投信〉「募集・売出しの取扱手数料」→販売手数料 (税抜ベース)を記入する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参</u> 照する。」を削除し	
	四緒五人、四捨五人後百万円末間は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 <国債>・「引受け・売出し手数本。一引受手数本を記入する(地方資政板での場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「国債募集発行事務取扱手数料増算書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行方に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「医債募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)を適宜参照する。 ・「その他受入手数本」一元利金取扱手数料(COSMOSシステム帳票「販決国債元利金取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「販決国債元利金取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「販決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料および個人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理・手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理・手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理・手数料明報票」(税別	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料情算書」によりまり手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債中途換金事務取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。) および個人向け国債管理手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 税技ベースで記入する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参</u> 照する。」を削除し	
	四緒五人、四捨五人後百万円末満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 <国債>・「引奏け・売出し手数本。一引受手数本を記入する(地方資政板いの場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「国債募集発行事務取扱手数料/精算書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行方に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「医債募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)を適宜参照する。 ・「その他受入手数本」一元礼金取扱手数料(COSMOSシステム帳票「販決国債元利金取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「版決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示、を適宜参照する。)、口座管理手数料、中途塊全事務取扱手数料および個人向に国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債中途換金事務取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)および個人向け国債管理手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 税抜ベースで記入する。 〈投信〉「募集・売出しの取扱手数料」→販売手数料 (税抜ベース)を記入する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。	
	四格五人、四捨五人後百万円末満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 〈国債〉・「号長け・売出し手数本・一引受手数本を記入する(地方資政板・の場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「国質募集発行事務取扱手数料/種菓書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行方に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「医債募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)を適宜参照する。 ・「その他受入手数本」一元利金数扱手数料(COSMOSシステム帳票「振決国債元利金取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別接示)を適宜参照する。)、口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料および個人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料情算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「接決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」によりより手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債中途換金事務取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。) および個人向け国債管理手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に <u>中</u>	
	四緒五人、四捨五人後百万円末満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 〈国債〉・「号侯け・売出し手数朴。一引受手数本を記入する(地方資政板・の場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「国質募集発行事務取扱手数料/重算書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行方に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「医債募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)を適宜参照する。 ・「その他受入手数料・」一元利金数扱手数料(COSMOSシステム帳票「版決国債元利金取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「版決国債元利金取扱手数料明細票」(税別接示)を適宜参照する。)、口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料および個人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料情算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 〈投信〉「募集・売出しの取扱手数料」一帳約手数料(税抜ベース)を記入する。 〈投信〉「募集・売出しの取扱子数料」一帳約手数料(税抜ベース)を記入する。	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム機票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債中途換金事務取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。) および個人向け国債管理手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 税技ベースで記入する。 (投信)「募集・売出しの取扱手数料」→販売手数料 (税技ベース)を記入する。 (大理信)「募集・売出しの取扱手数料」→販売手数料 (税技ベース)、代行手数料を記入する。 【JASTEMシステム利用】(システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。) (その他受入手数料) ・口座管理手数料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(ZJS-18160) の3月末分(事業年度末分)の [国	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に <u>中</u> 途換金事務取扱手	
	四格五人、四捨五人後百万円末満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。 〈国債〉・「号長け・売出し手数本・一引受手数本を記入する(地方資政板・の場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「国質募集発行事務取扱手数料/種菓書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行方に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「医債募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)を適宜参照する。 ・「その他受入手数本」一元利金数扱手数料(COSMOSシステム帳票「振決国債元利金取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別接示)を適宜参照する。)、口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料および個人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料情算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「接決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」によりより手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債中途換金事務取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。) および個人向け国債管理手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての	
	四捨五入、四捨五入後百万日未満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。         < (国債)・「見受け・売出し手数料、一引受手数料を記入する (地方)質球及いの場合)。             ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「園債募集発行事務取扱手数料情算書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行方に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「区債募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)を適宜参照する。             ・「その他受入手数料」一元和金取扱手数料(COSMOSシステム帳票「版決国債元利金取扱手数料明無票」(総別表示)を適宜参照する。)、             ・「その他受入手数料」一元和金取扱手数料(COSMOSシステム帳票「版決国債元利金取扱手数料明無票」(総別表示)を適宜参照する。)、             ・口座管理手数料、中途独全事務取扱手数料および個人向け園情管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け園情管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料研解票」(税別表示)を記入する。             ・ というでは、ま収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料研解票」(税別表示)を記入する。             ・ で記入する。             ・ で記しの取扱す数料(税技ペース)、(以行手数料を記入する。             ・ での他の受入手数料)一般的手数料(税技ペース)、(以行手数料を記入する。             ・ での他の受入手数料)一般的手数料(税技ペース)、(以行手数料を記入する。             ・ での他の受入手数料)一般的手数料(税技ペース)、(以行手数料を記入する。             ・ での他の受入手数料)一般的手数料(税技ペース)、(以下手数料を記入する。             ・ での他の受入手数料)一般的手数料(税技ペース)、(以下手数料を記入する。)             ・ での他の受入手数料)一般的手数料(税技ペース)、(以下手数料を記入する。)             ・ での他の受入手数料)の「国を管理・対し、「金融機関の公主情報に関する証券業務に係る定期報を書」(2)5 18160)の 3 月末分(事業年度末分)の「国	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国懐元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国情中途換金事務取扱手数料精算書」 によりまり ままび個人向け国情管理手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国情管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国情管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 を起入する。  《投信》「募集・売出しの取扱手数料」→販売手数料 (税抜ベース)を記入する。 「その他の受入手数料」→解約手数料 (税抜ベース)、を記入する。 「その他の受入手数料」→解約手数料 (税抜ベース)、代行手数料を記入する。  【JASTEMシステム利用】(システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。) 《その他受入手数料》 ・ 口座管理手数料は、「金融機関の公共情等に関する証券業務に係る定期報告書」(2JS-18160)の3月末分(事業年度末分)の [国情窓販 各種手数料] 欄の「口座管理手数料 期中発生金額」に表示される金額。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	四緒五人、四捨五人後百万円末満は0と記入し、実績がない場合は記入不要。  〈国債〉・「号侯け・売出し手数朴。一引受手数本を記入する(地方資政板・の場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステム帳票「国質募集発行事務取扱手数料/重算書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料(発行方に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「医債募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)を適宜参照する。 ・「その他受入手数料・一元利金数扱手数料(COSMOSシステム帳票「販決国債元利金取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「扱決国債元利金取扱手数料明細票」(税別接示)を適宜参照する。)、口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料および個人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。  〈投信〉「募集・完出しの取扱手数料」一般完于数料(税抜ベース)を記入する。 「その他の受入手数料」一解約手数料(税抜ベース)を記入する。  【JASTEMシステム利用】(システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。) 〈その他受入手数料〉	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」によります。と適宜参照する。) および個人向け国債管理手数料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 一般抜べ一スで記入する。 《投信》「募集・売出しの取扱手数料」→販売手数料 (税抜ベース)を記入する。 「その他の受入手数料」→解約手数料 (税抜ベース)、代行手数料を記入する。 「その他の受入手数料」→解約手数料 (税抜ベース)、代行手数料を記入する。  【JASTEMシステム利用】(システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。) 《その他受入手数料》 ・口座管理手数料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(ZJS-18160)の3月末分(事業年度末分)の [国債密販 各種手数料] 欄の「口座管理手数料 期中発生金額」に表示される金額。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての	
	四捨五入。四捨五入後百万円未満ま0と記入し、実績がない場合は記入不要。 〈国債〉・「号受け・売出し手数料。→引受手数料を記入する(地方債取扱いの場合)。 ・「募集・売出しの取扱手数料」→COSMOSシステム帳票「国債募集発行事務取扱手数料/機能を確認し、募集発行事務取扱手数料/発行氏計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「国債募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される。)を適宜参照する。 ・「その他受入手数料」→元利金取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「短決国債元利金取及手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「短決国債元利金取扱手数料明細要」(氏別表示)を適宜参照する。)、口座管理手数料、中途強全事務取扱手数料および恒人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人 旬才国債管理手数料精算書」により手数料を組金事務取扱手数料および恒人向け国債管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人 旬才国債管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料研練票」(税別表示)を適宜参照する。を記入する。 ・ (投信) 「募集・売出しの取扱手数料・一般先手数料(税技ベース)を記入する。 ・ (投信) 「募集・売出しの取扱手数料・一般的手数料(税技ベース)を記入する。 「その他の受入手数料」一般的手数料(税技ベース)を記入する。 「「その他の受入手数料」一般的手数料(税技ベース)を記入する。 「「不の他の受入手数料」一般的手数料(税技ベース)を記入する。 「「不の他の受入手数料」一般的手数料(税技ベース)を記入する。 「「不の他の受入手数料」一般的手数料(税技ベース)「以行手数料を記入する。 「「不の他の受入手数料」「加速的手数料」(システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。) ・ (を他受入手数がと) 「企業等度に関する記券業務に係る定明報告書」 (218 18180) の 3 月末分(事業年度末分)の [国債変扱 各種手数料 [欄の "口座管理手数料 期中発生金額"に表示される金額。	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手教料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手教料、中途換金事務取扱手教料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債中途換金事務取扱手教料精算書」に より手教料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手教料明細票」(税別表示) を適宜参照する。 および個人向け国債管理手教料 (COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手教料精算書」により 手教料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手教料明細票」(税別表示)を適宜参照する。) を記入する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	四捨五人、四捨五人後百万円未満は0と至入し、実績がない場合は記入不要。 《国懐〉・『見受け・売出し手数料・一引受手数料を記入する (地上)賃取扱いの場合)。 ・『募集・売出しの取扱手数料 一COSMOSシステム帳票「国債募集発行事務取扱手数料/精算書」により手数料金額を確認し、募集発行事務取扱手数料 (発行方に計上する。)を未収分も含めて記入する。この場合、「国債募集発行事務取扱手数料の合募金額が表示される。)を適宜参照する。 ・『その他受入手数料・一元刊金取扱手数料 (COSMOSシステム帳票「販決国債元利金取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「販決国債元利金取扱手数料明細要」(投別表示)を適宜参照する。)、口座管理手数料・中途換金事務取扱手数料および順入向に国賃管理手数料(COSMOSシステム帳票「個人向け国債管理手数料特算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明無票」(投別表示)を適宜参照する。)を記入する。 ・「表別・大田田田取扱手数・全部入する。」を記入する。 ・「表別・大田田の取扱手数・一販売手数料(税技ベース)を記入する。 「本の他の受入手数料」一転売手数料(税技ベース)を記入する。 「「本の他の受入手数料」一転売手数料(税技ベース)を記入する。  【JASTEMシステム利用】(システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。) くその他の失入手数料)・「企業の事業が対し、「企業の事業が対し、「企業の事業に関する証券業務に係る定期報告書」(江S 18180) の3月未分(事業年度末分)の 【国債変扱 各種手数料】欄の"山座管理手数料、脚中発生金額"に表示される金属。 ・中途機会事務取手数料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(江S-18:60) の3月未分(事業年度末分)	料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「振決国債元利金取扱手教料明無票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手教料、中途換金事務取扱手教料 (COSMOSシステム観票「個人向け国債中途換金事務取扱手教料精算書」に より手教料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「個人向け国債管理手教料明無票」(税別表示) を適宜参照する。)および個人向け国債管理手教料(COSMOSシステム観票「個人向け国債管理手教料精算書」により 手教料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「個人向け国債管理手教料明無票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 税技ペースで記入する。 (投信〉「募集・売出しの取扱手教料」→販売手教料 (税技ペース)を記入する。 「その他の受入手教料」→解約手教料 (税技ペース)、代行手教料を記入する。  【JASTEMシステム利用】(システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。) くその他受入手教料> ・口座管理手教料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(215-18160)の3月末分(事業年度末分)の [国債密販 各種手教料] 欄の「口座管理手教料 期中発生金額」に表示される金額。  【BWシステム利用】 「販売手教料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準: 出力基準=約定日、日付指定=年度の範囲指定、集計条件=取引情報、取引種別3、集計項目=手教料」の条件により、「買付」に伴う「手教料」の集計値を出し、それを使用して記入する。 年度の「代行手教料」は、月次で「業務又は財産の状況に関する報告書」(6)の記載のために算出した数値を年度分足し合わせる	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	四捨五入。四捨五入後百万円末間は0と記入し、実獨かない場合は記入不要。         < 国演》・「引受け・売出し手数料。一引受手数料を記入する(地方資表及いの場合)。             ・「算集・売出しの取扱手数料」一COSMOSシステンが展示「固資募集発行事務取扱手数料を確認を確認し、募集免行事務取扱手数料(発行所に計止する。)を未収入も含めて記入する。この場合、「医債募集発行事務取扱手数料の合算金額が表示される)、を適宜無限する。             ・「その他受入手数料」一元利金取扱手数料(COSMOSシステム模票「短決国債元利金取扱手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「接決国債元利金取扱手数料明調要」(接別表示)を適宜参照する。)、「その他受入手数料」件が連金事務取扱于数料および極人向け国債管理手数料(COSMOSシステム模算「個人向け国債管理手数料精算書」により手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理予数料研辦票」(規別表示)を適宜参照する。)を記入する。	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振決国債元利金取扱手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途換金事務取扱手数料 (COSMOSシステム機票「個人向け国債中途換金事務取扱手数料精算書」に まり手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示) を適宜参照する。) および個人向け国債管理手数料 (COSMOSシステム機票「個人向け国債管理手数料精算書」により 手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明細票」(税別表示)を適宜参照する。) を記入する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	四緒五人、四捨五人後百万円未満は0と記入し、実場がない場合は記入不要。	料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「振決国債元利金取扱手教料明無票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手教料、中途換金事務取扱手教料 (COSMOSシステム観票「個人向け国債中途換金事務取扱手教料精算書」に より手教料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「個人向け国債管理手教料明無票」(税別表示) を適宜参照する。)および個人向け国債管理手教料(COSMOSシステム観票「個人向け国債管理手教料精算書」により 手教料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「個人向け国債管理手教料明無票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 税技ペースで記入する。 (投信〉「募集・売出しの取扱手教料」→販売手教料 (税技ペース)を記入する。 「その他の受入手教料」→解約手教料 (税技ペース)、代行手教料を記入する。  【JASTEMシステム利用】(システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。) くその他受入手教料> ・口座管理手教料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(215-18160)の3月末分(事業年度末分)の [国債密販 各種手教料] 欄の「口座管理手教料 期中発生金額」に表示される金額。  【BWシステム利用】 「販売手教料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準: 出力基準=約定日、日付指定=年度の範囲指定、集計条件=取引情報、取引種別3、集計項目=手教料」の条件により、「買付」に伴う「手教料」の集計値を出し、それを使用して記入する。 年度の「代行手教料」は、月次で「業務又は財産の状況に関する報告書」(6)の記載のために算出した数値を年度分足し合わせる	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	四指五人、四指五人接百万円末間は0と記入し、実場がない場合は記入下要。	料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「振決国債元利金取扱手教料明無票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手教料、中途換金事務取扱手教料 (COSMOSシステム観票「個人向け国債中途換金事務取扱手教料精算書」に より手教料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「個人向け国債管理手教料明無票」(税別表示) を適宜参照する。)および個人向け国債管理手教料(COSMOSシステム観票「個人向け国債管理手教料精算書」により 手教料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「個人向け国債管理手教料明無票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 税技ペースで記入する。 (投信〉「募集・売出しの取扱手教料」→販売手教料 (税技ペース)を記入する。 「その他の受入手教料」→解約手教料 (税技ペース)、代行手教料を記入する。  【JASTEMシステム利用】(システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。) くその他受入手教料> ・口座管理手教料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(215-18160)の3月末分(事業年度末分)の [国債密販 各種手教料] 欄の「口座管理手教料 期中発生金額」に表示される金額。  【BWシステム利用】 「販売手教料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準: 出力基準=約定日、日付指定=年度の範囲指定、集計条件=取引情報、取引種別3、集計項目=手教料」の条件により、「買付」に伴う「手教料」の集計値を出し、それを使用して記入する。 年度の「代行手教料」は、月次で「業務又は財産の状況に関する報告書」(6)の記載のために算出した数値を年度分足し合わせる	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	四捨五入。四捨五入後百万円末間は0と至入し、実満かない場合は記入不要。 《国館》・『気度け・売出し手数料、一〇SMのSンステム帳票「図寓葉康発行事務取扱手数料が増加」。 ・「資菓・売出しの取扱手数料」一〇SMのSンステム帳票「図寓葉康発行事務取扱手数料が増加」。 ・「漁業・売出しの取扱手数料」一〇SMのSンステム帳票「図寓葉康発行事務取扱手数料を額を確認し、集集会作事務取扱手数料(存作に計上する)。を未収分も含かで記入する。この場合、「這種業康格庁事務取扱手数料の合算金額が表示される。」とで他投入手数キ」一元形金板数数す数料(COSMのSンステム帳票「販決国債元が金取扱事業料料無罪」(保別接示)を適宜参照する。 ・「その他交入手数キ」一元形金板数手数料(COSMのSンステム帳票「販力国債予理・「成り 「設計	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振快国債元利金取扱手数料(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途機金事務取扱手数料 (COSMOSシステム競票「個人向け国債中途機金事務取扱手数料積算書」に より手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債事途機金事務取扱手数料精算書」により 手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明無票」(税別表示)を適宜参照する。) を設入する。  役はベースで記入する。  (技術・一スで記入する。  (技術・一ス)を記入する。  (技術・一スで記入する。  (表別のの受入手数料) 一般売手数料 (税抜ベース)を記入する。 「その他の受入手数料」一般売手数料 (税抜ベース)、代行手数料を記入する。  (JASTEMシステム利用](システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。)  くその他を入手数料> ・口座管理手数料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(2)5-18160) の3月未分(事業年度未分)の [国債密販 各種手数料] 欄の「口座管理手数料 期中発生金額」に表示される金額。  (BWシステム利用)  「販売手数料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準:出力基準=約定日、日付指定=年度の範囲指定、集計条件=取引情報、取引権別3、集計項目=手数料」の条件により、「買付」に伴う「手数料」の集計値を出し、それを使用して記入する。  年度の「代行手数料」は、月次で「業務又は財産の状況に関する報告書」(6)の記載のために算出した数値を年度分足し合わせることで算出する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	四捨五入。四捨五入後百万円末間は0と至入し、実満かない場合は記入不要。 《国館》・『気度け・売出し手数料、一〇SMのSンステム帳票「図寓葉康発行事務取扱手数料が増加」。 ・「資菓・売出しの取扱手数料」一〇SMのSンステム帳票「図寓葉康発行事務取扱手数料が増加」。 ・「漁業・売出しの取扱手数料」一〇SMのSンステム帳票「図寓葉康発行事務取扱手数料を額を確認し、集集会作事務取扱手数料(存作に計上する)。を未収分も含かで記入する。この場合、「這種業康格庁事務取扱手数料の合算金額が表示される。」とで他投入手数キ」一元形金板数数す数料(COSMのSンステム帳票「販決国債元が金取扱事業料料無罪」(保別接示)を適宜参照する。 ・「その他交入手数キ」一元形金板数手数料(COSMのSンステム帳票「販力国債予理・「成り 「設計	料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「振決国債元利金取扱手教料明無票」(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手教料、中途換金事務取扱手教料 (COSMOSシステム観票「個人向け国債中途換金事務取扱手教料精算書」に より手教料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「個人向け国債管理手教料明無票」(税別表示) を適宜参照する。)および個人向け国債管理手教料(COSMOSシステム観票「個人向け国債管理手教料精算書」により 手教料金額を確認し、未収分も含めて配入する。この場合、「個人向け国債管理手教料明無票」(税別表示)を適宜参照する。)を記入する。 税技ペースで記入する。 (投信〉「募集・売出しの取扱手教料」→販売手教料 (税技ペース)を記入する。 「その他の受入手教料」→解約手教料 (税技ペース)、代行手教料を記入する。  【JASTEMシステム利用】(システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。) くその他受入手教料> ・口座管理手教料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(215-18160)の3月末分(事業年度末分)の [国債密販 各種手教料] 欄の「口座管理手教料 期中発生金額」に表示される金額。  【BWシステム利用】 「販売手教料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準: 出力基準=約定日、日付指定=年度の範囲指定、集計条件=取引情報、取引種別3、集計項目=手教料」の条件により、「買付」に伴う「手教料」の集計値を出し、それを使用して記入する。 年度の「代行手教料」は、月次で「業務又は財産の状況に関する報告書」(6)の記載のために算出した数値を年度分足し合わせる	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	図捨五入。四括五入核百万円未満ならと思入し、実確がない場合は記入不要 〈国嬪〉・信見賞・売出し手妹本・一引見手教料・一〇のSMO Sシステン 体票 「図寅類映発行事務取扱手教料・所見 野原 大田 と 大田 で CO SMO Sシステン 体票 「図寅類映発で事務取扱手教料・所見 保み 大田 で CO SMO Sシステン 体票 「図寅類映発で事務取扱手教料・原理 関連を指揮を対象 が表示される。この場合、「国債単原を行揮修改 株子教料の主要 が表れる。」を適宜を開する。・「任命 能及入事を対し、力能金数 財 大田 で 100 S S ステン 機悪 「設別国債元 かって募末を対 内部 大田 かって記入する。)・「その能及入事を対し、非股分も含めて記入する。この場合、「短快国債元利金取扱手教料・回路を選ば、まり 予教 料金額を確認し、非股分も含めて記入する。この場合、「短快国債元利金取扱手教料・回路管理 「大野料精算書」により 予教 大田 全部 大田	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振快国債元利金取扱手数料(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途機金事務取扱手数料 (COSMOSシステム競票「個人向け国債中途機金事務取扱手数料積算書」に より手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債事途機金事務取扱手数料精算書」により 手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明無票」(税別表示)を適宜参照する。) を設入する。  役はベースで記入する。  (技術・一スで記入する。  (技術・一ス)を記入する。  (技術・一スで記入する。  (表別のの受入手数料) 一般売手数料 (税抜ベース)を記入する。 「その他の受入手数料」一般売手数料 (税抜ベース)、代行手数料を記入する。  (JASTEMシステム利用](システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。)  くその他を入手数料> ・口座管理手数料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(2)5-18160) の3月未分(事業年度未分)の [国債密販 各種手数料] 欄の「口座管理手数料 期中発生金額」に表示される金額。  (BWシステム利用)  「販売手数料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準:出力基準=約定日、日付指定=年度の範囲指定、集計条件=取引情報、取引権別3、集計項目=手数料」の条件により、「買付」に伴う「手数料」の集計値を出し、それを使用して記入する。  年度の「代行手数料」は、月次で「業務又は財産の状況に関する報告書」(6)の記載のために算出した数値を年度分足し合わせることで算出する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	四捨五入。四捨五入後百万円末間は0と至入し、実満かない場合は記入不要。 《国館》・『気度け・売出し手数料、一〇SMのSンステム帳票「図寓葉康発行事務取扱手数料が増加」。 ・「資菓・売出しの取扱手数料」一〇SMのSンステム帳票「図寓葉康発行事務取扱手数料が増加」。 ・「漁業・売出しの取扱手数料」一〇SMのSンステム帳票「図寓葉康発行事務取扱手数料を額を確認し、集集会作事務取扱手数料(存作に計上する)。を未収分も含かで記入する。この場合、「這種業康格庁事務取扱手数料の合算金額が表示される。」とで他投入手数キ」一元形金板数数す数料(COSMのSンステム帳票「販決国債元が金取扱事業料料無罪」(保別接示)を適宜参照する。 ・「その他交入手数キ」一元形金板数手数料(COSMのSンステム帳票「販力国債予理・「成り 「設計	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振快国債元利金取扱手数料(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途機金事務取扱手数料 (COSMOSシステム競票「個人向け国債中途機金事務取扱手数料積算書」に より手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債事途機金事務取扱手数料精算書」により 手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明無票」(税別表示)を適宜参照する。) を設入する。  役はベースで記入する。  (技術・一スで記入する。  (技術・一ス)を記入する。  (技術・一スで記入する。  (表別のの受入手数料) 一般売手数料 (税抜ベース)を記入する。 「その他の受入手数料」一般売手数料 (税抜ベース)、代行手数料を記入する。  (JASTEMシステム利用](システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。)  くその他を入手数料> ・口座管理手数料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(2)5-18160) の3月未分(事業年度未分)の [国債密販 各種手数料] 欄の「口座管理手数料 期中発生金額」に表示される金額。  (BWシステム利用)  「販売手数料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準:出力基準=約定日、日付指定=年度の範囲指定、集計条件=取引情報、取引権別3、集計項目=手数料」の条件により、「買付」に伴う「手数料」の集計値を出し、それを使用して記入する。  年度の「代行手数料」は、月次で「業務又は財産の状況に関する報告書」(6)の記載のために算出した数値を年度分足し合わせることで算出する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	図捨五入。四括五入核百万円未満ならと思入し、実確がない場合は記入不要 〈国嬪〉・信見賞・売出し手妹本・一引見手教料・一〇のSMO Sシステン 体票 「図寅類映発行事務取扱手教料・所見 野原 大田 と 大田 で CO SMO Sシステン 体票 「図寅類映発で事務取扱手教料・所見 保み 大田 で CO SMO Sシステン 体票 「図寅類映発で事務取扱手教料・原理 関連を指揮を対象 が表示される。この場合、「国債単原を行揮修改 株子教料の主要 が表れる。」を適宜を開する。・「任命 能及入事を対し、力能金数 財 大田 で 100 S S ステン 機悪 「設別国債元 かって募末を対 内部 大田 かって記入する。)・「その能及入事を対し、非股分も含めて記入する。この場合、「短快国債元利金取扱手教料・回路を選ば、まり 予教 料金額を確認し、非股分も含めて記入する。この場合、「短快国債元利金取扱手教料・回路管理 「大野料精算書」により 予教 大田 全部 大田	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振快国債元利金取扱手数料(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途機金事務取扱手数料 (COSMOSシステム競票「個人向け国債中途機金事務取扱手数料積算書」に より手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債事途機金事務取扱手数料精算書」により 手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明無票」(税別表示)を適宜参照する。) を設入する。  役はベースで記入する。  (技術・一スで記入する。  (技術・一ス)を記入する。  (技術・一スで記入する。  (表別のの受入手数料) 一般売手数料 (税抜ベース)を記入する。 「その他の受入手数料」一般売手数料 (税抜ベース)、代行手数料を記入する。  (JASTEMシステム利用](システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。)  くその他を入手数料> ・口座管理手数料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(2)5-18160) の3月未分(事業年度未分)の [国債密販 各種手数料] 欄の「口座管理手数料 期中発生金額」に表示される金額。  (BWシステム利用)  「販売手数料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準:出力基準=約定日、日付指定=年度の範囲指定、集計条件=取引情報、取引権別3、集計項目=手数料」の条件により、「買付」に伴う「手数料」の集計値を出し、それを使用して記入する。  年度の「代行手数料」は、月次で「業務又は財産の状況に関する報告書」(6)の記載のために算出した数値を年度分足し合わせることで算出する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	四緒五入。四捨五入後百万円未南水の上空入し、果香がた、場合は入下要 〈國蘭・・日後力・売出・年秋た・一月長手秋社・全記する。 (地方 東京 売出し の形な 手材) 一 (現民 手数件 全記 ) を (地方 地方 (地方 東京 ) で (東京 ) で (地方 東京 ) で (東京 )	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振快国債元利金取扱手数料(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途機金事務取扱手数料 (COSMOSシステム競票「個人向け国債中途機金事務取扱手数料積算書」に より手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債事途機金事務取扱手数料精算書」により 手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明無票」(税別表示)を適宜参照する。) を設入する。  役はベースで記入する。  (技術・一スで記入する。  (技術・一ス)を記入する。  (技術・一スで記入する。  (表別のの受入手数料) 一般売手数料 (税抜ベース)を記入する。 「その他の受入手数料」一般売手数料 (税抜ベース)、代行手数料を記入する。  (JASTEMシステム利用](システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。)  くその他を入手数料> ・口座管理手数料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(2)5-18160) の3月未分(事業年度未分)の [国債密販 各種手数料] 欄の「口座管理手数料 期中発生金額」に表示される金額。  (BWシステム利用)  「販売手数料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準:出力基準=約定日、日付指定=年度の範囲指定、集計条件=取引情報、取引権別3、集計項目=手数料」の条件により、「買付」に伴う「手数料」の集計値を出し、それを使用して記入する。  年度の「代行手数料」は、月次で「業務又は財産の状況に関する報告書」(6)の記載のために算出した数値を年度分足し合わせることで算出する。	料」の3行目 <u>「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除</u> します。  ・【JASTEMシステム利用】に中途換金事務取扱手数料の把握が可能な帳表についての記述を追加しま	
	図捨五入。四括五入核百万円未満ならと思入し、実確がない場合は記入不要 〈国嬪〉・信見賞・売出し手妹本・一引見手教料・一〇のSMO Sシステン 体票 「図寅類映発行事務取扱手教料・所見 野原 大田 と 大田 で CO SMO Sシステン 体票 「図寅類映発で事務取扱手教料・所見 保み 大田 で CO SMO Sシステン 体票 「図寅類映発で事務取扱手教料・原理 関連を指揮を対象 が表示される。この場合、「国債単原を行揮修改 株子教料の主要 が表れる。」を適宜を開する。・「任命 能及入事を対し、力能金数 財 大田 で 100 S S ステン 機悪 「設別国債元 かって募末を対 内部 大田 かって記入する。)・「その能及入事を対し、非股分も含めて記入する。この場合、「短快国債元利金取扱手教料・回路を選ば、まり 予教 料金額を確認し、非股分も含めて記入する。この場合、「短快国債元利金取扱手教料・回路管理 「大野料精算書」により 予教 大田 全部 大田	料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「振快国債元利金取扱手数料(税別表示)を適宜参照する。)、 口座管理手数料、中途機金事務取扱手数料 (COSMOSシステム競票「個人向け国債中途機金事務取扱手数料積算書」に より手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債事途機金事務取扱手数料精算書」により 手数料金額を確認し、未収分も含めて記入する。この場合、「個人向け国債管理手数料明無票」(税別表示)を適宜参照する。) を設入する。  役はベースで記入する。  (技術・一スで記入する。  (技術・一ス)を記入する。  (技術・一スで記入する。  (表別のの受入手数料) 一般売手数料 (税抜ベース)を記入する。 「その他の受入手数料」一般売手数料 (税抜ベース)、代行手数料を記入する。  (JASTEMシステム利用](システムでは3月決算の場合を前提としているため、決算期が3月以外の場合は補正が必要となる。)  くその他を入手数料> ・口座管理手数料は、「金融機関の公共債等に関する証券業務に係る定期報告書」(2)5-18160) の3月未分(事業年度未分)の [国債密販 各種手数料] 欄の「口座管理手数料 期中発生金額」に表示される金額。  (BWシステム利用)  「販売手数料」は、「汎用検索取引集計照会(売買約定)条件入力画面」を利用し、「データ基準:出力基準=約定日、日付指定=年度の範囲指定、集計条件=取引情報、取引権別3、集計項目=手数料」の条件により、「買付」に伴う「手数料」の集計値を出し、それを使用して記入する。  年度の「代行手数料」は、月次で「業務又は財産の状況に関する報告書」(6)の記載のために算出した数値を年度分足し合わせることで算出する。	料」の3行目「(COSMOSシステム帳表…を適宜参照する。」を削除します。  ・【JASTEMシステム料の担握が可能な機会を追加します。	

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-8 旧:様式-8				
新:様式-8				

Page			改正後						現行			備考	差異
新:様式-9													変更
旧:様式-9						(1	0) 有価証券(電子記錄			1	I		
							管理場所及び国名	<u> </u>	<del></del>	数・額面金額	単位		
							自己	振替決済	債券				
									受益証券				
	(10) 有価証券(電子記録移	1	1	1	T		-	Ann Habber on	その他				
	管理場所及び国名	_		数・額面金額	単位		受託銀行	混蔵管理	債券				
	自己	振替決済	<b>債券</b>						受益証券				
			受益証券						その他				
		混蔵管理	債券				自己	単純管理	債券				
	Z.B.BSAT 7	IN MACH	受益証券						受益証券				
			その他						その他				
	自己	単純管理	債券				日本銀行	混蔵管理	債券				
			受益証券				(日本)		受益証券				
			その他						その他				
	日本銀行	混蔵管理	債券					'	-	•			
	(日本)		受益証券				<共通>			捨五入後百万円未満は0と記入し			
	合は記入不要。	「振替決済」、登録 (保譲頂りしている が以外の第三者の金 預り債券残高を額面 己」「振替決済」「受 預り残高を口数で高 用検索預り集計照会 する場合) ※3月	国債は「日本銀行」「混合管理 現効関債は、その管理場所が 企庫等で管理している場合、「 可で記入する。 と益証券」、外貨建MMFは「 己入する。 (国内投信)条件入力画面」: 目末決算において、6月以降に	(五入後百万円末満は0と記入 別と記入する。 自らの営業所内である場合は「 その第三者の名称」「単純管理 受託銀行「混合管理」「受益証 を利用し、「デ・タ基準:出力 に取得する場合は前月末基準で 総高」の条件により集計値を出	白己」「単純管理」 と記入する。 等」に記入する。 基準—前月木基準 は政得できないた		<ul> <li>JA・信連の金庫と記載し、自らの道・決算末日現在の係 &lt;投信&gt; ・国内ファンドは・決算末日現在の係・BWシステムの「決算月の翌月に取ります。</li> </ul>	等で保護預りしている。 業所以外の第三者の金 護預り債券残高を額面 「自己」「振替決済」「受 護預り残高を口数で配 汎用検索預り集計照会 な得する場合) ※3月	庫等で管理している場合、 で記入する。 益証券」、外貨建MMFは い入する。 (国内投信) 条件入力画面 末決算において、5月以降	理」と記入する。 が自らの営業所内である場合は「自「その第三者の名称」「単純管理」 「受託銀行「混合管理」「受益証券」を利用し、「データ基準:出力基 以下の場合は前月末基準では 実践高」の条件により集計値を出し	と記入する。 削 に記入する。 生準=前月末基準 取得できないた	・フッター年月を 2025/12 に変更しま	
新:様式-9 旧:様式-9													

新旧対照表			系統内限
Page	改正後	現行	備考差異
新:様式-9			
新: 様式-10 旧: 様式-10	(20) 代理・媒介を行う金融商品取引業者等  契約年月日 代理・媒介の別 金融商品取引業者等名 金融商品取引業者等の 登 録 香 号  「園屋 祝信那麼報記記入「裏 国助年月日 発売の日付、[代理・域介の別] 代理 「金融商品取引業者等の 登 録 香 号  「金融利用者等] 三型19 日本カンスタンレー記録取合社に (登録等) 関取対策の長 (金郎 資228)号  (② 投資額間契約文 行文金融 投資・任契約の信義がの代理・媒介の状況  「代理・媒介を行う金融 投資・任契約の信義がの代理・媒介の状況  代理・媒介を行う金融 投資・任契約の信義がの代理・媒介の状況  代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・媒介・代理・技術を指定のよった。「主要等のおかった「中ラオルオを与「ワラブ等の際にBWンステムで、国力が見ました。」「フラブ等の際にBWンステムで、国力が見ました。」「フラブ等の際にBWンステムで、国力が発展では、ロジネを持つまた。」「おいますの事業の対象を提出する。「全球網別中が作業を投入する。」 (② 代理・媒介を行う金融 代理・媒介子教科の状況  「代理・媒介を行う金融 代理・媒介子教科 その他受入手教科 計 百万円	(20) 代理・媒介条務の状況  ① 代理・媒介を行う金融商品取引業者等  契約年月日 代理・媒介の別 金融商品取引業者等の  要 録 番 男  ・ 医療 指電板部の大変。 ・ 受要助言・代理検託列表。「探納年月日】参在後の目付、[代理・媒介の別] 代理 【金融取引業者等] 三妻UF Jモルガンスタンレー征争株式会社、【型焼番号】開東財務局技 (金額 第 2336 号  ② 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介の状況  代理・媒介を行う金融  商品取引業者等の名称  代理・媒介を行う金融  校 理 媒 介 代 理 媒 介 代 理 媒 介 代 理 媒 介 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作	変更
	・区債・投信窓収業務は記入不要。 ・投資助言・代理業は記入要。 ・投資助言・代理業は記入要。 (記入例) ・顧客情報の管理は、登録金融機関業務実施に必要な態勢により実施。 ・登録金融機関業務にかかる月次自主点検および具信連等による実地点検(年1回)を実施。 ・兼業業務における優越的地位濫用防止する態勢整備については、規定を定め適切に態勢を整備。	・国債・投信窓販業務は記入不要。 ・投資助言・代理業は記入要。 (記入例) ・顧客情報の管理は、登録金融機関業務実施に必要な態勢により実施。 ・登録金融機関業務にかかる月次自主点検および県信連等による実地点検(年1回)を実施。 ・兼業業務における優越的地位濫用防止する態勢整備については、規定を定め適切に態勢を整備。	
	(2025/12)	(2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。

4711A717M12K				71301 3120
Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-10				
旧:様式-10				
新:様式-115				
旧:様式-115	国投3-22 資信託総合取引規程(ひな形)	国投3-22 投資信託総合取引規程(ひな形)		

### (1997年1997年)   1997年   1	Page	改正後	現行	備考	差異
学術学の企業には1994年 機関時の企業を行っています。ままる意識を指す他の内容 では2008年 1995年 19				引規定集」の体裁整備(略語の指定 方法の統一化、用字の統一化等)に	変更
		投資信託総合取引規程(ひな形)		備します(詳細は	
### (			投資信託総合取引規定	9)。	
L		第1条 (規定の趣旨) この規定は、投資信託受益権(以下、「投資信託」といいます。) および外国投資信託受益証券(以下、「外国投資信託」といいます。) に関する取引について、お客様と当組合との間の権利業務関係を明確にすることを目的とするものです。 この規定に別県の字ががないと考には、その他的数・規定によるものとします。 第2条 (投資信託総合取引の利用) お客様は、この規定に基へいて次の各号に掲げる約款・規定によかる取引のうち当組合が定める取引(この規定において「投資信託総合取引」と総称します。) を利用できます。 ① 投資信託受益権総替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ② 非課税上場株式等管理、非課税業積投資および特定非課税業積投資に関する約款 ⑤ 投資信託網報投資規定 ① JAペンク数信ネットサービス引用規定 第3条 (申込力法等) お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。 2 前項の申込みに当たっては、投資信託にからおお客様の口座(以下、「振替決済口座」といいます。) の問題を併せて申し込むものとします。 3 お客様が外国投資信託の取引をされる場合には、前項のほか外国証券取引口座の開設も併せて申し込むものとします。 4 第1項の申込書に押印する日確は、第6条に定める指定口座にかいるお認出の用鑑と同一の用鑑(以下、「お組出用」といいます。) とします。 第4条 (及社会的勢力との取引比絶) 投資信託給合取引は、第10条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第10条第2項名号のいずれかに該当する場合には、当組合に当該取引を表明のます。 第10条第2項名号のいずれかに該当する場合には、当相合に当該取引を表明のます。 第10条第2項名号のいずれかに該当する場合には、当由に活助人・保佐人・成年後見入等。といいます。) の成名その他必要な事項を書面により届け出てください。 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の遺任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。 (国費3-22)	この規定は、投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)および外国投資信託受益配券(以下 「外国投資信託」といいます。)に関する取引について、お客様と当組合との間の権利義務関係を明確 にすることを目的とするものです。 この規定に別政の定めがないときには、その他約款・規定によるものとします。 第2条 (投資信託金融別利用) お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定によかる取引のうも当組合が定める取引 (この規定において「投資信託総合取引」と総称します。)を利用できます。 ① 投資信託受益権振動告決済 1 座前款 ② 外国証券取引 1 座前款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 ⑤ 投資信託保資資度 ⑥ 「J Aの投信のみたてサービス」取板規定 ⑦ J J Aベシク投信ネットサービス利用規定 第3条 (申込方法等) お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。 ② 前項の申込みに当たっては、投資信託にかかるお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)の 開設も併せて申し込むものとします。 3 お客様が外国投資信託の取引をされる場合には、前項のほか外国証券取引口座の開設も併せて申し込むものとします。 4 第 1 項の申込書に押申する印鑑は、第 6 条に定める指定口座にたかるお届出の印鑑と同一の印鑑(以下「お届出印」といいます。)とします。 第 4条 (反社会的勢力との取引抵動) 投資信託総合取引は、第 10 条第 2 項各号のいずたにも該当しない場合に利用することができます。 第 10 条第 2 項をありいずたがに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。 第 5条 (成年後見人等) といいます。)の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。 ② 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに補助人・保佐人・成年後見人(以下「成年後見入等)といいます。)の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。 (国投3 - 2 2)	2025/12 に変更しま	
	旧:様式-115				

	Page	改正後	現行	備考	差異
② 5 で の動き、一般・機能の機能を受けている場合、かられては、他のでは、 の上記する情報を表現しません。 「他のでは、 の上記する情報を表現しました。 「他のでは、 のまました。 「他のでは、 のなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	新:様式-116				変更
② 中央の経過・機能・機能性が利用を対している。このは原列機能力が関係とない。 ② 中央のような、使用が重な、大きには、使用できない。 一般の表情を対しませた。 一般の表情を対しませたまた。 一般の表情を表情を表しまたまた。 一般の表情を表しまたまた。 一般の表情を表しまたまた。 一般の表情を表しまたまた。 一般の表情を表しまたまた。 一般の表情を表しまたまたまたまたまたままたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたま	旧:様式-116				
2 を介えるという。 のでは、日本のでは、			3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場		
② では、19 1年の日本の主意を受け、19 1年の日本の主意という。 では、19 1年の日本の主意という。 19 1年の日本の主意というにも、19 1年の日本の主意という。 19 1年の日本の主意という。 19 1年の日本の主意という。 19 1年の日本の主意という。 19					
##7415.0、7世の時間、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日					
(中国 ) 日本教育の経過年間 第2.1 (日本教育の経過年間 ) 日本教育の関係 (日本教育の経過年間 ) 日本教育の経過年間 (日本教育の経典を経過年間 ) 日本教育の経過年間 (日本教育の経過年間 ) 日本教育の経過年間 (日本教育の経典を経過年間 ) 日本教育の経過年間 (日本教育の経過年間 ) 日本教育の経過年間 (日本教育の経過年間 ) 日教育の経過年間 (日教育の経過年間 ) 日教育の経過年間 (日本教育の経過年間 ) 日教育の経過年間 (日本教育の経過年間 ) 日教育の経過年間 (日本教育の経過年間 ) 日教育の経済の経済の経済の経済の経済の経済の経済の経済の経済の経済の経済の経済の経済の					
(1982年) 新聞記述中の語の語の目が関係となって、報信に避からなない。  (1982年)					
### (					
####################################		_ ` `			
が出ていまった。		第6条(指定口座の取扱い)			
(株内の) あらからかどまれ対象の質(以下、何年の間)といるよう。全部で利用いる方面によったがた。 はんのでは、小のでは、自動がは、大きした。 はない では、		お客様が、投資信託総合取引の申込みをされる場合には、投資信託総合取引にかかる投資信託または			
のこととします。 この場合、食人の物質が対象の場合体を入びまるととし、物質の対象の特別を対象があた。 では、対象に対象が構造を対象の場合体を対象があるとし、物質の対象がある。 では、対象に対象が構造を対象の場合体を対象がある。 では、対象が使うないが、は、対象をは、対象を対象したの場合を対象がある。 この表現があるが、は、対象をは、のないまたが、対象をは、対象を対象を対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対					
(2016年) ( 大田大学 日本の書) ( 中国 )					
10%とより、新年日間に対からの別と落とした機能とは、特別とは、できまた。 2 音楽ができまたがいるが、高いまなが、大きなどのできまた。 10%とします。 2 音楽ができまたがいるが、 10%とします。 2 音楽ができまたがいるが、 10%とします。 2 音楽ができまたがいるが、 10%とします。 2 音楽ができまたがいるが、 10%とは、 10%					
の主たしまた。他の国際が自身を表現に対する。連絡の基本という場所を利用していませんが必要に かります。 2 所名間様子の対しているの発生を対したの発生を対していませんがありません。 は成年を始から大きまた。 2 を認定を使わないません。 おからとしたのでから、					
19年2 ま、表記は場外にの対象とを信息とは特別を行いていました。別等外の場合とない。			1		
2 整体配送的条例でよる代質研究を対した場合開発を開発しません。現場が、現場が保険の開発という。 1 には、		口座とします。指定口座以外からの引落しを希望される場合は、別途購入申込書による申込みが必要に			
		なります。			
<ul> <li>2. 他の発音を表示がからえ、成立国に自動的に入金した。</li> <li>3. 特定の企業を表示からえ、成立国に自動的に入金した。</li> <li>4. 金組合き、保存を通びがあるとから、下海の指定の整定といる場合は、指定したというできた。</li> <li>2. 他の対象を表示があるとから、1980年後年 が高端を対象により、1980年後年 が表示された。</li> <li>3. 特定の企業を表示から、2012年 10月 11日以上に対象により入る全域での開発を整定したが、2012年 10月 11日以上に対象とないというできた。</li> <li>3. おきまった。その対象を表示とないというにより、1980年 10月 11日以上に対象とないというできた。</li> <li>3. おきまかが表示を表示が表示があるというにより、2012年 10月 11日以上に対象とないというできた。</li> <li>4. 自然の主義を対象に対象が対象とないというに対象しているとないというに対象しているとないというに対象しているというできた。</li> <li>4. 自然の主義を対象しているというに対象しているとないというに対象しているというに対象しないというに対象しているというに対象しているというに対象しているというに対象しているというに対象しているというに対象しないというに対象しているというに対象しないというに対象しているというに対象しているというに対象しないというに対象しないといるというに対象しないといるというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないましているというに対象しないといっているに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないるに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないるに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないといるに対象しないというに対象しないというに対象しないといるに対象しないといるに対象しないといるに対象しないといるに対象しないるというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないというに対象しないないというに対象しないないというに対象しないといるに対象しないといるに対象しないるに対象しないないといいないといるに対象しないる</li></ul>					
3 旅行国金を受けると対、「特別所の整備により場合性くどか」 ( 場合か、投資的を対し、特別であると対し、対しているとのでは、特別であると対し、指数の理 に入まするとます。現代はますがで、その作業が取り付金のできたが、という。 第5条ので、信息での問題  お物性によりがで、その作業が取り付金のできたが、対している。非別に関係と対した場合の時金の財産と がいます。して、手具材の変なのに、自分目に関係は対したがで、まの作業できたが、まり 第10条ので、信息ではのできたが、対し、ことがで、非別に同じ、保持等をおいたします。 2 指定に対してはなった場合が、おから、度等できたが、大利。 第10条のではなった場合が、おから、度等できたが、大利。 第10条のではなった場合が、おから、度等できたが、大利。 第10条のでは、対している。非別に関係は対しませたが、対したとは、またが、表別の限金のは、またが、表別に対したます。 2 指定に対してはなった場合が、おから、度等できたがしたします。 2 指定に対しては対しているで、対しているで、非別に関係に対します。 第10条のでは、対しているで、表別に関係は対します。 第10条のでは対しているで、対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているとした。表す。 第10条のでは対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対している形が表別に対している。 第10条ので、対しに対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対している形が表別に対しているで、表別に対しているで、表別に対している形が表別に対しているで、表別に対している形が表別に対しているで、表別が表別に対しているで、表別に対して表別が表別に対しているで、表別が表別に対しているで、表別に対して表別が表別に対しているで、表別に対して表別が表別に対しているで、表別に対して表別が表別に対して、表別では、まします。 第10条ので、いるで、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、いるで、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、いるで、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、いるで、表別に対して表別では、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、いるで、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、いるで、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、いるで、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、のので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、のので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、のので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、のので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、のので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、表別に対して表別に対します。 第10条ので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、表別に対して表別では、まします。 第10条ので、表別に対して表別では、表別に対して表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、					
### 1 当前の外、被害加速を上の規定等価値の提供の場合。複数体、特別や学生を分場で、指定の作 アスケイととは、使用場合を対しませた。 第1 実際のは 建設に乗び上された。 特別構造的を対し、 第1 実際のは 2 構造 2 成立のたこか、(同じ) について、共和目間 (活動を放出したらの情色) 直接 2 成立のたこか、(同じ) について、共和目のと (活動を放出したらの情色) 直接 2 成立のたこか、(可じ) について、大和目の (活動を放出したらの情色) 直接 2 成立のたこか、(可じ) について、(対し) に対し) に対し、(対し) に対し) に対し、(対し) に対し) に対し、(対し) に対し、(対し) に対し) に対し、(対し) に対し) に対し、(対し) に対し) に対し、(対し) に対し) に対し) に対し) に対し) に対し) に対し) に対し) に					
定義して支付しますので、その内容を確認ください。 第6条の2 (推定正確の管理)  添替数は、第6本の地位では、代の打造の直接が設定。早10月1日以降に関版された場合の財金日後や いえまた。以下での場合となりました。 (本の利益のは、でいた)  ※2 (表現・成の大の場合では、でいて)  ※2 (表現・成の大の場合では、なりないと)  ※3 (表現・成の大の場合では、大の情報を表して)  ※3 (表現・成の大の場合で)  ※4 (表現・成の大の場合で)  ※4 (表現・成の大の場合で)  ※4 (表現・成の場合の場合がよの場合で)  ※4 (表現・成の場合の場合で)  ※4 (表現・成の場合の場合の場合で)  ※4 (表現・成の場合の場合のは、成の場合で)  ※4 (表現・成の場合の場合のは、成の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の					
第6条の2 (据定日度の管理)  が落ち、事命表の前か口能(その背色相称が2011年10月11月以降「国際された場合の前台口を いいます。以下での表示のいて同じ。) について、利用口庭(労働時を起ばに定める時合口産を いいます。以下での表示のいて同じ。) について、利用口庭(労働時を起ばに定める時合口産を いいます。以下できたが、同じ。) について、利用口庭(労働時を起ばに定める性を格音するか。木利 用口座 労労を回及とおおに、送客物が関となるため、よりを置するものとします。 2 総合印度水利用口度となる場合とは高に保険として指に上部立しかけはよりません。 3 お婚後が第2項の手後を全心されません。とは、正確のよりによりません。 4 お婚後が第2項の手後を全心されません。とは、民間語または外国政策に高かりません。 2 がお客が第2項の手後を取らず、お客なは、連合からよりに関するとなる場合を持有するか。木利 用口を「分かりをは、おりに対して対したとなり、民間語または外国政策におか、生 の 1 行気に対力がないる音楽には、下し回以上がしたます。 2 前面でかから方、お客な場内の環境の景像構造を対します。たて、民間語または外国政策におからなから の 1 行気に対力がないる音楽には、下し回以上がしたます。 3 前の原の表は影響を引動する。 2 がは、東京により相談を対象を対象の対象がより、表質にはまたは外国政策信託の影響はあり。 2 が表が実現した場所を発生しまれまない。 3 が実際が第2項の手後を取るとは、表質ははまたは外国政策信託の影響はおもらの の 1 年以上規がとないる著稿とは、お客な分類を関係には、下し回以上がします。たび、、表質にはまたは外国政策信託の影響はおもっ の 1 年以上規がとなるを選出には、お客な分類を関係に対しているで表します。 2 前にかからから、お客様が実現しな場底を対しが関係に対象が経過なく分けることとを相談であまれまた。 3 前にかからから、お客様が運用のななが、表面はままは外国政策信託の影響はおった。 2 前にのかのもの情報を含まれまながない。 3 前によりなの場をとよりに表していまなが、表面とは、まないといるの情報を表しまない。 3 前に呼がの場底を含まれまなが、表面とは、まないといる音楽をでは、まな情が変化を含まれまない。 3 前に呼がの場底を含まれまなが、表面とは、まな性が表面ともない。 3 前に呼がの場底を含まれまない。 3 前にないもの情報を含まれまない。 3 前に呼がの場底を含まれがあります。 3 前によいな情報を含まれまない。 3 前に呼がの場底を含まれが表面としままが、 3 前によいな情報を含まれまない。 5 では、					
お客様に、第6条の指定り度(その財金口度が2011年10月11日以降に開産された場合の町金口度をいいます。以下にの利について同じ、について、未利用口度(普通金屋生に立めた単位をいいます。として、非利用のは、120年の大田のは、1		載して送付しますので、その内容を確認ください。	第6条の2 (指定口座の管理)		
いいます。以下との楽化へいて同じ、について、来利用1度(普遍社会機変に変める時会1度をいいます)として、子製料機能ははが繰り換きためないように管理するものとします。 2 無常の事務が出り返の手続きを取らまた場合のよります。 2 新聞の事務を確認と取得の事務を主めないまりに管理するものとします。 3 お客様が第2項の手続きを取らまた構造1世が同じ必要をはよめて解析され、末利用10世となる状態を解析するか、未利用10世ではない他の時会10単名指定1世としておければなりません。 3 お客様が第2項の手続きを取らまた構造1世が同じ必要をはよめて解析されたとによって生じた報告について、認価合は異体を取りません。 5 7 条 (取引展高報告書等の基件)		I	お客様は、第6条の指定口座(その貯金口座が2021年10月1日以降に開設された場合の貯金口座を		
ます。)として、手数特徴改払じ解物の対象とならないように管理するものとします。 2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、連やのよれ側の自身の程度に指定しておりまた。大利用口座となった場合は、お客様は、連やのよれ側の自身の程度に指定しておりまた。大利用口座となった場合は、お客様は、連やのよれ側の自身の程度に指定しておければなりまた。 3 お客様が第2項の手機を乗る手、推定口座が同口座の規定に基づいて解制されたことによって生じた損害について、当前合に対抗を向いません。 第7条 (の開放書籍書書を設付します。ただし、投資語は上た均程設質品が改造があるお客様には、期間として3カガごとに飛引販商格告表を設付します。ただし、投資語は上た均程設質品が改造があるものの1年以上取引がないお客様に、年1回以上に生む「します。として表し、抵付語などは大力を含れ、投資語は上たは外国投資品が改成高があるお客様には、原則として3カガごとに飛引販商格告表を設付します。ただし、投資語は上たは外国投資品が改成高があるお客様には、原則として3カガごとに取引販商格告表を設付します。ただし、表質語が上ではない傷の対かの中込みを含れ、投資語が上が、保険によったを当場合に請求された自己とします。 2 前項にかからから、法技権が到りの規模の限の規模の目的といます。 3 前項の関連の関連の関連の関連を取引を対します。とし、表情によったとと当場合に請求された自己といます。 3 前項の関連の関連の関連の関連を関連の関連の関連を関連を持てます。ただし、表質語がまたは外国投資語がの政高があるお客様には、原則として3カガごとに成り販商格告書を設付します。ただし、表質語がまたは外国投資語がの政高があるが高がいる。 第7条 (の関連の関連の単立を立した外間と関語の対象された。といまが関連の申込を立した場所は対象が対象といるといまが関連を関連の対象がないな事権に対した表情によったと、表明を目標が対象と対象とないます。 3 前に関いの者と表情による場では、お客様が対象と関語に対象した表情に表が対象と対象とないます。 4 お客様が受領した取引技商器告書の記載内容にご不審の点があると含は、連やかに取引機の報告書に表述されている事情を表し、お客様が受領した取引技商器告書の記載内容にご不審の点がなかった場合、当日のは、その記載中項のすべてについて系数、ただけたものとして取り扱います。 4 お客様が受領した取引技商器告書の記載内容にご不審の点がなかった場合、当日のは、その記載中項のすべてについて系数、ただけたものとして取り扱います。 5 2 前のは、ます、といまのは、といまのは、ます、といまのは、ます、といまのは、ます、といまのは、ます、といまのは、ます、といまのは、ます、といまのは、ます、といまのは、といまのは、といまのは、といまのは、ます、といまのは			いいます。以下この条について同じ。)について、未利用口座(普通貯金規定に定める貯金口座をいい		
2 指定円度が末利用円度となった場合は、お客様は、速やかに末利用円度となる状態を構得するか、末利 用度ではない他の評金川東生物産で回転として新たに特定した対れなりません。 3 お客様が等を到り料金を使わず、潜む円度がに特定した対れなりません。 3 お客様が等を到り料金を使わず、潜む円度が高いたが、対したとしまって生じた 措施について、当場合は高圧を供いません。 第7条 (後別機高報告書等の送付) 投資情話は合う除が同からみをおれ、投資信託または外間投資信託の残高があるお客様には、原則としてカカリことに取引放為事を表達します。ただし、投資信託または外間投資信託の残高があるお客様には、原則としてカカリことに取引放為事を選出します。ただし、投資信託または外間投資信託の残高にあるものの1年以上取引がないま容様には、年1回以上近付します。 2 前項にかからず、お客様が現りの重要限別機高報告書の変付を受けることを当組合に請求されたときは、取引にかから受け、接受情が発達を受けします。ただし、投資信託または外間投資信託の残高にあるものの1年以上取引がないま容様には、下1回以上近付します。 3 前 「平原の対象書替会」とおお客様が実施に関いたります。 4 お客様が受害した取引機高報告書の変積が容にご不審の点があるときは、速やがより機高報告書の変し、接受情が変対しの発度改引機高者を受けることを当組合に請求されたときば、取引にかから受き放う後差離などが可能をなくだされるとといる事業をなくなけずるものとします。 5 は、取引にかから受き放う後差離なくなけずるものとします。 5 は、取引にかから受き放う後差離なななけるのとします。 5 は、取引にかから受き放う後差離なななけるときば、連やがよりが発生力は、大名様が対象期間に取引した投資信託をたは外間投資信託の対象が用まままままままままままままままままままままままままままままままままままま			ます。)として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。		
用印座ではない他の貯金口座を指定中座として新たに指定しなければなりません。 3 お客様が第2項の手続きを飲むす、指定口座が同田座の規定に基分で作動されたことによって生じた 指布について、影響など構立を飲むす、指定口座が同田座の規定に基分で作動されたことによって生じた 指布について、影響など無た食いを使うしません。 第7条 (取引残高報告書等の送付)  投資信託総合作政制の申込みをされ、投資信託または外国投資信託の残高があるお客様には、原則として34月ごとに取引高報告書を送付します。 2 前項にかかわらず、お客様が取引の超取的は販高報告事の文付を受けることを当組合に額求されたときは、取引にかから受き、数を機が乗りの面膜の対策高報告事の文付を受けることを当組合に額求されたときは、取引にかから受き、数を機が発象側間に取引した投資信託または外国投資信託の残高社の表のものの1年以上取引がないお客様には、年1回以上近付します。 3 前二項の取引残高報告書による客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の対定を月し、支土・3 前二項の取引残高報告書の定義が容が分別、総利、単価、購入時主数料を全台と受護金額などが記載されています。 4 お客様が受損した取引残高報告書の定義が容がつた場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 4 お客様が受損した取引残高報告書の記載が容がこご不審の点があるときは、連やかに取引残高報告書に、記を保が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の対定年月日、受寒年月日、購入または精料等の別、総利、単価、購入時手数料等を含む受護金額などが記載されています。 4 お客様が受損した取引残高報告書の記載が容にて不審の点があるときは、連やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の引着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 ・ フッター年月を2025/12 に変更します。			2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未		
据書について、当報合は責任を負いません。 第7条 (第7)残儀報告書等の選付) 投資信託を合助いまえをきれ、投資信託を仕が無政資信託の残高があるお客様には、原則として3ヵ月ごとに取引疾痛報告書を送付します。 との1年以上を引がないお客様には、年1回以上送付します。 との1年以上を引がないお客様には、年1回以上送付します。 の1年以上を引がないお客様には、年1回以上送付します。 の1年以上を引がないお客様には、年1回以上送付します。 の1年以上を引がないお客様には、年1回以上送付します。 前二項の取引疾痛報告書の文付を受けるものとします。 前二項の取引疾痛報告書には、お客権が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の約定年月日、受護年月日、職人まごは解約等の別、銘柄、単面、購入時子教科等を含む受護金額などが記載されています。 本されている連絡大きで直接で連絡ください。取引疾痛報告書の課金を持たしています。 本されている連絡大きで直接で連絡ください。取引疾痛者も書の混動や容について系数いただけたものとして取り扱います。 (2025/12)			利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。		
第7条 (取引残高報告書等の送付) 投資信託をたぼ外国投資信託の残高があるお客様には、原則とし て3か月ごとに取引残高報告書を送付します。ただし、投資信託または外国投資信託の残高はあるもの の1年以上取引がないお客様には、年1回以上送付します。 2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の交付を受付ることを当組合に請求されたとき は、取引にかかる受護法済後基準なく交付するものとします。 3 前一項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の利定年月日、 受護年月日、購入または解析等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受援金額などが記載されてい ます。 4 お客様が受領した取引残高報告書の起動内容にご不審のがあるときは、速やかに取引残高報告書に記 載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の副者後、15 日以内にご連絡がなかった 場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。  (2025/12) 第7条 (取引残高報告書等送付) 投資信託または外国投資信託の残高があるお客様には、原則とし て3か月ごとに取り残高報告書が送付します。ただし、投資信託または外国投資信託の残高はあるもの の1年以上取引がないお客様には、年1回以上送付します。 2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引機を推断者の文付を受けることを当組合に請求されたと きは、取引にかからです、お客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の利益を さは、取引にかからを強い、発音は計画を対象を含む、とき、は、表し、表し、表し、取引機の報告書には、お客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の残高なももの の1年以上取引がないお客様には、年1回以上送付します。 2 前項にかかわる実施は書かなりの数単に取引を推断されたと きは、取引にかから受護が発展を書かるとします。 3 前二項の取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引機高報告書に 記載されている連絡先まで直接ご機名でさい。取引技高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引機高報告書に 記載されている連絡をまで直接ご機名でさい。取引技高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引機高報告書に 記載されている連絡を表すでは支ご機名がなかっ た場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 ・フッター年月を 2025/12 に変更します。		3 お客様が第2項の手続きを取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた	3 お客様が第2項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた		
投資信託総合取引の申込みをされ、投資信託または外国投資信託の残高はあるお客様には、原則として3か月ごとに取引残高報告書を送付します。ただし、投資信託または外国投資信託の残高はあるものの1年以上取引がない容容様には、年1回以上送付します。 2 前項にかからず、お客様が現引の都度取引残高報告書の交付を受けることを当組合に請求されたときは、原別にかから受護決済後基準なく交付するものとします。 3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引した投資信託の治定年月日、受護年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時子数科等を含む受護金額などが記載されている連絡生まで直接で連絡ください。取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかて取引残高報告書に記載されている連絡生まで直接で連絡ください。取引残高報告書の調音後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 (2025/12)		損害について、当組合は責任を負いません。	損害について、当組合は責任を負いません。		
て3か月ごとに取引敗高報告書を送付します。ただし、投資信託または外国投資信託の残高はあるもの の1年以上取引がないお客様には、年1回以上送付します。 2 前項にかかわらず、お客様が取引の福度取引機高報告書の文付を受けることを当組合に請求されたとき は、取引にかかわらず、お客様が取引の福度取引機高報告書の交付を受けることを当組合に請求されたとき は、取引にかかる受護決済後産帯なく交付するものとします。 3 前二項の取引機高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、建やかに取引機高報告書いてい ます。 4 お客様が受鎖した取引機高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、連やかに取引機高報告書に記 載会れている連絡まで直接ご連絡ぐださい。取引機高報告書の副籍後、15日以内にご連絡がなかった 場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 (2025/12)  なおります。 大阪自記はこれがわからず、な客様が取引の福度取引機高報告書を送付します。なし、投資信託または外国投資信託の残高はあるもの の1年以上取引がないお客様には、年1回以上送付します。 2 前項にかかわらず、お客様が取引の福度取引機高報告書の交付を受けることを当組合に請求されたと きは、取引にかかる受護決済後屋帯なく交付するものとします。 3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の約定年月 日、受護年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数科等を含む受護金額などが記載され ています。 4 お客様が受鎖した取引機高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引機高報告書に 記載されている連絡先まで直接ご連絡ください、取引機高報告書の副籍後、15日以内にご連絡がなかっ た場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 ・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。			第7条 (取引残高報告書等の送付)		
の1年以上取引がないお客様には、年1回以上送付します。 2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引疾高報告書の交付を受けることを当組合に請求されたとき は、取引にかかる受護決済を更滞なく交付するものとします。 3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引した投資信託をたは外国投資信託の約定年月日、 受護年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受護金額などが記載されてい ます。 4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記 載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15日以内にご連絡がなかった 場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 (2025/12)			投資信託総合取引の申込みをされ、投資信託または外国投資信託の残高があるお客様には、原則とし		
2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の交付を受けることを当組合に請求されたとき は、取引にかから受護決済後遅滞なく交付するものとします。 3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の約定年月日、 受護年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受護金額などが記載されてい ます。 4 お客様が受顔した取引残高報告書の説動内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記 載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到者後、15 日以内にご連絡がなかった 場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 (2025/12) の1年以上取引がない客様には、年1回以上述付します。 2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の交付を受けることを当組合に請求されたと きは、取引にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の交付を受けることを当組合に請求されたと きは、取引にかから受護決済後遅滞なく交付するものとします。 3 前二項の取引残高報告書に、お客様が象期間に取引した投資信託または外国投資信託の約定年月 日、受護年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受護金額などが記載されています。 4 お客様が受顔した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかっ た場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 ・ フッター年月を 2025/12 に変更しま す。			て3か月ごとに取引残高報告書を送付します。ただし、投資信託または外国投資信託の残高はあるもの		
は、取引にかかる受護決済後産権なく交付するものとします。 3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引した投資信託をは外国投資信託の約定年月日、受護年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受護金額などが記載されています。 4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。  (2025/12) 2 前項にかかわらず、お客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の約定年月日、受護年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受護金額などが記載されています。 4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書に記載されている連絡がます。  (2025/12) 2 前項にかかわらず、お客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の約定年月日、受護年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受護金額などが記載されています。 4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記記載されている連絡がよびで調整されている連絡がよびで調整されている連絡がよびで調整が表している連絡がよびで不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記記載されている連絡がよびで調整が表している連絡がよびで調整が表している連絡がよびで調整が表している連絡がよびで調整が表している連絡がよびで調整が表します。 4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記記載されている連絡がよびで調整が表している連絡がよびで調整が表している連絡がよびで調整が表している連絡がよびで記載されている連絡が表している連絡がよびで調整が表している連絡がよびで調整が表している連絡がよびで調整が表している連絡がよびで調整が表している連絡が表しているに表している。					
3 前二項の取引残高報告書には、お各様が対象期間に取引した投資信託をたは外国投資信託の約定年月 ます。 4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記 載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった 場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 (2025/12)  3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の約定年月 日、受渡年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡金額などが記載され ています。 4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に 記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかっ た場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。  ・ フッター年月を 2025/12 に変更しま す。			2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の交付を受けることを当組合に請求されたと		
ます。 4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。  (2025/12)  日、受渡年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手教科等を含む受渡金額などが記載されています。 4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 ・フッター年月を2025/12 に変更します。		3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引した投資信託または外国投資信託の約定年月日、			
4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。  (2025/12)  (2025/12)  でいます。  4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。 ・フッター年月を2025/12 に変更します。		受渡年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡金額などが記載されてい			
載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。  (2025/12)  4 お客様が受領した取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。  ・ フッター年月を2025/12 に変更します。					
場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。					
(2025/12)  た場合、当組合は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱います。  (2024/04)  ・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。					
(2024/04) 2025/12 に変更しま す。					
(2024/04)		(2025/12)	に場合、自租合は、ての記載争項のすべくについて承認いたにげたものとして取り扱います。 	11	
旧:様式-116			(2024/04)		
H:様式-116	In IMa In				
	旧:棣式-116				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-117				変更
旧:様式-117				
		5 当組合は、第1項にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定		
		投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34		
		条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家と		
	5 当組合は、第1項にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定	みなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に関		
	投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34	する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当組合が定める		
	条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家と みなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に関	ところにより取引残高報告書の送付を行わないことがあります。		
	する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当組合が定める	6 当組合が届出のあった名称、住所にあてて取引残高報告書等の書類を送付した場合には、延着しまた		
	ところにより取引残高報告書の送付を行わないことがあります。	は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。		
	6 当組合が届出のあった名称、住所にあてて取引残高報告書等の書類を送付した場合には、延着しまたは	第8条(免責事項)		
	到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。	当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負		
	第8条(免責事項)	いません。		
	当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負	① 次条第1項による届出の前に生じた損害		
	いません。	② 当組合所定の書類等に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認		
	① 次条第1項による届出の前に生じた損害 ② 当組合所定の書類等に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認	めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等につ		
	めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等につ	いて偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害		
	いて偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害	③ 当組合所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外		
	③ 当組合所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外	国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害		
	国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害	④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備		
	④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備	の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場		
	の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合にある。	合に生じた損害   合に生じた損害   ⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座		
	合に生じた損害  ⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座			
	への入金が遅延した場合に生じた損害			
	⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定第 16 条の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生			
	じた損害	⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害		
	⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害	第9条(届出事項の変更)		
	第9条(届出事項の変更)	お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名または名称、住所、共通番号(行政手続における特定の個		
	お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名または名称、住所、共通番号(行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に	人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規		
	規定する法人番号。以下同じ。)その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の手続き			
	により届け出てください。	より届け出てください。		
	2 前項により届出があった場合、当組合は運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、個人	2 前項により届出があった場合、当組合は運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、個		
	番号カード、その他必要と思われる書類等をご提出またはご提示いただくことがあります。また、所定	人番号カード、その他必要と思われる書類等をご提出またはご提示いただくことがあります。また、所		
	の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替または換金、外国投資信託の払出しまたは換金、契約	定の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替または換金、外国投資信託の払出しまたは換金、契		
	の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。	約の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。		
	3 第 1 項による変更後は、変更後の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届出印、氏名ま たは名称、住所、共通番号等とします。	3 第1項による変更後は、変更後の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届出印、氏名		
	第 10 条(投資信託総合取引の解約)	または名称、住所、共通番号等とします。		
	投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権	第 10 条(投資信託総合取引の解約)		
	振替決済口座管理規定第 4 条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。	投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権		
	この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、お客様の投資信	振替決済口座管理規定第4条による当組合からの申し出により契約が更新されないときも同様としま		
	託を他の口座管理機関へお振替ください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第7条において定める	す。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、お客様の投		
	振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。また、	資信託を他の口座管理機関へお振替えください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第7条において		
	(2025/12)	定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。また、 	・フッター年月を	
		(2024/04)	2025/12 に変更します。	
旧:様式-117				
			•	

新旧对照表 Page	改正後	現行	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
新:様式-118		5513	変更
旧:様式-118	外国教育信託とついては、複金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約によって生じた損害について、当総合は3項任金負い生せん。 ① お客様のの最近前は総合派列の解約の単出があったとき。 ② お客様のの最近前は総合派列の解約の単出があったとき。 ③ お客様の場所の開始があったとき。 ③ お客様の場所の開始があったとき。 ③ お客様の場所の開始があったとき。 ③ お客様の場所の開始があったとき。 ② お客様の場所の開始があったとき。 ② お客様のよいの規定の定めに違反したとき。 ③ 押面のほか、放の名号のいずれかに違反したとき。 ④ 押面のほか、放の名号のいずれかに違反し、お客様の取責情がよととが不適切である場合には、当場合は取りながと考し、よっはお客様の取引を発育することにより、登録信託総合取引を発射することができるものとします。この場合、当面合計画に悪して、お客様の投資信託については最替またお客か可能さを作います。と、当面解的により当場合に指導が生じたときは、その情報解を変してください。 ② お客様が事例用、最小信息、海川環白などのよりが時からお年を経過とない者、最小問題情能とし、または表明・確約に関しな場合のでもたことが判別した場合。 ② お客様が事例用、最小信息、おりに関し、または映明のまた場合とない者、最小信目等としていると認められる関係を有すること。 □ 最小信目等として場合であるといると認められる関係を有すること。 □ 最小信目等として対策と変していると認められる関係を有すること。 □ 最小信目等として対策と変していると認められる関係を有すること。 □ 最小信目等として対策と変していると認められる関係を有すること。 □ など、不当に暴力信員等を利していると認められる関係を有すること。 □ なりに同じまりに対策となりまし、または東の主に要する行為とした場合。 「最小的な要求行為」 □ お客様が、自らまたは第三者を利用しているがあられる関係を有すること。 □ お客様が、自らまたは第三者を利用していないが行れかに該当する行為とした場合。 「最小的な要求行為」 □ お客様が、自らまだは第三者を利用して決めいずれかに該当する行為とした場合。 「最小的な要求行為」 □ お客様が、自らまだは第二者を利用して決めいずれかに該当する行為とした場合。 「最小的な要求行為」 □ お客様が、自らまは終れるにからまれた。 「なりに対策とないの主に要する行為 第1 理解とながあらとされ、運動信託を大は外間を関右形の機関金、解判金、収益の分配をとびの前となかるとされ、運動得を全に定当しますが、不足様が生じたとされ、直らにとなないください。	外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約によって生じた指告について、当組合は責任を負いません。 ① お客様が所定の手数料を支払力ないとき。 ② お客様が所定の手数料を支払力ないとき。 ② お客様が所定の手数料を支払力ないとき。 ② お客様がの振動があったとき。 ③ お客様がの振動なの場との定めに違反したとき。 ③ お客様が10個とかの場合を使りません。 ② お客様が10個とかの場合を使りません。 ③ お客様が10個とかの場合を使りません。 ② お客様が10個とないとき。 ③ お客様が10個とないとき。 ② できる者の味力により、当組合が解剤を申し出たとき。 ② 前項のほか、次の各号のいずたかに減当し、お客様との取引を機体することが不適切である場合には、当街合は投資信託を取引を停止し、またはお客様に通切することにより、投資信託を通りを解析することができるものとします。この場合、当場合は確認に当じ、会様により当場合には表情に近づいては、換金し、金銭によりお返しします。なが、当路線がはより当場合とした表明・締約に関して成偽の中告なしたことが判別した場合。② お客様が基別は、参別は、参別は、参別は、参別は、参別は、参別は、参別は、参別は、参別は、参	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。
四・13天八-110			

	Page	改正後	現行	備考	差異
旧:様式-119  第11条 (機金牌の取扱い) 前系に振づき、お本権の展告来合口能に記載または記録されている投資信託または外国証券取引口座で保管されている外国投資信託を機会するに当たっては、当組合の定める方法により、お各様の指示に従って、機会を行ったうえ、金銭により返返を行います。 第12条 (規定等の変更) この規定は、民法に定める定義的款に該当します。この規定および第2条合号に定める前数・規定(以下、規定等)といいます。) は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法か定を制定の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う言および変更後の規定の内容ならびこその効力発生制制は、効力発生時間は、効力発生時間が可能は、との歴史を集中的生じたときに、民法か定理論がの変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う言および変更後の規定の内容ならびこその効力発生時間は、効力発生時間が対策するまでに店頭表示、インターネットまたはその権間もの方法により周知します。 第13条 (含意智能) この規定は、より周知します。 第 13条 (含意智能) この規定が、同する系定については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。 第 19 (実施日) 「実施日」 「実施日」 「実施日」 「実施日」 「現在等の変更」 「規定等)といいます。)は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定題が取り現金生器づき変更されることがあります。変更を行う言および変更後の規定の内容ならびこその効力発生時期に、効力発生時期に、効力発生時期が可能するまでに店頭表示、インターネットまたはその地理もの方法により周知します。 第 13条 (含意智能) この規定は、年 月 日から実施する。			7	]	
(2025/12) (2025/12) (2025/12) (2025/12 に変更します。 2025/12 に変更します。		前条に基づき、お客様の振骨状落口地に記載または記録されている投資信託または外国証券取引口座で経営されている外国接資信託を換金するに当たっては、当組合の定める方法により、お客様の指示に従って、検金を行ったうえ、金銭により返還を行います。 第12条 (規定等の変更) この規定は、民法に定める定型的数に該当します。この規定および第2条各号に定める約款・規定(以下、規定等)といいます。)は、法令の変更または基質官所で指示、その他必要な事品が生じたときに、民法の定型的数の変更の規定に基づき変更もなるとかあります。変更を行う言および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到まするまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。 第13条 (合意管轄) この規定等に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。 財 則 (実施日) この規程は、年 月 日から実施する。	前条に基づき、お客様の張替決済口庫に記載または記録されている投資信託または外園記を取引口庫で保管されている外国投資信託を検合するに当たっては、当組合の定める方法により、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭により返還合行います。 第12条(規定等の変更) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。この規定および第2条各号に定める約款・規定(以下「規定等」といいます。)は、法令の変更または管管官の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型診験の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその関知します。 第13条(合意管轄) この規定事に関する訴訟については、当組合本店の所任地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。  財 則 (実施日) この規程は、年月日から実施する。	2025/12 に変更しま	
新:様式-119	新:様式-119				
H: 様式-119					

新旧対照表				系統内限
Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-120 旧:様式-120	国投3-23 外国証券取引口座規程(ひな形)	国投3-23 外国証券取引口座規程(ひな形)		
新:様式-120 旧:様式-120		外国証券取引口座規程(ひな形)	・「投資信託総合取 引規定集」の体裁 整備(略語の指定	変更
	外国証券取引口座規程(ひな形)		方法の統一化、用字の統一化等)に	
	外国証券取引口座にかかる業務については、以下の外国証券取引口座約款に基づき適切に処理するものと する。	する。     <b>外国証券取引口座約款</b>	<ul><li>合わせ、体裁を整備します(詳細は別紙資料のとお</li></ul>	
	外国証券取引口座約款 第1条(約款の趣旨) この約款は、お客様と当組合との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための 取決めです。	第1条(約款の趣旨) この約款は、お客様と当組合との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための	9)。	
		取決めです。 2 お客様は、この約款の内容を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。		
	2 お客様は、この約款の内容を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。 第2条(外国証券取引口座)	第2条(外国証券取引口座) 外国証券の取引に当たっては、お客様は当組合所定の申込書により「外国証券取引口座」(以下「本		
	外国証券の取引に当たっては、お客様は当組合所定の申込書により「外国証券取引口座」(以下、「本 口座」といいます。)の設定にかかる申込みをするものとします。当組合はこれを承諾したときは、遅	口座」という。)の設定にかかる申込みをするものとします。当組合はこれを承諾したときは、遅滞な く本口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。		
	滞なく本口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。 2 お客様が当組合との間で行う外国証券の取引に関する売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他	2 お客様が当組合との間で行う外国証券の取引に関する売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その 他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべては本口座により処理します。		
	外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべては本口座により処理します。 3 当組合が取り扱う外国証券は、日本証券業協会が定める要件および選別基準に適合した金融商品取引法 第2条第1項第10号に規定される外国投資信託の受益証券(以下、「外国投資信託」といいます。)と	3 当組合が取り扱う外国証券は、日本証券業協会が定める要件および選別基準に適合した金融商品取引 法第2条第1項第10号に規定される外国投資信託の受益証券(以下「外国投資信託」といいます。)と		
	します。 第3条( <b>遵守すべき事項</b> )	します。 第3条(遵守すべき事項) かたばい 火切るしの思える (月日本学の原孔は関している 日本の歌となる 日本の歌となっている アナウン・アナー・アナー・アナー・アナー・アナー・アナー・アナー・アナー・アナー・アナー		
	お客様は、当組合との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める 諸規則、決定事項および慣行中、当該証券の取引に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行者が でなる。日本なければ、(以下、「国際、よりいます)、の該社会などが概念等に関し、当場合からおう	お客様は、当組合との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める 諸規則、決定事項および慣行中、当該証券の取引に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行者が でなる。日本などは地域、(以下、同答によいる)の表社会などの課金に関する条項に従うとともに、当該証券の発行者が		
	所在する国または地域(以下、「国等」といいます。)の諸法令および慣行等に関し、当組合から指導の あったときは、その指導に従うものとします。 第4条 (注文の指示)	所在する国または地域(以下「国等」という。)の諸法令および慣行等に関し、当組合から指導のあったときは、その指導に従うものとします。		
	お客様の当組合に対する外国証券の注文については、当組合の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ 指示するところにより行うものとします。	第4条(注文の指示) お客様の当組合に対する外国証券の注文については、当組合の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ		
	第5条(注文の執行および処理) お客様の当組合に対する外国証券の取得または換金の申込みについては、当該外国証券の日論見書お	指示するところにより行うものとします。 第5条(注文の執行および処理)		
	よび次の各号の定めにより執行および処理するものとします。  ① 外国証券の取得または機金の申込みについては、当組合において遅滞なく処理するものとします。	お客様の当組合に対する外国証券の取得または換金の申込みについては、当該外国証券の目論見書お よび次の各号の定めにより執行および処理するものとします。		
	ただし、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。 ② 当組合への申込みは、当組合が定めた時間内に行うものとします。	① 外国証券の取得または換金の申込みについては、当組合において遅滞なく処理するものとします。 ただし、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。		
	③ 外国証券の最低購入単位は、当組合の定めによるものとします。 ④ 当組合は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様の届け出た住所あてに契約締結時交付書面	② 当組合への申込みは、当組合が定めた時間内に行うものとします。 ③ 外国証券の最低購入単位は、当組合の定めによるものとします。		
	等を送付します。 第6条(受渡日等)	④ 当組合は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様の届け出た住所あてに契約締結時交付書面 等を送付します。		
	売買成立後の受渡し等の処理については、当該外国証券の目論見書および次の各号に定めるところに よります。	第6条(受渡日等) 売買成立後の受渡し等の処理については、当該外国証券の目論見書および次の各号に定めるところに		
	① 外国証券の取引については、売買注文の成立を、当組合が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日。)を約定日とします。	よります。  ① 外国証券の取引については、売買注文の成立を、当組合が確認した日(その日が休業日に当たる場		
	② 受渡日は、当該外国証券の目論見書で定められる日とします。 第7条(外国証券の保管・権利および名義)	合は、その後の直近の営業日。)を約定日とします。		
	お客様が当組合に外国証券の保管の委託をする場合、当該外国証券の保管および名義の取扱いについては、当該外国証券の目論見書および次の各号の定めによるものとします。	② 受渡日は、当該外国証券の目論見書で定められる日とします。 第7条(外国証券の保管・権利および名義)		
	(国投3-23)	お客様が当組合に外国証券の保管の委託をする場合、当該外国証券の保管および名義の取扱いについては、当該外国証券の目論見書および次の各号の定めによるものとします。		
	(2025/12)	(国投3-23) (2023/08)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	

	Page	改正後	現行	備考	差異
<ul> <li>正元表で、191</li> <li>(1) 中華の大大性性の特別を利益を持ち続きないで、中華の大きために関連的ないで、中華の大きために関連的ないで、中華の大きために関連の対しています。</li></ul>	旧:様式-120				
2 単年に、20年の時代が経過を受ける日本のできる場合を表現していまった。 19年のできる場合機関の たった 19年のできる場合を表現しまった。 19年のできる場合を表現していまった。 19年のできる。	新:様式-121			1	変更
発行者から交付される通知書および資料等は、当組合においてその到達した日から 3 年間保管し、関 (2025/12) 第に供します。なお、お客様が送付を希望した場合は、お客様が届け出た住所あてに送付します。 (2023/08) 137 ・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	旧:様式-121	下、保管機関、といいます。)に委任するものとします。 ② 前号に規定する保管については、当組合の名義で行われるものとします。 ③ お客様が有する外国証券が保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される等機法はよび假行の下で、発管機関における当場合の当数外国証券にかかるを重に定地または当難された当該外国証券にかける事業に応じて権利を取得し、当該取得した数量にかかる権利の推動された当該外国正券にかかる数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量にかかる推動に応うを保管されます。 ④ 前号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券にからる証券について、権利を取得もものとします。 ⑤ お客様が有する外国証券にかかる権利は、当組合が本口座に当該数量を記載または記録した時に、当該数量に正さた権利の移転が行われるものとします。 「	下「保管機関」といいます。)に委任するものとします。 ② 前号に販定する保管については、当組合の名義で行われるものとします。 ③ お客様が有する外国証券が保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法および慣行の下で、保管機関における当組合の当該外国無券にかかる危種に定域または記録された当該外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量にかかる危種が保管に基づき保管されます。 ④ 前号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券にかかる証券について、権利を取得するものとします。 ⑤ お客様が有する外国証券にかかる権利は、当組合が本口座に当該数量を記載または記録した時に、当該数量に応じた権利の移転が行われるものとします。 ⑤ お客様が強利を有する外国証券につきる差人を登録する必要のある場合は、その名義人は保管機関または当該保管機関の指定する者とします。 ② お客様が強利を有する外国証券につきる差人を登録する必要のある場合は、その名義人は保管機関または当該保管機関の指定する者とします。 ② お客様が、維制合合としなくなった場合の処理  当組合が保力、当組合に発音の表別国投資信託が日本証券業協会の定める週別基準に適合しなくなった場合には、当組合は当該外国政策である外国投資信託が日本証券業協会の定める週別基準に適合しなくなった場合には、当組合は当該外国政策である外国投資信託の販売を中止します。この場合においても、独全の取次ぎには立じます。 第9条(外国証券に関する権利の処理)保管機関に保管された外国証券の収益分配金等の果ままに環境金は、当組合が代力ので受領し、お客様のに支払います。この場合、その支払手機において、当組合が活動が行わって支値し、お客様が目前に、前の以外の維制が付与される場合しまま。 ② 外国証券に関し、前の以外の維制が付与される場合に、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に伴じて処理します。 ③ 受益権権会まとは明存を参照となどの活動とない、当組合は議決権の行使または、当組合が代わってこれを行います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当組合は議決権の行使または、当組合が代わってこれを行っこかがあります。 第1号に定める収益分配金等の果実ならUに関連金に対する、かが国は外において課せられる類果務の限定である収益分配金等の果実ならUに関連金に対する、当組合は、当組合が代わってこれを行ったがいませ、当組合は、当を構造が自または、当組合が代わってこれを行っことがあります。  9 の業権を対した場合を除いて当組合は法権しません。 ② 収益分配をおよび資金を定していては、特にその内容について関連とと同いの報慮が行われた場合は、お客様が発けしません。 第1号、保管のを持定との対策を持定は、当場合においてその到達した日から3年間保管し、関策に使します。なお、お客様が近付を希望した場合においてその到達した日から3年間保管し、関策に使します。なお、お客様が記付しません。	2025/12 に変更しま	

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:様式-121				
新:様式-121				
新:様式-122旧:様式-122	2 前項により、お客様あての通知書または資料等の送付に要した実費は、外担投資信託にかかるものを除ま、その郵度は対象体が当場合に支払うものとします。 第12条(鐵料金幣) 外国股資信がの取得または幾金に当たって必要な、当該外国投資信託所定の工製料および公租公開その他の構成型については、当銀合所定の期日までにお客様が当銀合に支払うものとします。 2 お客様の指示による税例の扱いをした場合において、当銀合の要した実費についてはその額度お客様が当場合に支払うものとします。 第13条(金銭の程受) この参数に規定する外国語券の取引等に関して行う当場合とお客様との間における金銭の投受は、円 優により行います。この場合において、外貨と円貨との機算は、別に収決めまたは指定のない限り、機算日における当組合が定めるレートによるものとします。 2 前項の機算日は、実質代金紀でかっては約定日、毎9条第1号または第2号の処理にかかる決済については当組合がその金融を設した日とします。 第14条(共通書号の間は) お客様は、行政手続における特定の個人全機別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)といます。との他の関係法合か変わに提合した。本国を通過を引力とした。その機・新集合は、香号法での他の関係法合か成的に従いする法人書号、以下同じ、の通知を受けたときその他の特法を合かの他の関係法合の規定に対し入議認を行わせていたださます。 第14条の2 (周出事項) お客様は、任何、氏名または名株、目曜および共通番号等を当組合所定の素類により当組合に届け出るものとします。 第15条 (口座管理料) お客様は、近日が成立といます。第15条 (日座管理料) お客様は、近日が成立といまり、日座管理料を当組合に対しるものとします。第15条 (日座管理料) この契数に定める活手続きの費用として、当銀合の定めるところにより、日座管理料を当組合に対していまります。 第17条 (その他) この対象に別段の定めがないときは、投資信託総合取引規定)おより同規定第2条名号に定める約象・規定に従うものとします。	2 前項により、お客様あての通知書または資料等の送付に要した実費は、外国投資信託にかかるものを除き、その都度お客様が当組合に支払うものとします。 第12条 (諸料金等) 外国投資信託の取得または換金に当たって必要な、当該外国投資信託研定の手数料および公租公課その他の破課金については、当組合所定の期日までにお客様が当組合に支払うものとします。 2 お客様の指示による特別の扱いをした場合において、当組合の要した実費についてはその都度お客様が当組合に支払うものとします。 第13条 (金銭の授受) この約款に規定する外国証券の取引等に関して行う当組合とお客様との間における金銭の授受は、円 貨により行います。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当組合が定めるレートによるものとします。 2 前項の検算日は、売買代金については約定日、第9条第1号または第2号の処理にかかる決済については当組合が定めるレートによるものとします。 第14条 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法)といいます。)その他の関係法令の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法)をいいます。)その他の関係法令の関心に従い本人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法での他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第14条の2 (届出事項) お客様は、住所、氏名または名称、印鑑および共通番号等を当組合所定の書類により当組合に届け出るものとします。 第15条 (口座管理料) お客様は、この約款に定める諸手続きの費用として、当組合の定めるところにより、口座管理料を当組合に支払うものとします。 第16条 (契約の解約) この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 第17条 (その他) この約款に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定に従うものとします。	・フッター年月	変更
	(2025/12)	この規程は、 年 月 日から実施する。	2025/12 を追加します。	ま

かいログリババンス				7K-1961 1PEX
Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-122				
旧:様式-122				
新:様式-122				
新:様式-129				
旧:様式-129	国投3-25 投資信託受益権振替決済口座管理規程(ひな形)	国投3-25 投資信託受益権振替決済口座管理規程(ひな形)		

Page	改正後	現行	備考	差異
新旧对照表       Page       新:様式-129       旧:様式-129	投資信託受益権医かかる口座管理業務については、以下のとおり投資信託受益権振替決済口座管理規定に基づき適切に処理するものとする。  **投資信託受益権振替決済口座管理規定  第1条 (趣旨) この規定は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」といいます。) に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権(以下、「投資信託」といいます。) にたかるお客様の口座(以下、「振替決済口座」といいます。) を当組合に開設するに際し、当組合とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」といいます。) の社債等に関する業務規程に定めるものとします。 第2条 (振替決済口座) 振替決済口座と、振替法に基づく口座管理機関として当組合が備え置く振替口座簿において開設します。 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託の記載または記録をする内訳区分(以下、「質権口」といいます。) と、それ以外の投資信託の記載または記録をする内訳区分(以下、「質権口」といいます。) と、それ以外の投資信託の記載または記録をする内訳区分(以下、「質権口」といいます。) と、それ以外の投資信託の記載または記録とする内訳区分(以下、「質権口」といいます。) と、それ以外の投資信託の記載または記録とするの課区分(以下、「保育口」といいます。) とを別に設けて開設します。	投資信託受益権振替決済口座管理規程(ひな形) 投資信託受益権に係る口座管理業務については、以下のとおり投資信託受益権振替決済口座管理規定に基づき適切に処理するものとする。  投資信託受益権振替決済口座管理規定  第1条 (趣旨) この規定は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)にかかるお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当組合に開設するに際し、当組合とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。 第2条 (振替決済口座) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当組合が備え置く振替口座簿において開設します。 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託の記載または記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。 3 当組合は、お客様が投資信託についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録しま	備考 ・「投資信託総合取引規定集」の体裁整備(略語の統一化等)を持たの統一化等)を対します。 ・「となる。 ・「投資信託総合取り)。 ・「投資に対して、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは	<ul><li>※ 差異</li><li>変更</li></ul>
	3 当組合は、お客様が投資信託についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録します。 第3条 (振替決済口座の開設) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当組合所定の申込書により申込みを受けるものとします。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行います。 2 当組合は、お客様から当組合所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程をの他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講する必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもつて、当該利諾にかかる書面の提出があったものとして取り扱います。 第3条の2 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法)といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当組合にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令が規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第4条(契約期間等) この契約は、お客様または当組合から中山のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。 第5条(当組合への届出事項) 当組合所定の申込書に押印された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、届出の氏名または名称、生年月日、日曜、共通	3 当組合は、お客様が投資信託についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録します。 第3条 (振替決済口座の開設) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当組合所定の申込書により申込みを受けるものとします。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行います。 2 当組合は、お客様から当組合所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾にかかる書面の提出があったものとして取り扱います。 第3条の2 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。) その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当組合にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第4条 (契約期間等) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。 2 この契約は、お客様または当組合から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。 第5条 (当組合への届出事項)		
	(2025/12) (国投3-25)	(2023/08) 145 (国投3-25)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	
新:様式-130 旧:様式-129				

新旧対照表			III1.	系統内閣
Page		現行		差異
新:様式-130 日:様式-130	等号等とします。 第6条 (種盤の申請) お客様は、解除決角口単に記載または記録されている投資信託とついて、次の各号に定める場合を除き、当出点に対し、無限の申請をすることができます。 ① 素押えを受けたものその他の連合を含めませた。 ② は全の規定により流出されて議載または異人れにおからものその他議所が定めるもの。 ② は全の規定により流出されて議載または異人れにおからものもの申請所が定めるもの。 ③ は私の金の必要のためたの発行者が指定する基準もの大事目はおいて基替やからもの(当組合の口度を転換とよりる集物・申込格でう場合を除きます。) ④ 節量の必要のためた系行者が能定する基理もよいな基替件・の期間(以下「基替件・即期」といいます。)・中の常業年において監督を行うもの(当組合の口車を兼実となる振物の中部を行う場合を除きます。) ④ 廣理 型営業日において監督を行うもの (集替を行おうとする日の前登業日以前に当場合の口車を振発とする振物の中部を行う場合を除きます。) ● 販比外販管 (保替ままたは無替元が指定するとではない口屋で理難等である振物のりた機構の取扱人服督権関連の機を利用するものをいいます。) を行うための振物の申請においては次に掲げる日においては次に掲げる日においてを発を行うらの。 イ 政治が定かり場のから、発行者が指定する基替件もの常業日の前代業日においては次に掲げる日においては変わりませたりもの。 イ 最近の企の場壁のために発行者が各体をする。)  「 の	当組合所定の申込書に押刊された日彫および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、届出の氏名または名称、住所、生年月日、日曜、共通番号等とします。 第6条 (振替の申請) お客様は、振替の申請とこれに確認されている投資信託について、次の各号に定める場合を除き、当組合に対し、振替の申請をたた記載または寛大れにかかるものその申請を禁止されたもの。② 法金の規定により禁止された譲渡または寛大れにかかるものその他競情が定めるもの。③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替中止の信義日において振替を行うもの(当組合の口座を振替先上さる振移しませる手できょう。④ 信返金の処理のために発行者が指定する低湿目までの振替中止の期間 (以下「振替停止期間」といいます。) の酸金板替を上まる振替では一般で含金酸きます。)③ 飯食日型宣業日において振替を行うもの(当組合の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)④ 飯食日型宣業日において振替を行うもの(当組合の口座を振告えきする振替の申請を行う場合を除きます。) ⑤ 飯食日型宣業日において振替を行うものをいいます。) を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替化まりもの イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日 (監替を行き日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。) ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日 (監替を行う日の前営業日以前に振替の中語を行う場合を除きます。) 「信選日前会を発きます。」 「億選日前会を日まっの振替停止期間のの営業日(当組合の日座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。) 「備選日型営業日、「当該集替においては、活動の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)」 (適選日型営業日 (当該資本日 (当定者日 (または著名) により記名を除きます。)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	変更
旧:様式-130				
			1	I

日本学生   日本学   日本学   日本学   日本学生   日本学   日本学生   日本学   日本学	# 1982年 (1992年 1993年	# 1	Page	改正後	現行	備考	差異
1 日本の	## 2	# 2	新:様式-131				
ます。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当組合がこれを 連帯して保証します。 ① 投資信託の振替手続きを行った際、機構または農林中央金庫において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替中座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にたかかる義務を履行しなかったことにより生じた投資信託の超過分(投資信託を取得した者のないことが認ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当組合がにかかる義務を履行しなかったことにより生じた投資信託の超過分(投資信託を取得した者のないことが正明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務  1 投資信託の振替手続きを行った際、機構または農林中央金庫において、誤記帳等により本来の口数といるの振行については、当組合がこれを連帯して保証します。 ② 投資信託の振替手続きを行った際、機構または農林中央金庫において、誤記帳等により本来の口数といるの振行については、当組合がこれを連帯して保証します。		(2023/08) 147     † ·	Page         新:様式-131         新:様式-131	第7条 (他の口座管理機関への屋替) 当組合は、お客様から単出があった場合には、他の口座管理機関、振替を行うことができます。ただし、 当認他の口座管理機関、無対で、お客様から振伸があった場合には、あらかじめ当場ので表してないではいるの理由によ  9、無好を受けれて、他の口座管理機関、無待を行う場合には、あらかじめ当場合所定の振音依頼器によりお申 込みください。 第3条 (伊保の成党) が常家が理解活法について、担保を設定される場合は、当組合が認めた場合が理解の設定についてのみ 行うものとし、この場合、機構が定めるところに使い、当組合所定の手部さによる振伸処理により行いま す。 第3条 (特別申請の受任) 振音教育の医は取またに記録されている表質信託について、備理またはお客様の結束による精神が行 われる場合には、当該教資信託について、お客様から当場合けがしませまけ、他の中部に関する手 接きが発生されたいかとし、当組合当事を持た基づき、お客様に代わって非常きもます。 第1条 (保護申録をより収益が基金の状実場局) 転替次済口医に定事なたは記録されている表質信託(活動・注意性)たらのその他の途合の規定により抹 消またはその申請を禁止されたもの存除さます。の機関金 (婦・護理金を含みます。以下同じし、解判金 および報意が最から対象が終りまでは、参与などは、最中央を維からこれを受加し、お客様の論束に応じて当組合 からお客様に支払います。 第1条 (保護性への連絡事項 当場合は、投資信託について、水の平吸をお金修に適加します。 ② 経療服金からための機合は、機関をおい及事に関助があった場合は、3、業務の のための場合は、経費におります。 ② 経療服金からための機合は、2、表に関合 のための場合は、保護におります。 ② 経済の残集を含むていて、水の平吸とお金修に適加します。 ③ 化学の関連の場合を発生によります。 第1条条 (保護したときは、その機設的および口座開放後1年を結合することに訴定の料金を申 し受けることがあります。 2 当到台は、印度を確認したときは、その機設もおび口座開放後1年を結合することに訴定の料金を申 したけることがあります。 2 当前台は、口座を開設したきた。大の名号に定める対象を関いていては、表に関め またしてはいます。  第1条条 (経過合の運搬を発露機) 機関さたは最終中央を確定が、後後信託の構造を、対路をの表別といいては、表記機等によりまれていてと があります。 ② 投資信託の機合を、表別を、収益の分配をの支払いのご請求には応じないこと がありまれた分を確さます。の格別を、対路の分配をの支払いて、認能等によりも本ののいこと が起めれたからを確定さます。の格別をは、の名号がこれたりますののの場合・の名号をはなます。の格別を定されたともあっからず、発展性になるる場面を機能するこれを必要していて、認能等等によりますのないこと が過かされた分を確さます。の格別を表しませいをから表記を使用しますのないこと が過からよりを確定しませいため、表別をは、対して、認能等等によります。  第1条条 (経過合のと呼吸を表しないでは、ませいないないでは、ませいないでは、ませいないでは、ませいないでは、ませいないでは、ませいないでは、ませいないないでは、ませいないでは、ませいないでは、ませいないないでは、ませいないでは、ませいないないでは、ませいないでは、ませいないでは、ませいないないでは、ませいないないでは、ませいないないないないないないないないないないでは、ませいないないないないないでは、ませいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	5 当組合に投資信託の関股りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託の振替の申請があったものとして取り扱います。 第7条 (他の口度管理機関への振替) 当組合は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該地の口座管理機関において、お客様から最替の申し出がみった始前の収扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当組合は基替の申し出を受け付けないとかかります。 2 前項において、他の口座管理機関・振替を行う場合には、あらかじめ当組合所定の振替仮報書によりお申込みください。 第6条 (担保の設定) お客様の投資信託について、担保を設定される場合は、当組合が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに使い、当組合所定の手続きによる振替処理により行います。 第5条 (抹消申請の委任) 振野疾済の底に記載または記録されている投資信託について、信意またお客様の請求による解判が行われる場合には、当該投資信託について、お客様から当組合に対し振替法を基づく抹消の申請に関する手続きがまたは記録をおよび収益分配金の代理受領等) 振野疾済の底に記載または記録されている投資信託に基づき、お客様に代わって手続きをします。 第10条 (概置金、解約金および収益分配金の企業を請求に発理する受けたものその他の告令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金 (繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、農料中央金庫が当組合に代わって当該投資信託の受託銀行の定期は「施運棚設・協運棚設・協運棚設・おと考に、大力の主義を禁に通知します。 ① 佐瀬棚県 (施運棚設・協運棚設・大事項 ) 当組合は、対管情部について、次の事項をお客様に通知します。 ② え客様に対して機構の通過された事項 2 前項の残高配合のための報告 (2) お客様に対して機構の追加された事項 2 前項の残高配合のの報告できめて行います。 第12条 (手数判) 当組合は、国座を開設したときは、その開設的および口座開設後1年を延備するごとに所定の料金を申し受けることがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金の支払いので請求には応じないことがあります。また。 第13条 (当組合の連帯保証義務) 機構または無料中央金庫が、振替法等に基づき、お客様 (振替法等 11 条第2項に定める加入者に関ります。) に対して負うことときれている。次の各号に定める経済の全部の規行については、当組合がこれを確備して保証します。 第13条 (当組合の連帯と呼吸組、振替法等に基づき、お客様 (振替法等 11 条第2項に定める加入者に関ります。) に対して負うことときれている。次の各号に定める経済のを納めの続行については、当組合がこれを連帯とは原格とで表述を持むで基づな、振替法等により本来の口数	・フッター年月を	<b>差</b>

図のできた。  「日本の表生」は2 日本の表生、関連とは漢字であるははない、同様によった疾病をよりに関わている場合を対すった。 の一つのも、関連とは漢字であるははない。同様にはより疾病を動き、 の一つのも、関連とは漢字であるははない。同様にはよりな疾病を動き、 の一つのも、関連とは漢字であるはない。可能は変した。一般の表生をは関わないが、場合の動い のには、関わない、理などは必要がある。は、地質では、はないのではないない。 は、地質では、はないないではないないない。 と、自身には、「のはないないでは、はないないでは、はないないないでは、はないないないでは、はないないではないないでは、 の一つのは、情報をよりなどはないないないないないないない。 は、特別にはないないないないを、見ないのはないないないないないない。 はないないないでは、自身にはないないないない。 はないないないでは、自身にはないないないない。 はないないないでは、自身にはないないないないないないない。 はないないないでは、自身には、はなない にないないないないないないないないないない。 はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	新旧对照表 Page	改正後	現行	備考	新
新工様式へ132 旧工様式へ132 旧工様式へ132 旧工様式へ132 旧工様式へ132 旧工様式へ132 旧工様式へ132 日本 (機能は12は19年以来を建工ができる場合に対象ができる場合に対象ができる場合では、19年間に対象が各種を発行しなかったことにより生じた投資では強力の対象を保持したものないことが認明された分を含ままり、の確認を、解析と、収益の分配をの支払いそうる表格を履行しなかったことにより生じた関本のが構築等 第14条 (機能は19年でも取り表別を表別のできる。当場合が定める一部の案所の感がを引かった場合には、3年間に表別により扱う投資に記の一部の解析の取扱いを行わない場合の多からからます。 2 当場がは、無場における投資信託の多限やについて、3年様からが高いた場合には、3年間に表別に対象を受けるとのよった。 第14会 (機能は19年では19年の時間を表別に対象を表別であります。 2 当場がは、発音における投資信託の手に表別に対象が変める一部の定断の収扱いを行わない場合があります。 2 当場がは、場所における投資信託の予します。 第15条 (機能) この規則は、投資信託の予します。 第16条 (第2機能) 正のがあります。このがあります。このがよりに対象を表別に対象を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表します。 第15条 (保険性) この規則は、投資信託の発酵が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表するときは、当場合に認めの関連を多については、同意の規定を集用するものとします。 第15条 (集後性) この規範に対象を表別を表別を表別を表別を要するときは、当場合に認めの関連を集中しいては、同意の規定を集用するものとします。 第15条 (集合性) この規範に対象を表別を表別を要するときは、当場合に認めの関連を集中しまします。 第15条 (集合性) この規定に対象を表別を表別を表別を要するときは、当場合に認める表別を要するときは、当場合に認める表別を要するととは、当場合に認める表別を要するととは、当場合に認める表別を要するととは、当場合に認める表別を要するととは、「投資信託総合電引規定」および同規定第2条名とに定める制体・規定に対象を要するととは、「投資信託総合電引規定」および同規定第2条名とに定める制体・規定に対象を要するととは、「投資信託総合電引規定」および同規定第2条名とに定める制体・規定に対象を要するととは、「投資信託総合電引規定」および同規定第2条名とに定める制体・規定に対象を要するととは、「対象信託を含むします。 第15条 (第2機能を)	_	<u> </u>	9613		一
旧:核式-132  ② その他、機構または無料中央企業において、素質的に定める項高速素または認にかかる影響を横行しなかったことにより生じた投資信託の起調会(投資信託を取得した者のないことが証明された力を除きます。)の常歴と、解釈と、収益の方配金の支払いをする義常 ② その他、機構または異料中央企業において、振行法に定める超高部業または認定かかる影響を横行しなかったことにより生じた担害の部間義務 第14条 (機構において取り扱う投資信託の一部の建構の取扱いを行わない場合の透知 当組合は、指摘において取り扱う投資信託の一部の建構の取扱いを行わない場合の透知 当組合は、当項合における投資信託のの表の表である。当の経済の取扱いを行わない場合の適かの表示と表で、自動合は、自動合は、自動合は、自動合は、自動合は、自動合は、自動合は、自動合は	新:様式-132				
	新:様式-132	しなかったことにより生じた相害の賠償義務 第14条(機構において取り扱う投資信託の一部の整柄の取扱いを行わない場合があります。 2 当組合は、機構において取り扱う投資信託の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその収扱いの可否を適知します。 第15条 (解約等) この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 第16条 (解急措置) 法令の定めるところにより投資信託の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当組合は臨機の処置をすることができるものとします。 第17条 (その他) この規定に別扱の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定に従うものとします。  財 則 (実施日) この規格は、年月日から実施する。	とが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務 ② その他、機構または農林中央金庫において、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務 第14条(機構において取り扱う投資信託の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知) 当組合は、機構において取り扱う投資信託のうち、当組合が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。 2 当組合は、当組合における投資信託の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。 第15条(解約等) この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 第16条(緊急措置) 法令の定めるところにより投資信託の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当組合は臨機の処置をすることができるものとします。 第17条(その他) この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定に従うものとします。  附 則 (実施日)	・フッター年月を 2025/12 に変更し	変更

4711H7-17MCDC				710,1301 3120
Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-132				
旧:様式-132				
新:様式-136				
旧:様式-136	国投3-27 特定口座規程(ひな形)	国投3-27 特定口座規程(ひな形)		
12 130	国文 0 27 特定日達統強(0%の10/	国文 27 17足口圧が住(いなル)		

特定口座規程(ひな形)	特定口座規程(ひな形)	・「投資信託総合取 引規定集」の体裁	変更
特定口座規程(イトンな形)		整備(略語の指定	
Total Control	特定口座に係る業務については、以下の特定口座約款に基づき適切に処理するものとする。	方法の統一化、用 字の統一化等)に 合わせ、体裁を整	
特定口座にかかる業務については、以下の特定口座約款に基づき適切に処理するものとする。	特定口座約款	備します(詳細は	
特定口座約款 第1条 (約款の趣旨) この約款は、お客様 (個人のお客様に限ります。) が、租税特別措置法(以下、「法」といいます。) 第37条の11の3第1項の定めの適用を受けるため、当組合に開設する特定口座(同条第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。) に関する事項を定めるものです。なお、この約款において「上場株式等」とは、同条第2項に定める上場株式等のうち、国債および投資信託をいいます。2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項に定める残敗選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるため、当組合に開設された特定口座(次条第4項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。) における国内非上場公募投資信託受益権および外国投資信託受益証券(いずれも当組合が取り扱うものに限ります。以下、「投資信託」といいます。) の収益分配金および国債の利子(以下、これらを「上場株式等の配当等」といいます。) の受餌について、同条第4項第1号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にすることも目的とします。 3 お客様と当組合との間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令・通達およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定または「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」の定めによるものとします。 第2条 (特定口座の申込方法) お客様が特定口座の開設を中し込む際には、あらかじめ、当組合に対し、法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出するものとします。その際、お客様は運転免許証、住民票の	特定口座約款 第1条(約款の趣旨) この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が、租税特別措置法(以下「法」といいます。)第 37条の11の3第1項の定めの適用を受けるため、当組合に開設する特定口座(同条第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。)に関する事項を定めるものです。なお、この約款において「上場株式等」とは、同条第2項に定める上場株式等のうち、国債および投資信託をいいます。 2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるため、当組合に開設された特定口座(次条第4項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。)における国内非上場公募投資信託受益権および外国投資信託受益証券(いずれも当組合が取り扱うものに限ります。以下「投資信託」といいます。)の収益分配金および国債の利子(以下これらを「上場株式等の配当等」といいます。)の受額について、同条第4項第1号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にすることも目的とします。 3 お客様と当組合との間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令・通達およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定または「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」の定めによるものとします。 第2条(特定口座の申込方法) お客様が特定口座の開設を申し込む際には、あらかじめ、当組合に対し、法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出するものとします。その際、お客様は運転免許証、住民票の写し、日鑑登録証明書、個人番号カード等の当組合所定の確認書類を提示し、氏名、生年月日、住所お	備します(詳細は別紙資料のとおり)。	
よび個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。)等につき確認を受けるものとします。 2 お客様が当組合に特定口座を開設するには、あらかじめ当組合に「投資信託総合取引規定」に定める投資信託受益権振替決済口座(外国投資信託受益証券の取引をされる場合は外国証券取引口座を含みます。)または「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」に定める振替決済口座(以下それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。)を開設する必要があります。 3 お客様は、特定口座開設届出書を提出し、当組合が承諾した場合に限り、当組合に1口座に限り特定口座を開設することができます。 4 お客様が特定口座内の上場株式等(特定口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または特定口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、その年最初の特定口座内の上場株式等の譲渡の時までに、当組合に対し、法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出するものとします。 また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後は、お客様からその年最初の特定口座内の上場株式等の譲渡の時までに、特股の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提	よび個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。)等につき確認を受けるものとします。  2 お客様が当組合に特定口座を開設するには、あらかじめ当組合に「投資信託総合取引規定」に定める投資信託受益権振替決済口座(外国投資信託受益証券の取引をされる場合は外国証券取引口座を含みます。)または「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」に定める振替決済口座(以下それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。)を開設する必要があります。  3 お客様は、特定口座開設届出書を提出し、当組合が承諾した場合に限り、当組合に1口座に限り特定口座を開設することができます。  4 お客様が特定口座内の上場株式等(特定口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または特定口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、その年最初の特定口座内の上場株式等の譲渡の時までに、当組合に対し、法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出するものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後は、お客様からその年最初の特定口座内の上場株式等の譲渡の時までに、特段の申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の		
出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定日座内の上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。  5 お客様が当組合に対して、次条第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受ける上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領する場合には、前項に定めるその年の最初の特定口座内の上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、その年における特定口座内の上場株式等の譲渡に  (2025/12)	提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内の上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。  5 お客様が当組合に対して、次条第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受ける上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領する場合には、前項に定めるその年の最初の特定口座内の上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、その年における特定口座内の上場株式等の譲渡に(2023/08) (国投3-27)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	
	第1条 (約数の趣旨) この判除は、お客様(個人のお客様に限ります。)が、租股特別措置法(以下、「法」といいます。)第37条の11の3第1項の定めの適用を受けるため、当組合に開設する特定口屋(同条第3項第1号に規定する特定口屋をいいます。以下同じ。に関する事項を定めるものです。ため、この物族において「上場株式等。とは、同条第2項に定める上場株式等のうち、国敵および投資信託をいいます。 2 削項のおかわき稼が治療37条の11の6第1項に定める源水砂定様口度で出当等にからる内ಣ制物 および源泉粉度実界品出の利用を受けるため、当組合に開設された特定口度(除条第4項に定める特定 口度源泉敷度要界保証型の相似により問数される「源泉敷皮理状口度」に限ります。以下、保管信託」といいます。)の受動について、同条第4項第1号にするる原果飲度業界口度」に限ります。)は下、保管信託したいます。)の受動について、同条第4項第1号にするる要件および当組合との権利議務関係を明確にすることも自的とします。 3 お客様と当組合との間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令・通差 およびこの動態に定かがある場合を除き、保険信託総合使力規定」および制度を明ままたは「保護費リ規定兼解替決済口屋管理規定」の定めによるものとします。 第2条 (特定日産の申込方法) お客様が特定口座の側数を申し込む際には、あらかじめ、当組合に対し、法等37条の11の3第3項第1号に定める特定「屋間設制」基を提出するものとします。その底、お客様に運転発展と自己の場合を表示して、生年月日、住所および個人番号をいいます。以下同じ。)等につき確認を受けるものとします。 2 お客様が特定日座の関係と関するに対し、ちんかじめ当組合所に受けるものとします。 2 お客様が当組合に特定口を信頼するには、あらかじめ当場合に、投資信託を他引規定に定める投資信託を注除は非常体が自定(外国投資信託を登証等の取引をとれる場合は利用をに関する法律の定とから投資信託を行用に乗りるのよります。 3 お客様に、特定用度開設に出る特定日度」といいます。)を開設する場合に11項に定める投資信託を持定日度以下とそそれの表情を対して、最高がよります。 3 お客様が当たで度内の上場株式等を対して「振音が発り回り上場株式等の経過を保険しまとないを持入といて海泉徹収を希望する場合には、ためよりとは解するものとしまり、と場合に対し、法第37条の11の4第1項に定めるその生のと場所の考定日度内の上場株式等の譲渡の場には、お客なには、当該不内に特定日底に対しる事界板収定を通りませいと思り、当該特定日度内の上場株式等の高速の機には、当該不内に特定日底に対した場所の事定日度内の上場株式等の高速の前にものと場様式等の表情には、前項に定めるその年の最初の特定日度内の上場株式等の高速の前にと対しており、その年に表述の場合には、前項に定めるその年の別の特定日度内の上場株式等の高速によりでは対しませいであることには、お客ははませいであるとします。	またが、	第1条 (WARDING) (2013年) 使用の時間を発生した。 (2013年) (2

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-137			]	変更
旧:様式-137		トフゴ(日)・コンマー海白郷(向ナ系角)・カンピの由)田ナルファール・オキル)		
		よる所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。		
		第3条(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)		
		お客様が、法第37条の11の6第1項の源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収		
	よる所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出をすることはできません。	等の特例の適用を受けるためには、当組合に前条に定める特定口座を開設するとともに、同条第4項に		
	第3条(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)	定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出し、上場株式等の配当等の支払確定日前の当組合が定める日		
	お客様が、法第37条の11の6第1項の源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収	までに、当組合に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令(以下「施行令」とい		
	等の特例の適用を受けるためには、当組合に前条に定める特定口座を開設するとともに、同条第4項に 定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出し、上場株式等の配当等の支払確定日前の当組合が定める日	います。)第25条の10の13第2項に定める源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出する必要		
	までに、当組合に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令(以下、「施行令」と	があります。		
	いいます。) 第25条の10の13第2項に定める源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出する必	2 お客様が、法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源		
	要があります。	- 泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当組合が		
	2 お客様が、法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉	定める日までに、当組合に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に		
	徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当組合が定	定める源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出する必要があります。ただし、お客様が特定口		
	める日までに、当組合に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に定	座廃止届出書(施行令第25条の10の7第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)を提出する場合		
	める源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出する必要があります。ただし、お客様が特定口座	を除きます。		
	廃止届出書(施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定めるものをいいます。以下同じ。)を提出する場合を	第4条(特定保管勘定にかかる振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託)		
	除きます。   除きます。   第4条(特定保管勘定にかかる振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託)	特定口座内の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、特定保管勘定(法		
	第4条(特定保管制定にかかる振管口座簿への記載もしくは記録または保管の委託) 特定口座内の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、特定保管勘定(法	第37条の11の3第3項第2号に定める当該特定口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保		
	第37条の11の3第3項第2号に定める当該特定口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保	管の委託がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託を他の		
	管の委託がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託を他の	取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。) において行います。		
	取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。)において行います。	第5条(特定上場株式配当等勘定における処理)		
	第5条(特定上場株式配当等勘定における処理)	第3条第1項の定めにより源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、		
	第3条第1項の定めにより源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、	源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(法第37条の11の6第4項第2号に定める上		
	源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(法第37条の11の6第4項第2号に定める上	場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定を		
	場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定を	いいます。以下同じ。)において処理します。		
	いいます。以下同じ。)において処理します。   第6条(特定口座開設後の取引)	第6条(特定口座開設後の取引)		
	第 0 米 (特定口座開設後の4x51) 特定口座を開設されたお客様が当組合との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客様から特段の	特定口座を開設されたお客様が当組合との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客様から特段の		
	申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。	申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。		
	2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づく非課税口座	2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づく非課税口座		
	を開設されているお客様(その年分の非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に	を開設されているお客様(その年分の非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に		
	限ります。)は、上場株式等(国内非上場公募株式投資信託(以下、「株式投資信託」といいます。)に	限ります。)は、上場株式等(国内非上場公募株式投資信託(以下「株式投資信託」といいます。)に限		
	限ります。)の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。	ります。)の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。		
	第7条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等)	第7条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等)		
	お客様の特定保管勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。	お客様の特定保管勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。		
	① 第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当組合で募集の取扱いにより取得した、もしく は当組合から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。	① 第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当組合で募集の取扱いにより取得した、もしくは		
	② 当組合以外の金融機関等に開設されているお客様の特定口座で管理されている上場株式等の全部	当組合から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。		
	または一部を所定の方法により当組合の特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を	② 当組合以外の金融機関等に開設されているお客様の特定口座で管理されている上場株式等の全部		
	除きます。)することにより受け入れるもの(ただし、当組合が取扱いしていない銘柄等は受入れし	または一部を所定の方法により当組合の特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を		
	ません。)。	除きます。) することにより受け入れるもの(ただし、当組合が取扱いしていない銘柄等は受入れし		
	③ お客様が贈与、相続(限定承認によるものを除きます。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認	ません。)。		
	によるものを除きます。)により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続にかかる被相	③ お客様が贈与、相続(限定承認によるものを除きます。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認		
	続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者(以下、「被相続人等」といいます。)が当組合に開設してい 	によるものを除きます。) により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続にかかる被相		
	(2025/12)	続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者(以下「被相続人等」といいます。)が当組合に開設してい	・フッター年月を 2005/19/2 亦更しま	
		(2023/08)	2025/12 に変更しま   す。	
		153		<u></u>
新:様式-137				
旧:様式-137				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-137				
新:様式-138 旧:様式-138	た終定口限で管理されていた上機株式等もしくは崇相様人等が当組合に開始していた法律が争の11 第 5 項第1 号に定める非難停口廉(以下、「特徴税口用」といいます。)で管理されていた様式投資信託、 またに被配機が完成が高くないより機能に関連していた特定口度以外の口度にかかる機管口度際に運動もしくは過速また情俗でのまかがられていた上機体に関しているものであって、対応の方法により当組合の特定口度等に運動もしくは過速性を指数のまかがあれているものであって、対応の方法により当組合の特定口原に移作 [何] 一般制のうちー部のみを移管する場合を検定ます。)されるもの。 ② お客様が場面に構定されている特定口度で理えないている様な投資信託の分別または併合により取 滑するもので、直が分割たに対すらからない。 第 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	た特定口原で管理されていた上場株式等もしくは被相続人等が当組合に開設していた法式を省話、または被相縁人等が当組合に開設していた特定口座以外の口座にかかる接替口座側に設載もしくは記録または接種総大等が当組合に開設していた特定口座以外の口座にかかる接替口座側に設載もしくは記録または保管の委託がされていた上場株式等で、引き続きこれをの口腔にかかる接替口座側に設載もしくは記録または保管の委託がされているおものであって、所定の方法により当組合の特定口座に移管(四一総柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)されるもの。 (3) お客様が当組合に開設されている特定口座で管理されている状式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の分部により当組合に開きたより取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定口座への受入れる、接替口座側に引き続きれている状式と対信により行うもの。 (5) お客様が当組合に開設する行きなのより様のこめに関ロ連の性管土場株式等を管管が開設の関係により支援により表のすべてを受け入れるもの。(6) お客様が当組合に開設する非定は中屋への整管により、そのすべてを受け入れるもの、お客様が当組合に開設する特定口座へ移管に対する大力では、大きの計画を開発した。所定の方法により、お客様が当組合に開設する特定口座への振替の力は、法等37条の14第12項の規定により非課税口座に該当らないものとされて場合において、その書機に同定で購入等し、保管されている井沢投資信託で、その口座からよが特別の特定口座への振替の方法により行うもの。第3条(個乗機の選択口座で発育よ上場株式等の配回)当組合は、お客様の場を開発な選択口座で調さられた特定上場株式に対場特別に移分もでいたな影響の関係の利子を除さます。)で開金系球水板が選択口座に設けられる中込みをされていな小な客様の関に変力を対しては認識または発酵の変にかられている上場株式等の配回等に記述されている上場株式等の配回等に記載もしくは記録または発酵のから、第7条で等の規定に対していると場様式等の配回等については、その支付が当まの大力とは、その支付の開に通って当該事業を収録を対しまれた特定上場株式等の機については、当場合に対しるとして報味の表すを含むではできないでは、当場を対しま認識機については、当組合に対しるとして報味を対した場では必要が定して対したものとして報味のます。第9条(保護の方法)お客様は、特定保管かとおはまたはとまれた場合と、特定口座内の上場株式等の全部または一部のお出しがあった場合には、当組合はよる確認に立からるおれてにじままた。	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	変更
新:様式-138				
新:様式-138				

新旧対照表	-1 11.	all to	HL -1.	系統内閣
Page 旧:様式-138			備考	差異
新:様式-138				
新:様式-138 新:様式-139 旧:様式-139	第11条 (上集株式等の移管) 第7条部を対よい第6号の移管ならびに当組合の称定口面内の上場株式等の当組合以外の金融機関の特定に使への物管は、操行の定めるところにより行います。 第12条 (贈与、相続または遠離による特定口虚への受入れ) 当組合は、第7条部と等に定めると場構式等の移管による受入わは、施行令の定めるところにより行います。 第18条 (特定口座中間取削機管の支付) 当出台に、送売37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口庫中間取引機合書を作成し、翌年 1月9日までに、法部37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口庫を開止の機合書を作成し、翌年 1月9日までに、法部37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口庫と使出し、特定口庫と使出した日の属する月の翌月末日までに特定口庫中間取引機合書を診察様に受けします。 3 当組合は特定力庫中間取引機合書と通常を持定文付します。 4 第三項にかめわらず、終さ様の特定口原において上場様式等の感滅または配当等の受入れが分かった中の特定口順に対すわからず、終さ様の特定口原では、8方様からの動味がない場合には、当組合はおうかかった中の特定口庫で開始の指定ついては、法を停止関係にかからの指定とついては、法を停止関係にかからの活動に対して、法を停止関係にかかまの基準のであると場に、法を手が時期を表示が成立を表示しての場合に、と、表を振り着によりまり、所得の経力が原地が出るでありまり、所得の経力が原地が出るでありまり、所得の経力に対しまり、表を構造を対したが必要を発したがありまり、時代はおけの機具物所得の関係が変なならないに様式等施度所得はたに適当制が特別検収、もしくに選付をします。 第1条 (個出事項の変更) 第2条に基本、参析のほとい行が支生、指定口座のの制度に関係によりまりを開始をからからからからからからからからからからからかととは、施行等が展別が表別は未来など、他のであらとはに、著作の表記に使用するものと、上ま、ため、手には、著作の表記、とのを表記をは関係を必要があるときに、著作の表記、提行等のあるを定し、地行の第2条の10の5第2条の10の5第2項第1号に第める機能とは発達した。対所をのる権等口順機能用出来を集め合いとは、施行令第25条の10の5第2項第2条の10の5第2項第1号に第める機能となったがあります。とからのであるときに、著作の手に、地方のら着を口順機能を開始したとかをががいるとは表に表情で第2条があらたとます。これにより、山田山地にかかる振声山地議に表したりにはあるのとはます。これにより、山田山地にあからを振声山地楽を持つに関係に対し、特定日神原理に記載もしくに記録または保着の表記がされていたと思様式等は特定の単位を考されます。 2 26条形が毎日単常に記載もしくに記録または保着の表記がされていたと思様式等は特定のよれます。	第11条 (上場株式等の移管) 第7条第5号とい第6号の移管ならびに当祖合の特定口座内の上場株式等の当組合以外の金融機関の特定口座への移管は、施行令の定めるところにより行います。 第12条 (館き)・根轄または遠離による特定口座への受入れ) 当組合は、第7条第3号に定める上場株式等の移管による受入れば、施行令の定めるところにより行います。 第13条 (特定口座年間取引報告書の送付) 当組合は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座を開取引報告書を作成し、翌年 1月31日までに、お客様に交付します。 2 前項にかかわらず、第15条により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した口の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を才客様に交付します。 3 当組合は特定口座年間取引報告書の提信告書とお客様に交付します。 3 当組合は特定口座年間取引報告書を記して、1通は客様へ交付し、1通は角標の積務書に提出します。 4 前二項にかかわらず、お客様の特定印座において上場株式等の譲渡また経配当等の受入れがなかった中の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求に分が場合には、当組合はお客様に交付しないことができるものとします。 第14条 (得得金額の計算) 特定口座における上場株式等の譲渡にかかる所得の計算さよび源泉圏収選択口座内配当等にかかる所得の計算については、法をの他関係法令の定めに基づき行います。 第15条 (源泉機収等) 当組合は、お客様から第2条第4項により特定口座無果板収選択届出書の提出を受けた場合はた、洗 地方協法その他関係法令の定が上まづき、所得役はよび復発の所替の無限出を受けた場合には、土地方協法その他関係法合の定が上まづき、所得役はよび復発の所替の源を成立を買いまたに配当制の特別報は、もしくは適付とします。 第16条 (漏出事項の変更) 第2条によって特定口座無数組出書の提出接近、お客様の氏名、住所、個人番号など当該特定口座開設を出售の記載を選び変更があったときは、施行令第25条の10の4の定めにより、お客様は建設なくその旨を記載した特定口座規数組出書を当組合に提出するものとします。なれ、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、連定を消乱、住民県の写り、印度でお記録をの様出を不要とします。 第17条 (出自事項の取扱し) 特定口座と動物の取扱し) 特定口座と動植に表とお答案が出回される場合に対して提出するものとします。これにより、出国商時定口座にかかるものであると当は、運転を消乱、住民県の写り、印度は経済である影響が含まれます。 2 お客様が帰因した場合は、施行令第25条の10の5第2項第2号の定めに基づき、当組合に対し、特定口座服務組出書なる場合に対し、特定口座におめる最近に対して場合に対し、特定口座におめる最近に対し、特定口座におおものとします。これにより、出国商特定口座におをでから記録といる場合に対し、第2項第2項第2号の定めに基づき、これにより、記録を記述されませい。	・フッター年月を 2025/12 に変更し	

3 お客様が出国する日までに、第1項に定める特定口座継続適用届出書を当組合に提出しなかった場合、 特定口座は出国した日に廃止され、当該特定口座で管理されていた上場株式等については一般口座に移管		<u>変更</u>
		<u>変更</u>
されます。その場合、お客様が帰国後、再度特定口座を開散しても、当該一般口座に移管された上場株式等については当該特定口座に移管することはできません。 第18条 (特定口座の廃止) この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第19条のいずれか該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出ときただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出と受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります。)があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日、)の翌日に提出されたものとみなします。 ② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。		
	第18条 (特定口座座廃止) この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項、もしくは保護預り規定兼極替決済口座管理規定第19条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。 ① お客様が当組合に対して施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります。)があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。)の翌日に提出されたものとみなします。 ② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出がされたいことになったとき、この場合、施行令の規定により特定口座廃止を出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収等の特別は適用されません。 第19条 (免責事項) お客様が第16条および17条の手続きを怠ったことその他の当組合の責に帰すべきでない事由により特定口座にかかる税法上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当組合はその責任を負わないものとします。 第20条 (約赦の変更) この約款は、民法に定める定型約款に該当します。この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。 第21条 (合意管轄)	第18条 (特定口座の廃止) この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第19条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座地丘地石が第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座施口品出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉飯収選択口座に受け入れるべきものに限ります。)があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日、)の翌日に提出されたものとみないます。 ② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 2 前項の規定により特定口座廃止自出書の提出があったものとみなされます。 2 前項の規定により特定口座廃止を目出書の提出があったものとみなされます。 3 等9条 (免責事項) お客様が第16条および17条の手続きを怠ったことその他の当組合の責に帰すべきでない事由により特定口座にかかる税法上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当組合はその責任を負わないものとします。 第20条 (約款の変更) この約款は、民法に定める定型約款に該当します。この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。 第21条 (合意管轄) この約款に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とし

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-140 旧:様式-140				
新:様式-140				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-141 旧:様式-141	【展林中舎注】  投信証額において、投資信託総合取引規定集の特定口途特徴は、約款の変更に関しては投資信託総合取引規定第12条の定めを適用することとなっている。また。合意管轄に関しては、投資信託総合取引規定第2条、第13条と同の内容であることから、投資信託総合取引規定集の特定口座特徴上は、第20条(約款の変更)および第21条(合意管轄)の記載は行わないこととする。	(選集本中金注) 投資信託総合取引規定集の特定口座的款は、約款の変更に関しては投資信託総合取引規定第12条の定めを適用することとなっている。また、合意管轄に関しては、投資信託総合取引規定第13条の定めを適用することとなっている。特定口盛約款第20条、第21条は、それぞれ投資信託総合取引規定第12条、第13条と同一の内容であることから、投資信託総合取引規定集の特定口座約款上は、第20条(約款の変更)および第21条(合意管轄)の記載は行わないこととする。	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	変更
新:様式-141 旧:様式-141				

49111	7·1/1/12C				214/201 31-77
	Page	改正後	現行	備考	差異
新	:様式-141				
	:様式-142 :様式-142	国投3-28 投資信託累積投資規程(ひな形)	国投3-28 投資信託累積投資規程(ひな形)		
111	・	国仅 3 一 20	四次 3 一 20 次貝 信 記 糸 慎 次 貝 及 性 ( ひ な ル /		

新旧对照表 Page	<b>改正</b> 後	<b>祖行</b>		糸
Page       新:様式-142       旧:様式-142	改正後	現行	備考  ・「投資信託総合取引規定集」の体裁整備(略語の指定方法の統一化、用字の統一化等)に合わせ、体裁を整備します(詳細は別紙資料のとおり)。	変更
	この規定は、当組合とお客様との間の投資信託受益権(以下、投資信託)といいます。) の果積投資 に関する取決めです。当組合は、この規定に従って果積投資契約(以下、「契約」といいます。) をお客様と締結します。 2 この規定は別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定またはこの契約にかかる投資信託の目論犯書等の定めによるものとします。 第2条 (定義) 果稅投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様が指定した貯金山座(以下、「指定山座」といいます。) から引き落した金銭またはお客様が当組合に開設された投資信託受益権振替決済口座(以下、「振替決済口座」といいます。) に根書するとといいます。 なお、果稅投資のためにお客様の金銭を分別する口座を「果稅投資口座」といいます。 なお、果稅投資のためにお客様の金銭を分別する口座を「果稅投資口座」といいます。 果稅投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利す、その他いかなる名目による対価も支払いません。 第3条 (申込方法) お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記載のうえ、届出の印鑑を押印し、これを当組合の本・支店または事務所(以下、「取扱店」といいます。)に提出することによって契約を申し込むものとします。 2 当組合が当該申込みを承諾し、契約が締結されたとき、当組合は直ちにお客様の果積投資口座を開設します。 3 お客様が、個別の投資信託について果積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当組合に申し込むものとします。ただし、当組合が果積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。 なお、当組合が埋食投資取引の対象として定める投資信託、および当組合が別に定める「非課以上規株式等管理、非課投資権投資およの特定が開発を開発しまる表別表別(以下、本次において「当該約款、といいます。)に基づき、お客様が特定事業積投資協定に関する制造のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款により、お客様がかみたて改資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、「国の対信の銘柄については、「国の対信の銘柄については、「国の対信の銘柄については、「国の対信の分をすることができる投資信託の銘柄については、「国の対信の分をすることができる投資信託の銘柄については、「国の対信の名をすることにすることでまません。 4 異投資権限引のうちを加定期間入股引の申込方法等については「国の教信のみたてサービス」取扱規定」によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。	プリスト (2017) この規定は、当組合とお客様との間の投資信託受益権 (以下「教資信託」といいます。) の果積投資 に関する取決がです。当組合は、この規定に従って果積投資契約 (以下「契約」といいます。) をお客様と締結します。 2 この規定に別股の定めがないときは、「教資信託給合取引規定」および利規定第2条を券に定める約 款・規定またはこの契約にかかる投資信託の日論見書等の定めによるものとします。 第2条 (電額) 果積投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様が指定した貯金口座 (以下「指定口座」といいます。) から引き落した金銭またにお客様が当組合に関談された投資信託の収益分配金等の金銭を対値 として同一種類の投資信託の関付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、果積投資のためにお客様の金銭に分別する口座を「果積投資口座」といいます。。 が13条 (申込方法) お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記載のうえ、届出の印鑑を押印し、これを当組合の本・支店または事務所 (以下「取扱店」といいます。) に提出することによって契約を申し込むものとします。 第3条 (申込方法) お客様は、当地合が異なりまた。ままたは事務所 (以下「取扱店」といいます。) に提出することによって契約を申し込むものとします。 2 当組合が当該申込みを承諾し、契約が締結されたとき、当組合は直おにお客様の果積投資口座を開設します。 3 お客様が、顧別の投資信託について果積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当組合に申し込むものとします。ただし、当組合が果積投資が募としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。 なお、当組合が果積投資がより、対象様が対象として定める投資信託の影響による取引しためる「非課税上場株式等管理、非課税果積投資および特定果積投資制度に対いる累積投資契約による取引したので、「当該約款により、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の影解については、一つみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の影解については、一つみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることで、実積投資取引によるものとします。 また、果積投資取引のうち、「JAの投信のみたてサービス」取扱規定」によるものとします。また、果積投資取引のうち、「JAの投信のみたてサービス」取扱規定」によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みをきれる場合には、当該新額の規定にも従うものとします。		
	(2025/12) (国投3-28)	(2025/04) (国投3-28)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	
新:様式-143 旧:様式-142				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-143				変更
旧:様式-143				
	第4条(金銭の払込み)	第4条(金銭の払込み) お客様は、この契約にかかる投資信託の買付けにあてるため(第7条に定める収益分配金の再投資に		
	お客様は、この契約にかかる投資信託の買付けにあてるため(第7条に定める収益分配金の再投資に かかる買付けを除きます。)、一回の払込みにつき1万円以上の金銭(以下、「払込金」といいます。)を	お各様は、この実利にかかる技責信託の負付りにあてるため(第7条に定める収益分配金の丹技責に かかる買付けを除きます。)、一回の払込みにつき1万円以上の金銭(以下「払込金」といいます。)を		
	払い込むことができます。ただし、「JAの投信つみたてサービス」を利用して買い付ける場合は、一	払い込むことができます。ただし、「JAの投信つみたてサービス」を利用して買付ける場合は、一回		
	回の払込みにつき5千円以上の金銭を払い込むことができます。	の払込みにつき5千円以上の金銭を払い込むことができます。		
	第5条(買付方法、時期および価額)	第5条(買付方法、時期および価額)		
	当組合は、お客様からこの契約にかかる投資信託の買付けの申込みがあったとき、当該投資信託の目	当組合は、お客様からこの契約にかかる投資信託の買付けの申込みがあったとき、当該投資信託の目		
	論見書の定めるところに従い、当該投資信託の買付けを行います。	論見書の定めるところに従い、当該投資信託の買付けを行います。		
	2 前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書に定める所定の基準価額に所定の手数料等を加えた金額と	2 前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書に定める所定の基準価額に所定の手数料等を加えた金額		
	します。	とします。		
	3 買い付けられたこの契約にかかる投資信託の所有権およびその収益分配金または元本に対する請求権	3 買い付けられたこの契約にかかる投資信託の所有権およびその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。		
	は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。 第6条(管理)	は、日政員刊刊のあるたけがられる合体に加属するものとします。 第6条(管理)		
		この契約にかかる投資信託は、お客様の振替決済口座に記載または記録することにより管理します。		
	2 当組合は、当該管理にかかる管理料を申し受けることがあります。この場合には、投資信託受益権振替	2 当組合は、当該管理にかかる管理料を申し受けることがあります。この場合には、投資信託受益権振		
	決済口座管理規定第12条が準用されるものとします。	替決済口座管理規定第12条が準用されるものとします。		
	3 この契約にかかるお客様の権利は、譲渡または質入れすることはできません。	3 この契約にかかるお客様の権利は、譲渡または質入れすることはできません。		
	第7条(収益分配金の再投資)	第7条(収益分配金の再投資)		
	前条第1項に基づき管理されている投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当組合が受領し、所	前条第1項に基づき管理されている投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当組合が受領し、所		
	定の税金を差し引いた後、お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額をもって決算日の基準価額によ	定の税金を差し引いた後、お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額をもって決算日の基準価額によ り当該投資信託の買付けを行います。		
	り当該投資信託の買付けを行います。 なお、この場合、購入の手数料は無料とします。	なお、この場合、購入の手数料は無料とします。		
	2 当組合は、お客様から申出があった場合、前項の買付けを中止し、当該投資信託の収益分配金を定期的	2 当組合は、お客様から申し出があった場合、前項の買付けを中止し、当該投資信託の収益分配金を定		
	に受け取る契約をお客様と締結することができます。この場合、収益分配金は指定口座に入金します。	期的に受け取る契約をお客様と締結することができます。この場合、収益分配金は指定口座に入金しま		
	3 非課税口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。以下同じ。)	<b>す。</b>		
	の非課税管理勘定(同条同項第 3 号に定める非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)で管理されてい	3 非課税口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。以下同じ。)		
	る投資信託の収益分配金の再投資は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、	の非課税管理勘定(同条同項第3号に定める非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)で管理されてい		
	特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。ただし、非課税口座の非課税管理勘	る投資信託の収益分配金の再投資は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、		
	定で管理されている投資信託のうち特定非課税管理勘定に受け入れることができるものにかかる収益	特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。ただし、非課税口座の非課税管理勘 定で管理されている投資信託のうち特定非課税管理勘定に受け入れることができるものにかかる収益		
	分配金の再投資については、再投資を行う年分の特定非課税管理勘定の非課税限度額を超えない範囲で、	たて自生されている投資信託のプラウザルが成首生動とに支げ入れることができるものにかかる収益 分配金の再投資については、再投資を行う年分の特定非課税管理勘定の非課税限度額を超えない範囲で、		
	当該勘定での再投資ができるものとします。 4 非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、お客様が特定口座と一	当該勘定での再投資ができるものとします。		
	般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行	4 非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、お客様が特定口座と		
	います。	一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを		
	5 非課税口座の特定累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、再投資を行う年分	行います。		
	の特定界積投資勘定の非課税限度額を超えない範囲で、当該勘定での買付けを行います。	5 非課税口座の特定累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、再投資を行う年		
	6 非課税口座の特定非課税管理勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、再投資を行う年	分の特定界積投資勘定の非課税限度額を超えない範囲で、当該勘定での買付けを行います。		
	分の特定非課税管理勘定の非課税限度額を超えない範囲で、当該勘定での買付けを行います。	6 非課税口座の特定非課税管理勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、再投資を行う 年分の特定非課税管理勘定の非課税限度額を超えない範囲で、当該勘定での買付けを行います。		
	7 第3項および前二項の適用に関し、当該各勘定の非課税限度額を超える部分については、お客様が特定	7 第3項および前二項の適用に関し、当該各勘定の非課税限度額を超える部分については、お客様が特		
	口座を開設されている場合は特定口座で、開設されていない場合は一般口座での買付けを行います。 	定口座を開設されている場合は特定口座で、開設されていない場合は一般口座での買付けを行います。		
	(2025/12)	(2025/04)	・フッター年月を	
			2025/12 に変更しま	
			<del>_</del>	
新:様式-143				
旧:様式-143 新:様式-144				
対・作家エペー144 (2025/12)		ロ하RE 11		<b>L '</b> 圣+类-类-类-类

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-144 旧:様式-144	第3条(金銭の張選等) 当組合に、この実際に基づく教育信託の構御の海珠をする場合には、所定の判目に指定口座に入金します。 2 お客様が、この実際に基づく教育信託の構御の海珠をする場合には、所定の手後をしよってこれを行うものとし、他利性をは所定の側にも設定しましませます。 3 市場の政策情論は、為決政官所がの目論は書い定める情観と、当時対対は触れらが定の手数科等を差し別いた金銭を指定に限し入金します。 4 お客様な、この実施に基づく数官部を他の口原管理場所一般の影片ある場合には、投資信託受益能振音 決済に度管理度を呼び、よる特別手段を全地の受害信託の同様できます。 第9条(スイッチング(集集)) 長芸信部の補助による特別手段を全地の受害信託の同様が全とし、精神および現付けを一組の同時の 注文として取り扱いまら特別手段を全地の受害信託の同様が全とし、精神および電利所を学生の原時の 注文として取り扱います。その主義があったときは、第5条法とび第5条の序がに関じて取り扱います。ただ 、この場合、部定技管部が内部が企から所定の事数料、税金は大部部所を学生の引い企業をも って他の受害信託の情報と表づいまし、イッチング(集集) の主ない語を用を学生の場合に取り、その記載の婚 関内で行うことができます。 3 スイッチング (集集) の主文については、第4条の定めた適用されません。 第10条(権勢) この契約は、政告部総合領が規定第 30条第1 程またに第2項のいずれがに該当したとき、もしく に次の各号のいずれがに該当したとさば、精利されるものとします。 (3 は今年別年の理論を発生的ことができなくなったとき。 (3 この契約が新的されたとき、当論合は、管理中のこの契約にからる投資信託が推奨されたとき。 (3 この契約が新的されたとき、当論合は、管理中のこの契約にからる登資信託を精利し、現金にてお冷様に 返還します。  財 1 はたいない年の理由で振歩するが場合とは、足器なく当該投資信託を精利し、現金にてお冷様に 返還します。  財 1 はたいない年の理由で振歩する。	第8条(含銭の返還等) 当組合は、この契約に基づく投資信託の償廃金についてに、所定の用目に指定口能に入金します。 2 お客様が、この契約に基づく投資信託の解的の請求をする場合には、所定の手機をによってこれを行うものとし、解的代金活所定の開口に指定口腔に入金します。 3 府原の無料倫難は、当該契告部的と韓見記定がる価値とし、当該解析儲額から原定の丁數科等を老し引いる整備能に由に入金します。 4 お客様が、この契約に基づく投資信託を他の口虚管連線等、展り替える場合には、投資信託交益機底 音波所度管理規定所予率の設定に従って振春の手間させるものとします。 第9条(スイッナング (乗機) 投資信託の解判による解判手取まを他の投資信託の関付代金とし、解約結正に関付は全一種の同時の注文として取り扱うことをスイッチング (乗機) といいます。 2 スイッナング (乗機) の注文があったときは、第今まは立等第条の定めに押して取り扱います。ただし、この場合、当該投資信託の解判化金から形式の手数料、役金および落得用等を至し引いた全額をもって認め投資信託の影響的指定をからたとき、イッナング (乗機) は、この契約に基づく投資信託のうち、当該投資信託の経過性に支付でます。 3 スイッナング (乗機) の注文については、第4条の定めに適用されません。 第70条 (解例) この実施は、股空信託を応息の事業と対していまな、解的されるものとします。 ① お客様がも解析の申し出たがきなななったとき。 ② 当場合が解視投資業を対しことができなななったとき。 ③ この実施が解的されたとき、当場合は、管理中のこの契約にかかる投資信託のまで、対各技信託を発行し、現金にてお各様に及選します。  財 則 (実施用) この環俗は、年月日から実施する。	・フッター年月を	<b>差</b> 要
新:様式-144 旧:様式-144			2025/12 に変更します。	

新旧対照表				系統内限
Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-145 旧:様式-145	国投 3-29 JAバンク投信ネットサービス利用規程(ひな形)	国投 3-29 JAバンク投信ネットサービス利用規程(ひな形)		
新:様式-145 旧:様式-145			・「投資集語のの化、)を開発を開発を開発を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	変更
	(2025/12)	(2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:様式-146				
	第5条 (数備等)     本サービスを利用する際にお客様がご利用することができる機器 (コンピューター、通信機器、電話 回線等を含みます。)、ソフトウェア等は当組合所定のものに限られます。 2 お客様は、自らの養化を費用負担で、本サービスを利用するにあたり必要となる前項に定めた機器およ	第5条 (設備等)     本サービスを利用する際にお客様がご利用することができる機器(コンピューター、通信機器、電話回線等を含みます。)、ソフトウェア等は当組合所定のものに限られます。     お客様は、自らの責任と費用負担で、本サービスを利用するにあたり必要となる前項に定めた機器およびソフトウェアの取得・設度・管理参を行うとともに、高路料金、専用回線使用料、その他の一切の費用を負担するものとし、当場合はよわらの事項について、一切の責任を負いません。第6条 (第三者による利用の禁止等)     お客様は、口度を含みしてきるお客様以外の者(お客様の配偶者で視象を含みます。以下「第三者」といいます。) に本サービスを利用させることはできないものとします。     お客様は、本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた場合またはそのおそれがある場合は、第10 条に定めるお客様の投資信託の取扱店に連やかに連絡し、本サービスの停止等必要が措置をお申し出いただくものとします。     当組合は、お客様によるオサービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた。または、そのおそれがあると認めた場合は、通常行われる連絡手段によりお客様に適知するとともに、お客様による本サービスのご利用を申酌に停止できるものとします。これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。     イ 前項による一等的なご利用の停止は、当組合がお客様のご利用の収放が確認でき、利用再端にあたって支持がないと認めた場合、停止を解除することとします。     第7条 (電子メール支援のご同意)     お客様は、1 日本・工場を付いては、当組合がお客様のより、1 日本・アドレス (以下「メールアドレス) といいます。) 小当組合が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。     第9条 (契約成立時点)     は今日からより必要な投資信託の取引に関する情報     第8条 (利用時間)     お客様は、1 日本・アドレスをご登録またはご変更されたときに、当組合からメールアドレスの確認を行うための通知     は マービスを使用するにあたり必要な投資信託の取引に関する情報     第8条 (利用時間)     お客様がよりまりまりまります。第9条 (契約成立時点)     本サービスをご利用いただける時間は、当組合が定める時間とします。     第9条 (契約成立時点)     本サービスをご利用いただける時間は、当組合が必定の表はとりましたときに成立するものとします。     第 2 年間の記載にかかわらず、当組合の投資信託の取り、対路のジンステム・登録したときに成せませたとでになり、対路のジンステム・登録したときになり、といのとします。     第 3 条 (利用時間)     お客様がよりましまときによりましまときによりましまときによりましまときによりましまりましまときによりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりまし	備考	差異変更
	<ul> <li>第9条(契約成立時点)</li> <li>本サービスにかかる契約は、お客様の申込みに基づき、当組合がシステムへ登録したときに成立するものとします。</li> <li>1 前項の記載にかかわらず、当組合の投資信託の取扱店舗の窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただく場合は、お客様が本サービスによる最初の投資信託の購入、解約、投信つみたてサービスの新規契約・変更・廃止のいずれかの取引の申込みを、当組合のシステムへ登録したときに本サービスにかかる契約が成立するものとします。</li> </ul>	<ul> <li>第9条(契約成立時点)</li> <li>本サービスにかかる契約は、お客様の申込みに基づき、当組合がシステムへ登録したときに成立するものとします。</li> <li>前項の記載にかかわらず、当組合の投資信託の取扱店舗の窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただく場合は、お客様が本サービスによる最初の投資信託の購入、解約、投信つみたてサービスの新規契約・変更・廃止のいずれかの取引の申込みを、当組合のシステムへ登録したときに本サービスにかかる契約が成立するものとします。</li> </ul>		
	第10条(投資信託の取扱店) 当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合、お客様の 投資信託の取扱店(お客様の投資信託口座が帰属する店舗をいいます。以下同じ。)は、原則、お客様 が指定貯金口座に指定された貯金口座のある店舗となります。 ただし、お客様が指定貯金口座に指定された貯金口座のある店舗が当組合が当局に届け出た投資信託 の取扱店舗でない場合は、当組合が指定する店舗をお客様が取引される投資信託の取扱店とさせていた だきます。	第10条(投資信託の取扱店) 当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合、お客様の 投資信託の取扱店(お客様の投資信託口座が帰属する店舗をいいます。以下同じ。)は、原則、お客様 が指定貯金口座に指定された貯金口座のある店舗となります。 ただし、お客様が指定貯金口座に指定された貯金口座のある店舗が当組合が当局に届け出た投資信託 の取扱店舗でない場合は、当組合が指定する店舗をお客様が取引される投資信託の取扱店とさせていた だきます。		
	(2025/12)	(2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	
新:様式-146 旧:様式-146				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-146				
	第11条 (印鑑の届出) 当出会に表質的能力率率を必要というかわらず、不要とします。 ただし、教質信託を含質的能力域と考慮をからからからからない。不要とします。 ただし、教質信託を対して対さる情報と等のとかにお客様が現場に本来するたる場合等で、お客様が最加に対策での報質部を対し付け、解除等の場別、痛出、存在としば下、が面面の引 といいます。の政策をされるととには所定の目標語と数目的は、新聞時かを使用することとします。 第12条 (債券口座保寿の場合の 国産) 19年 (以下、「お届田田」といいます。) を届け出るものとし、それに以 が由取りの場合は、お届田神を使用することとします。 第12条 (債券口座保寿の場合の 阿彦平現) 当出会に表質信託印味上開展かの債券印度を有するお客様がオナービスにより投資信託印度・関係となりを申しませ、現立といったといます。 第13条 (対面の別と非対面取が) 6番中の場合が現るからある。日度の中で大きな財政策を持ています。別投資信託印度と使用の場とが関一の店舗に帰属するまかとならときな、お客様は強やかに投資情に対してを登信託印度を使用するようと移着のとします。 第13条 (対面の別と非対面取引) 当場合に投資信託の政治を持たす。「といるで利用いただく場合は、その同一の投資信託印度を使用するものとします。 第13条 (対面の別と非対面取引)と非対面取引の区別なく投資信託の政治管理を行います。現り報告書、取引技術程券中のお客様がは一般では受けませます。」と終年します。」に対析面取引と非対面取引の区別なく設定されます。 対策の解析と対策を対では、以下、取引機合書等、上級等します。」に対析面取引と非対面取引の区別なく記定されます。 別技術程券中のお客様がでは、現り記録が表音等。上級等します。」に対析面別と非対面別引の区別なく記憶が上まま。 第14条 (投資信託明における目論具書等の定頼事項の提供方法) 本サービスにおいて日議見書、契持部の情報を書の。 2 前項の確認的方法による機能は、PD下原式のファイルとお客様に開覧できませんので、お客様の必要になして、投資信託取引を行う前の関策の能とチウンロードして保存いただくが低に用加してください。 第15条 (取り制度主義でいて、注意情報、表質目記的りた中方に即属すできませんので、お客様の必要になして、投資信託の形式をでしまが、表質目記の形式としまで、に関策できませんので、お客様の必要になして、投資信託の形式としまでといます。」といます。)に変更する中込みを本サービスにおいて行うことができません。  4 日本の表を本サービスにおいて行うことができます。 なお、上記の変更は本サービスにおいて行うことができます。 なお、上記の変更は本サービスにおいてのみ行うことができます。 なお、上記の変更は本サービスにおいてのみ行うことができます。 なお、上記の変更は本サービスにおいてのみ行うことができます。 なお、上記の変更に本サービスにおいてのみ行うことができます。 なお、上記の表面を可能でありませまないといるといましまないませまないませまないませまないませまないませまないませまないませまな	第11条(印鑑の個出) 当場合に改産信託印度末間競のお意体が本サービスにより教資信託印度を開設される場合、目聴の場 出は、教資信託総合配列展定第3条の規定にかからす。不要とします。 ただし、教宣信託の宣信、解的なのから、お客様が原状限に実情される場合等で、お客様が最初に対 面での教宣信法の宣信、解的なのかまり、届出、手様(以下「労血液引」といいます。)の意味をされる とさには所定の印鑑信より印鑑(以下「治面印刷」といいます。)を届け出るものとし、それ以降、 対面取引等の場合は、お場出印を使用することとします。 第12条(情券印度保有の場合の電音事項) 当場合に教育保証印度末間設か・研修中印度を育するお客様が本サービスにより教育信託印度、開設の一般を自由を制度を持ち込み合う。といます。 2 当場合に教信配印度末間設か・研修中印度、特定印度開設等)を有するお客様がキサービスにより教育信託印度を開設される場合で、教育信託印度と関係を印度、表現合記に印度と機会の企業の主意構造を含むるときは、 お客様は連やかい複雑信託印度と構造中の店舗に帰属するように移管の手続をとるものとします。 第13条(対策数引と非対策数引) 当場合に教資信託印度末間提及の法等数が本サービスにより教資信託印度を開設された場合で、対面取りを行うとおよ、その同一の教資信託印度を相対するものとします。 第13条(対策数引と非対策数引)を対す策制を関係しただく場合は、その同一の教育信託印度を提出面接りと非対面を引り、 対域のの表皮が良いて教育活記印度を関するものとします。 第13条(対策数引と非対策数引) 当場合に教育に対け通常引と非対面を引の定とます。上に対策で対策を持つまます。 対域信託の日度では対面散引と非対面を引の内で対なく教育信託の業管をを行います。数引機告書、散引技器があるままままままままで、実施情報をの記載率のと関係による文目を創まままままままままままままままままままままままままままままままままままま		変更
	(2025/12)	(2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更します。	
新:様式-147 旧:様式-147				

新旧対照表						
Page	改正後	現行	備考	差異		
新:様式-147						
旧:様式-147						
<b>並. 接→ 140</b>				亦审		
新:様式-148				<u>変更</u>		
旧:様式-148						
	2 電子交付サービスを行う対象書面および内容は、J Aバンクホームページに提示する方法その他相当の	2 電子交付サービスを行う対象書面および内容は、JAバンクホームページに提示する方法その他相当				
	方法で公表します。	の方法で公表します。				
	3 電子交付の方法は前条第2号で定める方法と同様とし、前号で定める対象書類のすべてについて一括し	3 電子交付の方法は前条第2号で定める方法と同様とし、前号で定める対象書類のすべてについて一括				
	てなされるものとします。	してなされるものとします。				
	4 電子交付サービスによる書面は、閲覧可能となる日から5年間(法令等に定める閲覧期間がこれより長	4 電子交付サービスによる書面は、閲覧可能となる日から5年間(法令等に定める閲覧期間がこれより				
	期となる場合は当該法令等に定める閲覧期間)、閲覧できるものとします。ただし、法令等に閲覧期間 の定めがない書面については、当組合の判断により閲覧期間を別途設定する場合があります。	長期となる場合は当該法令等に定める閲覧期間)、閲覧できるものとします。ただし、法令等に閲覧期 間の定めがない書面については、当組合の判断により閲覧期間を別途設定する場合があります。				
		同の定めかない青面については、ヨ組合の判断により関見期间を別述放走する場合かめりより。 第16条(取扱ファンド)				
	第 16 条(取扱ファンド)	第10 宋〈叔叔ノアノ下〉 お客様が本サービスを利用して買付等を行うことができる投資信託の銘柄は、当組合が定める範囲と				
	お客様が本サービスを利用して買付け等を行うことができる投資信託の銘柄は、当組合が定める範囲     とします。	ね各様が本サービスを利用して負付等を行りことができる投資信託の婚例は、自租合が走める範囲と します。				
	としょり。 第 17 条 (注文の受付)	しょり。 第 17 条(注文の受付)				
	第17 宋(注文の受刊) お客様が本サービスを利用して行う投資信託の買付け・解約等の注文は、注文の内容入力後、お客様	第17 宋(注文の受け) お客様が本サービスを利用して行う投資信託の買付・解約等の注文は、注文の内容入力後、お客様が				
	がその内容の確認入力をされ、その入力内容を当組合が受信した時点をもって受け付けたものとします。	その内容の確認入力をされ、その入力内容を当組合が受信した時点をもって受付けたものとします。				
	2 前項の注文が当組合所定の時限を過ぎて受け付けた場合は、翌営業日の注文申込みの取扱いとなります。	2 前項の注文が当組合所定の時限を過ぎて受付けた場合は、翌営業日の注文申込みの取扱いとなります。				
	第18条(受注できない場合)	第18条(受注できない場合)				
	次に掲げるいずれかに該当する場合は、注文をお受けしないことがあります。	次に掲げるいずれかに該当する場合は、注文をお受けしないことがあります。				
	(1) お客様から注文を受けるにあたり、法令等に基づきお客様への交付が必要な書類をお客様が受領(第	(1)お客様から注文を受けるにあたり、法令等にもとづきお客様への交付が必要な書類をお客様が受領(第				
	14条の電磁的方法による提供を含みます。)していることを確認できない場合。	14条の電磁的方法による交付を含みます。)していることを確認できない場合				
	(2) お客様が当組合に対する債務の履行を怠っている場合。	(2) お客様が当組合に対する債務の履行を怠っている場合				
	(3) その他受注することが適当ではないものと当組合が判断した場合。	(3) その他受注することが適当ではないものと当組合が判断した場合				
	第 19 条 (注文の取消し)	第 19 条(注文の取消)				
	お客様が本サービスを利用して行う投資信託の買付け・解約等の注文の取消しは、当組合が定める時	お客様が本サービスを利用して行う投資信託の買付・解約等の注文の取消しは、当組合が定める時間				
	間内にお客様が本サービスにより行うことができるものとします。	内にお客様が本サービスにより行うことができるものとします。				
	なお、本サービスを利用して取り消すことのできる注文は、本サービスを利用して行った投資信託の	なお、本サービスを利用して取消すことのできる注文は、本サービスを利用して行った投資信託の買				
	買付け・解約等の注文に限ります。また、本サービスを利用して行った投資信託の買付け・解約等の注	付・解約等の注文に限ります。また、本サービスを利用して行った投資信託の買付・解約等の注文を対				
	文を対面取引で取り消すことはできません。	面取引で取消すことはできません。				
	第 20 条 (注文の執行)	第20条(注文の執行)				
	お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しは当組合の定める時間に速やかに執行	お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しは当組合の定める時間に速やかに執行				
	します。	します。				
	2 当組合は、お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しが次のいずれかに該当する場	2 当組合は、お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しが次のいずれかに該当する				
	合は、お客様に通知することなくその執行または処理を行わない場合があります。	場合は、お客様に通知することなくその執行または処理を行わない場合があります。				
	(1) 買付注文の場合で即時口座振替サービスによる口座引落しができなかったとき。	(1) 買付注文の場合で即時口座振替サービスによる口座引落しができなかったとき				
	(2) 当該注文が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当	(2) 当該注文が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当				
	組合が認める場合。	組合が認める場合				
	(3) 当組合が取引の健全性に照らし、不適当と認める場合。	(3) 当組合が取引の健全性に照らし、不適当と認める場合				
	第 21 条(受渡代金の受渡方法)	第21条(受渡代金の受渡方法)				
	お客様が本サービスを利用して行った買付注文にかかる購入代金は、注文の受付と同時に即時口座振	お客様が本サービスを利用して行った買付注文にかかる購入代金は、注文の受付と同時に即時口座振				
	替サービスにより指定貯金口座から引落しを行います。	替サービスにより指定貯金口座から引落しを行います。				
	2 お客様が解約代金・償還金・収益分配金を受け取る場合は、当組合はお客様の指定貯金口座に入金しま 	2 お客様が解約代金・償還金・収益分配金を受取る場合は、当組合はお客様の指定貯金口座に入金しま さ				
	す。 	す。 				
	(0005 /10)	(0005/10)	・フッター年月を			
	(2025/12)	(2025/10)	2025/12 に変更しる			
			す。			
新:様式-148						

Page	改正後	現行	備考
様式−148			
			<u> </u>
美式-149			
	第 22 条(75 歳到達時) 	第 22 条 (75 歳到達時)	
	本サービスを利用されているお客様が満 75 歳に到達されたときは、それ以後本サービスを利用して行	本サービスを利用されているお客様が満75歳に到達されたときは、それ以後本サービスを利用して行	
	うことができる取引は、次に掲げるものに限ります。その他の取引は、取扱店での対面取引となります。	うことができる取引は、次に掲げるものに限ります。その他の取引は、取扱店での対面取引となります。	
	(1) 非課税口座の開設(既に投資信託口座を開設済の場合とし、廃止通知書に基づき非課税口座を開設	(1) 非課税口座の開設(既に投資信託口座を開設済の場合とし、廃止通知書にもとづき非課税口座を開	
	する方法を除きます。)	設する方法を除きます。)	
	(2) 投信つみたてサービスの契約廃止	(2) 投信つみたてサービスの契約廃止	
	(3) 取引報告書等の交付を受ける方法の変更(電子交付または郵送)	(3) 取引報告書等の交付を受ける方法の変更(電子交付または郵送)	
	(4) 投信残高照会その他上記に付随するサービス	(4) 投信残高照会その他上記に付随するサービス	
	第23条(届出事項の変更等)	第 23 条(届出事項 <b>の</b> 変更等) お客様の氏名、住所、届出印、その他の届出事項に変更があったときは、お客様はお客様の投資信託	
	お客様の氏名、住所、届出印、その他の届出事項に変更があったときは、お客様はお客様の投資信託 の取扱店に所定の手続きによって遅滞なく届け出るものとします。	の	
	の取扱店に別定の子続きによって建備なく届け山るものとします。 また、お客様が登録されたメールアドレスに変更があったときは、お客様はJAサービスIDからメ	また、お客様が登録されたメールアドレスに変更があったときは、お客様はIAサービスIDからメ	
	ールアドレスの変更登録を遅滞なく行うものとします。	ールアドレスの変更登録を遅滞なく行うものとします。	
	この届出や変更登録の前に生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。	この届出や変更登録の前に生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。	
	2 お客様が居住者に該当しなくなる場合は、出国前にお客様の投資信託の取扱店に所定の手続きによって	2 お客様が居住者に該当しなくなる場合は、出国前にお客様の投資信託の取扱店に所定の手続きによっ	
	届け出るものとします。	て届け出るものとします。	
	3 届出のあった住所あてに当組合が通知または送付書類を郵送した場合には、延着または到達しなかった	3 届出のあった住所あてに当組合が通知または送付書類を郵送した場合には、延着または到達しなかっ	
	時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当組合は一切の	た時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当組合は一切	
	責任を負いません。	の責任を負いません。	
	4 届出のあったメールアドレスあてに当組合が電子メールを送信した場合には、通信事情などの理由により延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損	4 届け出のあったメールアドレスあてに当組合が電子メールを送信した場合には、通信事情などの理由 により延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じ	
	り延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生した損 害については、当組合は一切の責任を負いません。	により処有または封建しなかった時でも通常封建りへき時に封達したものとみなし、それによって生し た損害については、当組合は一切の責任を負いません。	
	第 24 条 (本サービスの停止)	第 24 条 (本サービスの停止)	
	当組合は、本サービスが不正に使用される恐れがあると当組合が判断した場合や、当組合が求める本	当組合は、本サービスが不正に使用される恐れがあると当組合が判断した場合や、当組合が求める本	
	人確認手続きに応じていただけない場合等、当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が	人確認手続に応じていただけない場合等、当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生	
	生じた場合は、当組合はいつでも、お客様に事前に通知することなく、本サービスのすべて、または一	じた場合は、当組合はいつでも、お客様に事前に通知することなく、本サービスのすべて、または一部	
	部の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害については、当組合は一切の責任	の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を	
	を負いません。	負いません。	
	2 当組合の取扱店窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただいた場合、または、当組合に	2 当組合の取扱店窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただいた場合、または、当組合	
	投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設された後取扱店に印鑑の届出を された場合で、取扱店に印鑑紛失のご連絡をいただいたときは、当組合は不正取引防止のために本サー	に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設された後取扱店に印鑑の届出 をされた場合で、取扱店に印鑑紛失のご連絡をいただいたときは、当組合は不正取引防止のために本サ	
	ではた場合で、収収的に中職物大のご連絡をいたたいたときは、当種では不正収別の正のために至りで ビスを含むお客様の投資信託の取引を停止します。この投資信託の取引の停止はお客様からの印鑑の発	でされた場合で、取扱者に印鑑初天のこ連稿をいったいできるは、日祖日は小正取り別がために挙り ービスを含むお客様の投資信託の取引を停止します。この投資信託の取引の停止はお客様からの印鑑の	
	見または印鑑の変更の届出を受けて解除します。なお、これにより生じた損害については、当組合は一	発見または印鑑の変更の届出を受けて解除します。なお、これにより生じた損害については、当組合は	
	切の責任を負いません。	一切の責任を負いません。	
	第 25 条 (サービス内容の変更等)	第 25 条(サービス内容の変更等)	
	当組合は、あらかじめお客様に通知することなく、本サービスの内容を変更することがあります。	当組合は、あらかじめお客様に通知することなく、本サービスの内容を変更することがあります。	
	2 当組合の判断により、すべてのお客様に対して、本サービスの一部または全部を終了することがありま	2 当組合の判断により、すべてのお客様に対して、本サービスの一部または全部を終了することがあり	
	す。 ************************************	ます。	
	第 26 条(本サービスの解約)	第 26 条(本サービスの解約) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。	
	(1) お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。	(1) お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき	
	(2) お客様の投資信託口座が解約されたとき。	(2) お客様の投資信託口座が解約されたとき	
	(2025/12)	(2025/10)	・フッター年月を
		(2020/ 10/)	2025/12 に変更しま
			<del>                                  </del>

	新旧対照表	_1 _ //.		ш. т.	系統内限
### 1885-189	Page	改正後	现行 ····································	備考	差異
$ $ $\square$ · $\P$ · $\P$ · $\square$ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	新:様式-150	(4) お客権が法令等または本規定に違応したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 (5) 財産の開始をの居出を受けたとき。 (6) 相様の開始があったとき。 (7) 当組合がサービス離綻上において支障があると判断したとき。 第27条 (発責事項) 当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解診の注文の執行、金銭および受益証券の模受または受益権の振替の手続き等が更延し、または不能となったことにより生じた場合。 (2) 前配(1) の事由により解除代金等の指述野金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 (3) 当組合またはJAパンクのシステムの運営体が相当の安全策を請したにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に除るが生たた場合。 (4) 当組合は外の金融機器等の支助に増すべき事があった場合。 (5) お客様が本サービスの工場の機件で制を運び上がより再発するで変更を行った場合。 (6) 当組合が定める以外の通信器または回線等を使用し、お客様がホサービスをご利用された場合。 (7) やなを得ない事由による本サービスの個体の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。 第28条 (規定の変更) 本規定は、民法に定める定型的基に該当します。本規定は、法令の変更または監管官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型制造の変更を利度に基づき要求されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の財客からび足さめが力を生時期は、効力発生時期が対策するまでは振頻表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。 第29条 (含管轄) 本規定に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合置管轄裁判所とします。	(4) お客様が法令等または本規定に強反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき (5) 成年後見制度の届出を受けたとき (6) 相談の開始があったとき (7) 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき 第27条 (免責事項) 当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の受け、解析の注文の執行、金銭および受益証券の長受または支益権の振替の手被等が達延し、または不能となったことにより生じた場合 (2) 前記(1) の事由により解析(金等の指定的金印度への入金が遅延したことにより生じた場合 (3) 当組合またはコメビューター等に除去が生じた場合 (4) 当組むが必め金銭機関等の当めに帰すべき事由があった場合 (5) お客様が本サービスの正規の機作手頭を鑑し、所定の手続を行った場合 (6) 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスの正規の機作手頭を鑑し、所定の主義ががホサービスを得ない事由による本サービスの環保の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合 (7) やかを得ない事由による本サービスの環保の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合 第28条 (規定の変更) 本規定は、民法に定める定型的談に該当します。本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型診験の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う言および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が領末するまでに原頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により関知します。 第29条 (名意管轄) 本規定に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。	「お客様が本サービスの正規の作業を経て、」」を「お客様が本サービスの正規の作業を経ずに」に変更します。  ・フッター年月を2025/12に変更しま	

新旧対照表				系統内限
Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-151 旧:様式-151	国投3-31 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累 積投資に関する規程(ひな形)	国投3-31 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累 積投資に関する規程(ひな形)		
新:様式-151 旧:様式-151			・「投資信託総合取 引規定集」の体裁 整備(略語の指定 方法の統一化、用	変更
	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規程(ひな形) 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資にかかる業務については、以下の非課	非 <b>課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規程(ひな形)</b> 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に係る業務については、以下の非課税	字の統一化等) に 合わせ、体裁を整 備します(詳細は 別紙資料のとお	
	税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款に基づき適切に処理するものとする。	上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款に基づき適切に処理するものと する。	別似員付が2つ	
	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 第1条(約款の趣旨)	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 第1条(約款の趣旨)		
	この約款は、お客様(第2条第7項に規定する個人のお客様に限ります。)が和税特別措置法(以下、	この約款は、お客様(第2条第7項に規定する個人のお客様に限ります、)が租税特別措置法(以下「法」		
	「法」といいます。)第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税およ	といいます。)第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第		
	び法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例(以下、	37 条の 14 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例(以下「特例」		
	「特例」といいます。)の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管	といいます。)の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約、 		
	理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約(法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号お	#課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約(法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号および第 6		
	よび第6号に規定されるものをいいます。以下同じ。)について、法第37条の14第5項第2号、第4	号に規定されるものをいいます。以下同じ。)について、法第37条の14第5項第2号、第4号および第		
	号および第6号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。	6号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。		
	2 お客様が当組合で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第6号に規定する「特定非課税累積投資	2 お客様が当組合で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第6号に規定する「特定非課税累積投 		
	契約」を締結されるには、それとは別に当組合との間で「投資信託累積投資規定」   J A の投信つみた	資契約 を締結されるには、それとは別に当組合との間で「投資信託累積投資規定」   J Aの投信つみ		
	てサービス」取扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。	たてサービス」取扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。		
	3 お客様と当組合の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、 各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に	3 お客様と当組合の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項について		
	企権成立ねよいこの利烈に走めかめる場合を除さ、「投資情能総合取引規定」ねよい回規定第2条合立に 定める約款・規定の定めるところによるものとします。この約款と、当組合の「投資信託累積投資規定」	は、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各		
	「「「IAの投信つみたてサービス」取扱規定」その他の当組合が定める契約条項に定められた事項との間			
	で内容が異なる場合には、この利款が優先するものとします。	規定_「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定_ その他の当組合が定める契約条項に定められた事項   との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。		
	第2条(非課税口座開設届出書等の提出)			
	お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第			
	5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付され	お各様が作的の適用を支げるため、当組合に外様代目症の角膜を単した仏療には、伝統の未の14分   5項の規定に基づき、非課税日座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税日座廃止通知書が添付され		
	たものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。			
	2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座			
	に特定累積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録が			
	される上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行	がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して		
	うための勘定で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設け	行うための勘定で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設		
	られるものをいいます。以下同じ。)ならびに特定非課税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座での	けられるものをいいます。以下同じ。)ならびに特定非課税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座で		
	取引において振替□座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替□座簿への記載また	の取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載ま		
	は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第8号の規定に基	たは記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第8号の規定に		
	づき、2024 年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設けられている場			
	合において、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内	場合において、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間		
	に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃	内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定		
	止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座			
	を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。	座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとし		
	2 の 2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定および特	ます。   2 の2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定および		
	定非課税管理勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当組合			
	所定の依頼書を当組合に提出してください。			
	(2025/12) (2025/12)	(国投3-31)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま	
			す。	

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:様式-152			2	
	3 前に再にかかわらず、沙客様が、非職員日曜と優化された場合において、当該非職税日度が廃止された 目の属する勘が設定期間がに、当個合に非規程口度を相関能しようとする場合には、当総合所定の時機 使口程度級指指に、非難の口級企品が高く接着でする。14部の第10 等に規定するものをいいます。 以下同じ、3 を発行して、結論に自動とは、法事が関金したらかの前年19 月1 日の属する中分の特定累積設 資勘をよたは特定非規模で加速した。13歳未開程の限を使した月の属する中分の特定累積設 資勘をよたは特定非規模で加速的は、当該書類を受けることができませんしいるときは、当該理止した日の属 する中の10 月1 日以降でなければ、当該書類を受けることができません。 一定の書類を提出されて表の多し、(金融本類の資格研究)、国化学全年後、海疾会第18年の総 一定の書類を提出されて表の多し、(金融本類の資格研究)、国化学全年後、海疾会第18年の総 一定の書類を提出されて表の。人生月日、日本たび、19年人を持たます。以下して、(公 客様が便服物制度が振行さん)、「施行令」といいます、第6分条の10 第2 場の原民に該計する場 合には、氏名、生年月日および任策。を告知し、法をの他の法令で定める木人総第を受けていただきます。 5 第1 項の非規程の度制度必要が出る。当場合が申込みを業部した場合には、その機出された日に おいて課題の度が開放されます。 からでは、19年後の日または第3 項の規定により、勘定連動物書または非規を日降廃止途知事。 (以下、 かわせて「廃止途知書」といいます。)の提出を受けた場合、当総合は指標等には金棒が成化止途加速がより。 から配出等が受機に動車を受けた場合。当総合は指標等に対象権の原止途知を加またか から配出等が必要性の事を受理し、同学中に保護をより非規度口度を開放するととかできる旨 の通知を受額し、当組合が中以みを非常した場合には、翌年1月1日に非理度口度が開放されます。 7 非規程の国の研究ができるのは、当該可能を配定する10 項目が中の1月1日において講的後以上で ある配定者の対策がまままります。 8 当場合に既に非規度口理を開放しているお客様は、非理度口度の機能とないで請求した。 第10 回路を日本には一般の企業を表に対した場合の場合に指出することはできません。 10 お客が当場合に提出されまれまままままままままままままままままままままままままままままままままま	3 前丁項にかかわらず、お参拝が、非難税口座を接上された場合において、当該連載税口座が廃止され た日の属する勘定設定期間呼に、当場合に無難税口座を開設しようとする場合作は、当組合所定の非 課税口度開設届出書に、非課税口度経出途出資(法第37条の11第59項第10号に税定するものをいいます。以下同に)を添付して、当該口配を開設しようとする年のの月30日までに提出するものとよす。だけ、「当該非難取印産を廃止した日の関する年の分析を果 規役資助定または特定非課税管理動産にすでに上場核式等の受入れるしているときは、当該連止した日 の展する中の10月1日以降でなければ、当該海豚を受押することができません。 4 前四項が原、法事様には住民運のマリ、「全球解除の運用を選」。限年を全様、連売会許証その他 定の需算を振っただき、氏名、生年月1、住所および個人番号(行政手続における特定の個人全議別 するための書号の利用等に関する法籍できます。第一年の主な場合を受けているときは、当該連上した日 定の書類を振っただき、氏名、生年月1、住所および個人番号(行政手続における特定の個人全議別 するための書号の利用等に関する法籍できまり。第一年の主な場では、近年の個人全議別 するための書号の利用等に関する法籍できまりまり、第一年の主な場合とついます。以下同し、(13を 無が理機時制度連結する)以下 指行の人といます。第二年の事業を受けていただきます。 5 第1項の手機使用機能出出が出した。当場合が他なみを承認した場合には、その提出された日 において書意理の担当を開設された。ままに第3項の規定により、第四部を受けては、その提出された日 において書意理の主な場合といます。ままに第3項の規定とより、第1項の事業とは非常税の事業とでは 通知書にからる提出事項を提出を登録し、当組合が申込みを承認した後には、第年1月1日において適1股が おます。 非難役の理念を関し、当組合が申込みを承認した場合には、第年1月1日において適1股が れます。 7 非確保に事業税の理念をできるのは、当該口継を開設する日の属する年の1月1日において適1股が おまま。 2 非難役の理念をできるのは、当該口継を開設する上の属する年の1月1日において適1股の あるの企業がおけるれたものを除きます。を当組合に提出することにできません。 9 非確保に実施しておいまが表別が表別な場合とことがさない場合には、第4年を持たびその別 由の通知を受けた場合には、お客様が開設された事業税口度は、その開設の助から非無税口度に該当したまでの 自の通知を受けた場合には、非常様の関助をおとしたが含物は即取りからまま税口度に該当したいるのとかな して、第4年に関立を指としている場合には、当場合において非常税の配定に対しての 自の通知を受けた場合には、非常税の目前の場合により、第3を計を用むに対しての ・解析のとはまする。日において連続税の目前を記述されて表別とはませた。 11 2023年12月3日において非常税の単位を制定としまり、第3を連続しためのとかな よりませたいでありまりましましましましましまりましましましましましましまりましましましましまし	・ 第 4 項の 「健康 保険の後を 「資格 確認 書」 に す。	変更
	(2025/12)	(2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	
新:様式-152 旧:様式-152				

加比对照表 Page	改正後		備考
新:様式-152	WI K	2013	C au
新:様式-153			
旧:様式-153			
	後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定	後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定	
	により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引	により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引	
	については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合	については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合	
	において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(税務署非承認の回答時に特定口座開設済	において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(税務署非承認の回答時に特定口座開設済	
	みのお客様に限ります。)。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする	みのお客様に限ります。)。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする	
	契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド(以下、当約款において「特定銘柄」といいま	契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド(以下、当約款において「特定銘柄」といいま	
	す。)の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせてい	す。)の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせてい	
	ただきます。	ただきます。	
	第3条(特定累積投資勘定の設定)	第3条(特定累積投資勘定の設定)	
	お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年以後の各年において設けられます。	お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年において設けられます。 2 当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘	
	2 当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定 が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられて	2	
	いた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当	ていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、	
	該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に廃	当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に	
	止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付さ	廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付	
	れたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式	されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株	
	等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書	式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知	
	を受理することができません。	書を受理することができません。	
	3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様(当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した	3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様(当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設し	
	非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはそ	た非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、または	
	の年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除	その年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を	
	く。)が、新たに特定累積投資勘定を当組合に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃	除く。)が、新たに特定累積投資勘定を当組合に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座	
	止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に 定める「非課税口座開設届出書」その他当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。	廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項 に定める「非課税口座開設届出書」その他当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。	
	この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。	この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。	
	4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日(非課税口座開設届出書(廃止通知書が添付され	4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日(非課税口座開設届出書(廃止通知書が添付され	
	たものを除きます。)が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあって	たものを除きます。)が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあって	
	は、その提出の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客	は、その提出の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客	
	様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日	様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日	
	(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日) に設けられま	(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日) に設けられま	
	· 方。	す。	
	第3条の2(特定非課税管理勘定の設定)	第3条の2(特定非課税管理勘定の設定)	
	非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は、第3条の特定累積投資	非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は、第3条の特定累積投資期でよりにおよる	
	勘定と同時に設けられます。 第4条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)	資勘定と同時に設けられます。 第4条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)	
	第4米(非球税管理制定、条債权負制定、付定条債权負制とのより付定非球税管理制定におりる処理) 非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等(当組合が取り扱う国内非上場公募	第4末(非誅忧官垤刨定、系慎及員割定、行定系慎及員割定のよび行定非誅忧官垤割定にのける処壁) 非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等(当組合が取り扱う国内非上場公募	
	株式投資信託受益権に限ります。以下、「株式投資信託」といいます。)の振替口座簿への記載または記	株式投資信託受益権に限ります。以下「株式投資信託」といいます。)の振替口座簿への記載または記録	
	録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。	は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。	
	2 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非	2 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、	
	課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。	非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。	
	3 特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録	3 特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録	
	は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。	は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。	
	(2025/12)	(2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。
			<u></u> У о
新:様式-153			
旧:様式-153			

_	<b>沙</b> 正後	<b>租行</b>		
	以正改	-5t11	III で	<u> </u>
新旧対照表 Page 新:様式-153 新:様式-154 旧:様式-154	<ul> <li></li></ul>	第5条(金融商品取引業者等変更周出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止) お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該特定累積投資 勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等変更届出書 (法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同に、)を提出するものとします。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当組合にすでに設けられているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当組合にすでに設けられているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する制定設定期間内の各年に限ります。)においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定、または特定累積付資勘定しくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項の規定による場合は、この限りではありません。 4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当組合はお客様に対し、勘定廃止通用書を交付します。 第6条 (非課税口座廃止届出書の提出と受けた場合に、非課税口座廃止届出書の提出と受けた場合については、第11条に規定する配当所得および計論表所等の非課税の適用を受けることはできません。 3 第1項に規定される非課税の国産を受けることはできません。 3 第1項に規定される非課税の国産を受けることはできません。 3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出者の提出者の提出者のおりまでの間に受けた場合に	備考	系統異
	<ul> <li>2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、 当該非課税口座に受け入れられていた株式投資信託については、第11条に規定する配当所得および譲渡 所得等の非課税の適用を受けることはできません。</li> <li>3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合に</li> </ul>	項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出するものとします。 2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた株式投資信託については、第11条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。		
	をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(累積投資上場株式等に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。)のみを受け入れます。 ① 第3条第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの。ただし、当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準	資契約(当組合の「投資信託累積投資規定」、「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(累積投資上場株式等に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。)のみを受け入れます。 ① 第3条第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの。ただし、当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付の委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額 (2025/10)	・フッター年月を	
			2025/12 に変更します。	
Jac 15	167			
新:様式-154 旧:様式-154				

124-14	改正後	現行	備考	差
様式-154				
様式-155				変更
様式-155				
	額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価	(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の		
	の額等をいいます。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株	額等をいいます。)の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式		
	式等を除きます。	等を除きます。		
	② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当	② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当		
	該分割または併合にかかる株式投資信託の特定累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載または	該分割または併合にかかる株式投資信託の特定累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載または 記録をする方法により行うもの。		
	2 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約	2 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解		
	にかかる手数料、ならびに、取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいておりません。	約にかかる手数料、ならびに、取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいておりません。		
	3 お客様が当組合において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信	3 お客様が当組合において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資		
	託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14	信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14 または歩行会第95条の19 第15項の悪性も満たされてかり、または平代90 年間原生会第540日第		
	または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「「JA	14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「「 T		
	の投信つみたてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘	Aの投信つみたてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の		
	柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に	銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号		
	該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。	に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。		
	第7条の2(特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲) 当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信	第7条の2(特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲) 当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信		
	当和日は、お各体の分析状は日生に成りられる特定分析状況自生動とには、人の音号に定める体とは文真信 託のみを受け入れます。	まのみを受け入れます。		
	① 第3条の2に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間	① 第3条の2に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間		
	に、当組合が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当す	に、当組合が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当す		
	るものに限ります。)により取得をした株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れら	るものに限ります。)により取得をした株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられ		
	れるもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の	るもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代		
	代価の額をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの。ただし、当該株式投資信託を当該特定	価の額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの。ただし、当該株式投資信託を当該特定非課		
	非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除きます。	税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除きます。		
	イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式 投資信託の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が 1,200 万円を超える場合。	イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額 (特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式 投資信託の購入の代価の額等をいいます。) の合計額が 1,200 万円を超える場合		
	ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている、買付	ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている、買付		
	けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘	の委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定		
	定基準額の合計額が1,800万円を超える場合。	基準額の合計額が1,800万円を超える場合		
	② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、	② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、		
	当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載ま	当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載ま		
	たは記録をする方法により行うもの。	たは記録をする方法により行うもの		
	2 特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。	2 特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。		
	① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める     規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止する	<ul><li>① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定め る規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止す</li></ul>		
	放射に基づき、当該金融間中収7/1万・シーを発出することが次足された動物または上物を発出する おそれがある銘柄として指定されているもの。	るおそれがある銘柄として指定されているもの		
	② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に	② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14		
	規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型	項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指		
	投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法	図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同		
	第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)	法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)		
	または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリ	または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリ		
	(2025/12)	<b>((2025/10)</b>	・フッター年月を	
			2025/12 に変更しま	
			II <sup>-</sup> 9 。	1

新:様式-155 新:様式-156 旧:様式-156	バティブ取引にかかる権利に対する投資(施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的による ものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議 して定める事項が定められているもの。  ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるも の以外のもの。  イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること。 ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに 行うこととされていること。  第8条 (譲渡の方法) お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振 替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当組合に対して譲渡する方 法 (買取請求)または当該譲渡にかかる金銭の交付が当組合の本支店を経由して行われる方法 (解約請	バティブ取引にかかる権利に対する投資(施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの  ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること 第8条 (譲渡の方法) お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振	変
	ものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。  ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。  イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること。 ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。  第8条 (譲渡の方法) お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当組合に対して譲渡する方	のを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して 定める事項が定められているもの  ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるも の以外のもの  イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに 行うこととされていること  第8条 (譲渡の方法)  お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振	変
	ものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。  ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。  イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること。 ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。  第8条 (譲渡の方法) お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当組合に対して譲渡する方	のを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して 定める事項が定められているもの  ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるも の以外のもの  イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに 行うこととされていること  第8条 (譲渡の方法)  お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振	
	求)により行うものとします。 第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い) 非課税口座に設けられた非課税管理勘定はその設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。 2 前項にかかわらず、第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。 3 第1項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様	替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当組合に対して譲渡する方法(買取請求)または当該譲渡にかかる金銭の交付が当組合の本支店を経由して行われる方法(解約請求)により行うものとします。 第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い) 非課税口座に設けられた非課税管理勘定はその設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。 2 前項にかかわらず、第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。 3 第1項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様	
	から当組合に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い) この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。なお、「(非課税口座)維続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。 2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。 3 第1項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当組合に対して施行令第25条の13第20項の規定において準用する、同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 第9条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い) この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。 (2025/12)	から当組合に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い) この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。 2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。 3 第1項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当組合に対して施行令第25条の13第20項の規定において準用する、同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 第9条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。 (2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま
新:様式-156			す。

Page	改正後	現行	備考	※ 糸統内
新:様式-156				
新旧対照表 Page 新:様式-156 新:様式-157 旧:様式-157	次正後  2 前項の終了時点で、特定果積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管 ただし、この場合でも特定累積投資勘定における特定銘柄に関しては、上記によらず、一般口座への移管 ただし、この場合でも特定果積投資勘定における特定銘柄に関しては、上記によらず、一般口座への移管 第9条の4(特定非課稅管理勘定教育時の取扱い) この約款に基づき設定した特定非課稅管理勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定非課稅管理勘定といかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該 各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ② 前等の終了時点で、特定非課稅管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該 各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ③ お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管 第10条(累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課稅日座開設届出書」または「非課稅口座開設届出書」または「非課稅口座開設届出書」を設定した場合の所在地確認)当組合は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課稅口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課稅口座製局届出書」の提出があった場合には、当該「非課稅口座與助届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および任所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課稅口座に果積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課稅管理勘定を設けた日から19年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日および明日の日を記述した日があります。	現行  2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管ただし、この場合でも特定累積投資勘定における特定銘柄に関しては、上記によらず、一般口座への移管をよります。 ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管第9象の4 (特定非課稅管理勘定終了時の取扱い)この約款に基づき設定した特定非課稅管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ② 前項の終了時点で、特定非課稅管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合に対して施行の第20年の移管第10条(累積投資勘定ならびに特定非課稅管理勘定を設定した場合の所在地確認)当組合は、お客様から提出を受けた第2条前1項の「非課稅口座開設届出書」または「非課稅口座商易開設届出書」「「非課稅口座」開設届出書」「「非課稅口座」「「非課稅口座」「「非課稅口座」「「非課稅」「「非課稅」「「非課稅」「「非課稅」「「非課稅」「「非課稅」「「非課稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「「申請稅」「申請稅」	備考	
	翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」	翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」と		
	住所を記載して、当組合に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 第11条(非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等)お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる収益分配金につ	住所を記載して、当組合に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 第11条(非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等) お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる収益分配金につ		
	(2025/12)	(2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	
新:様式-157 旧:様式-157				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-157				
-	<ul> <li>改正後</li> <li>いては、当該非職稅管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの(当組合がその収益分配金の支払事務の取扱いをするものに限ります。)は、所得税および復興特別所得税ならびに住民稅が課されません。</li> <li>2 お客様の非課稅口座に設けられた非課稅管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該訴課稅管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該訴課稅管理勘定が設けられた程の展する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該訴課稅管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累稅投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累稅投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該以第2項の適用については、「当該非課稅管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該以第2項の適用については、「当該非課稅管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過するものとします。</li> <li>お客様の非課稅口座に設けられた特定非課稅管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課稅管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課稅管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。</li> <li>非稅稅管理勘定、別稅投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課稅管理勘定に受け入れた株式投資信託の所得稅法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所</li> </ul>	いては、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支 払いを受けるもの(当組合がその収益分配金の支払事務の取扱いをするものに限ります。)は、所得税お よび復興特別所得税ならびに住民税が課されません。 2 お客様の非課税口壁に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定 が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益につ いては、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。 3 お客様の非課税口壁に設けられた果積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる前二項の適用につ いては、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累 積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から50年を経過する日」と読み替えるものとします。 4 お客様の非課税口座に設けられた特定果積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および 第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過す る日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替 えるものとします。 5 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項およ び第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過 する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読 み替えるものとします。 6 非課稅管理勘定、財定果積投資勘定および特定非課稅管理勘定に受け入れた株式投資 信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得稅法第33条第3項に規定する取得費およびその 譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、、	備考	差異変更
	2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。 3 お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」と読み替えるものとします。 4 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過するもまでの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過するものとします。 5 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。 6 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の所得稅法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得稅に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。 第12条(非課税口座での取引である旨の申出)お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契	2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。 3 お客様の非課税口座に設けられた果積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」と読み替えるものとします。 4 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。 5 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。 6 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。 第12条(非課税口座での取引である旨の申し出)お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契		
	約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1 号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組 合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申出がない場合は、特定口座または 一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定 に受け入れようとする場合には、第2項後股の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れるこ とはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該 各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」 といいます。)に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積 投資契約は、締結することができません。 2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする 株式投資信託の取得対価の額の合計額(分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。) が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。 また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合(特定銘柄を除く。)において、分配金再投資 その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の取得対価の額の	約により特定非課稅管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1 号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該界積投資契約締結の際に、当組 合に対して非課稅口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座また は一般口座に受け入れます。また、特定非課稅累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘 定に受け入れようとする場合には、第2項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れる ことはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当 該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」 といいます。)に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積 投資契約は、締結することができません。 2 前項の規定により、当該特定非課稅管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとす る株式投資信託の取得対価の額の合計額(分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。) が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一 般口座に受け入れます。 また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合(特定銘柄を除く。)において、分配金再投資 その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の取得対価の額の		
新:様式-158 旧:様式-158	合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座ま (2025/12)	合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座ま (2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	ξ

新旧対照表 Page	改正後	現行	備考	系統内
新:様式-158	以止皮	-5t1 J	VIII 75	左共
新:様式-159				<u>変更</u>
旧:様式-159				
	たは一般口座に受け入れます。	たは一般口座に受け入れます。		
	3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有す る投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託(特定非課税管理勘定に受け入	3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託(特定非課税管理勘定に受け		
	れることのできるものに限ります。)の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならび に過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行う	入れることのできるものに限ります。)の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分なら びに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行		
	ことができるものとします。 4 前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または	うことができるものとします。 4 前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座また		
	一般口座に受け入れます。	は一般口座に受け入れます。		
	5 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口 座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申 し出てください。	5 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税 口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を 申し出てください。		
	また、お客様が非課税口座で保有されている特定銘柄を譲渡される場合には、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する特定銘柄の取引かを	また、お客様が非課税口座で保有されている特定銘柄を譲渡される場合には、非課税管理勘定、累積 投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する特定銘柄の取引かを		
	申し出てください。 なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該	申し出てください。   なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該		
	株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、まなけ海粉の株実用建切容別ます。レスは海粉の株実出課税管理勘定に受け入れられている場合には、生に	株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、まなけ複数の特字思辞が数字はよくけ複数の特字思想が密理数字に受け入れられている場合には、生に		
	たは複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に 受け入れられたものから譲渡することとします。ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特	たは複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に 受け入れられたものから譲渡することとします。ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特		
	定果積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、	定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、		
	それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお 申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入	それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお 申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入		
	れられたものから譲渡します。	れられたものから譲渡します。		
	第 13 条(非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知) お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累	第 13 条(非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知)   お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累		
	積投資勘定または特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを	積投資勘定または特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを		
	含むものとし、特定口座への移管にかかるものを除きます。)をした場合には、その事由が生じた日の価	含むものとし、特定口座への移管にかかるものを除きます。)をした場合には、その事由が生じた日の価		
	額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新	額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新		
	たに取得したものとみなされます。この場合、当組合は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死	たに取得したものとみなされます。この場合、当組合は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死		
	亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当 該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者)に対し、当該価額および	亡により効力を生ずる贈与を含みます。) による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当 該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者)に対し、当該価額および		
	数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他	数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他		
	の情報通信の技術を利用する方法により通知します。	の情報通信の技術を利用する方法により通知します。		
	第14条(非課税口座年間取引報告書の送付)	第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付)		
	当組合は、法第37条の14第34項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年	当組合は、法第37条の14第34項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年		
	間取引報告書を作成し、翌年1月 31 日までに所轄税務署長に提出します。		・第 15 条の <u>「健康</u>	
	第 15 条(届出事項の変更) 「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があっ	第 15 条(届出事項の変更) 「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があっ	保険の被保険者	
	たときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるも	たときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるも	<u>証」を「各種健康</u> 保険の資格確認	
	のをいいます。) により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるもの	のをいいます。) により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるもの	書」に変更しま	
	であるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民	であるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、 <mark>健康保険の被保険者証</mark> 、国民年金	す。	
	年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。	手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。		
	2 非課税口座を開設している当組合の本支店の変更(移管)があったときは、施行令第25条の13の2	2 非課税口座を開設している当組合の本支店の変更(移管)があったときは、施行令第25条の13の2		
	(2025/12)	<b>((2025/10)</b> )	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	
## .				
新:様式-159 旧:様式-159				
1日・小水上( 103				

新旧对照表 Page	改正後	現行	備考	※
新:様式-159				
_	第4項の規定により、廃滞なく非難税口度終常依頼基を当組合に提出するものとします。 3 出国により国際に住所および帰所を有しないこととなった場合は、決第37条の14第22項第1号また は第2号に規定する場合に成し、当路各号に定める「(非難税口財制被適用品出書)または「田国品出書」を提出するものとします。 4 非課税 口度開設者が死亡した場合は、施行令第25条の13の5の規定により、「非課税口度開設者死亡局出書」を提出するものとします。 第16条 (契約6額約) この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非認便に廃止されるものとします。 (2) お客様が当総合に対して、第6条第1項に規定する非課税口廃・組造選出書を提出したとき 当該提出日 2 法事37条の14第22項第1号に定める「(非課税口廃) 網接適用品出書、を提出したとから起草して5年を結婚する日の属する年の12月31日までに法等37条の14第24項に定める「(非課税口雇) 帰国品出書」の提出をしなかった場合、法第37条の14第23項第2号に定める出国局出書を提出したとき 出国の日 (3) お客様が当組合に対して、法第37条の14第23項第2号に定める出国局出書を提出したとき 出国の日 (4) 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国中に位人的施設を有する非民任者に該当しないことなったとき、法第37条の14第23項第2号に対して、「非課税口座係認としたとき、法第37条の13の5に定める非理に対して場合が定めるとり、第77条(免責事項)お客様が第15条の東で13の5に定める非理に対して場合が解判を申し出たとき 当組合が定める日第17条(免責事項)お客様が第15条の東で手続きを含ったこと、その他の当組合の責めによらない事由により、非課税口座にからる税制上の股扱い等に関しお客様に生じた損害については、当額合はその責めを負わないものとします。  財 1 (実施日) (実施日) に対している対域に生じた損害については、当額合はその責めを負わないものとします。 対しているの規制との根拠、等に関しお客様に生むた損害については、当額合はその責めを負わないものとします。 対しているの規制といるの表は、1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1	第4項の規定により、影響なく非難限口障移管依頼書を当組合に提出するものとします。 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、決第37条の14第22項第1号または第28元規定する場合に定し、当該各号に定める「(非難税口型) 相談適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。 4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第25条の13の5の規定により、「非課税口座開設者死亡届出出書、を提出するものとします。 第16条(契約の解験) この契約は、次の各号のいずなかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非職負担能は施したわるものとします。 ① お客様が当組合に対して、第6条第1項に規定する非無限日庫原止届出書を提出したとき 当該機出 日 ② 法事3条を組計さる日の属する年の12月31日までに达第37条の14第24項に定める「(非職段口庫) 帰国国出書」の提出があったものとみなされた日(6年延過10属する年の12月31日) ③ お客様が当組合に対して、法第37条の14第26項の規定により非職段口度発生品出書」の提出があったものとみなされた日 ④ 非課税口座を開設しているお客様が、計画により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第26項の規定により「非無限口座廃止局出書」の提出があったものとみなされた日 ⑤ 施行令第25条の13の5に定める非親段口座開設者系に届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設が発定した日 ⑤ をむを係めい事由により、当組合が解的を申し出たとき 当組合が定める日第17条(発責事項)お客様が第15条の変更手続きを怠ったこと、その他の当組合の責めによない事由により、非課程口座にからる税制上の収扱い等に関しお客様に生じた損害については、当組合はその責めを負わないものとします。  財 リ (実施日) この規程は、年 月 日から実施する。	備考	<b>差</b> 変更
	(2025/12)	(2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	

新旧対照表				系統内限
Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-161 旧:様式-161	国投3-32 「JAの投信つみたてサービス」取扱規程(ひな形)	国投 3-32 「JAの投信つみたてサービス」取扱規程(ひな形)		
新:様式-161 旧:様式-161	「JAの投信つみたてサービス」取扱規程(ひな形) 「JAの投信つみたてサービス」にかかる業務については、以下の「JAの投信つみたてサービス」取扱規定に基づき適切に処理するものとする。 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定	「JAの投信つみたてサービス」取扱規程(ひな形) 「JAの投信つみたてサービス」に係る業務については、以下の「JAの投信つみたてサービス」取扱 規定に基づき適切に処理するものとする。 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定	・「投資信託総合取引規定集」の体裁整備(略語の指定方法の統一化、用字の統一化等)に合わせ、体裁を整備します(詳細は別紙資料のとおり)。	変更
	第1条 (規定の趣旨) この規定は、毎月お客様が指定する日 (以下、「振替日」といいます。) に、お客様があらかじめ指定した金額 (以下、「振替園といいます。) を、お客様が指定する引落口座 (以下、「振替口座」といいます。) から引き落さ、特定の投資信託受益権 (以下、「投資信託」といいます。) を自動的に取得する 取引に関する取決めです。 この取引を定期定額購入取引 (名称「JAの投信のみたてサービス」。以下、「本サービス」といいます。) といいます。 第2条 (本サービスの選定銘柄) 本サービスによって買付けができる投資信託は、当組合が本サービスの対象として運定する銘柄 (以下、「選定銘柄」といいます。) とします。 2 お客様は、選定銘柄の中から1銘柄以上の買付けを希望する銘柄 (以下、「指定銘柄」といいます。) を 指定し、申込みを行うものとします。 第3条 (申込方法) お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託集積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。 3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき 1契約に限るものとします。 ただし、「非課校上場体式等管理、非課段累積投資および特方非課段累積投資に関する約款」第2条の2に定かる特定銘柄に関しては、非課校口室の特定報投資および特定非課役の利用を目的とする契約において1契約、それ以外の契約において1契約の最大2契約に限るものとします。 第4条 (療替額の引落し)	第1条 (規定の趣旨) この規定は、毎月お客様が指定する日 (以下「報替日」といいます。) に、お客様があらかじめ指定した金額 (以下「張替額」といいます。) を、お客様が指定する引落口座 (以下「振替印座」といいます。) から引き落し、特定の投資信託受益権 (以下 接資信託」といいます。) を自動的に取得する取引に関する取決めです。 この取引を定期定額購入取引 (名称「J Aの投信つみたてサービス」以下「本サービス」といいます。) といいます。 第2条 (本サービスの選定銘帳) 本サービスによって買付けができる投資信託は、当組合が本サービスの対象として選定する銘柄 (以下「選定銘柄」といいます。) とします。 2 お客様は、選定銘柄の中から1 銘柄以上の買付けを希望する銘柄 (以下「指定銘柄」といいます。) を指定し、申込みを行うものとします。 第3条 (申込方法) お客様は、選定銘柄の中から1 銘柄以上の買付けを希望する銘柄 (以下「指定銘柄」といいます。) を指定し、申込みを行うものとします。 2 お申込みに当たって、お客様に投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すてに契約済みである場合はこの限りではありません。 3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1 契約に限るものとします。ただし、「非課税」は様に定さき1 契約に限るものとします。 ただし、「非課税」は様に対策弾、非理税 報接投資はよび特定非理税 果積投資的で利用を目的とする契約において1 契約の最大2 契約に限るものとします。 まだい、「非課税」は関しては、非理税口庫の事が業積投資物で利用を目的とする契約において1 契約、それ以外の契約において1 契約の最大2 契約に限るものとします。 第4条 (振替額の引落し) 振替中庭はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の回座とします。 3 振替日が当組合の体業日に当たる場合は、普通貯金通帳、同どの武績本書または小切手によらず当組合所定の方法で行うものとします。 3 振替日が当組合の体業日に当たる場合は、音通貯金通帳、同びの計算数の指定銘柄の振替額の引着しがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当組合の「非課税と服務に対するを解析」である。第5条第4項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は返替額と同額とします。以下、本項およりによる対象に対象し回額とします。以下、本項およりに表する場合にままる。		
	第 5 項において同じ。) の各年ごとの合計額 (つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申し込む場合は、申し込む全銘柄の購入代価の各年ごとの合計額) が 120 万円を超えることとなるような振替額の指定はできません。 (2025/12) (国投3-32)	び第5項において同じ。)の各年ごとの合計額(つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の購入代価の各年ごとの合計額)が120万円を超えることとなるような振替額の指定はできません。 (2025/10) (国投3-32)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	

新旧対照表	-1 - 1/2	-7.4-	,	系統内
	改正後	現行	備考 備考	<u> </u>
				<u> </u>
新旧対照表 Page 旧:様式-162 新:様式-162 旧:様式-162	<ul> <li>改正後</li> <li>5 年6回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引き落とし、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税果積投資および特定非課税果積投資に関する約款」に基づき、つみたて投資体での買付けをする場合は、年2回までとします。また、つみたて投資体で買付けしようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。</li> <li>6 振替日において、振替口座の貯金残高が振替額に満たないときは、引落しば行いません。また、本サービスにおける振替口座からの引落しに当たっては、総合口座取引規定あるいは当座勘定規定および当座勘定貸載対定審等に定める当座貸載ならびにJAバンクカードローン融資約款等に定める自動融資は適用されません。ただし、指定銘柄が複数ある場合において、振替額の合計額に満たないときには、優先順位を当組合が決め、必要金額を引き落とします。なお、引落しが不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。</li> <li>7 振替口座の残高不足等の理由で、振替額の引落しが成立しなかった場合は、当組合からお客様への通知は特にしません。</li> <li>8 本サービスの振替口座から振替日に複数件の引落し (本サービス以外による引落しも含みます。)をする場合に、その総額が振替口座から影替日に複数件の引落し (本サービス以外による引落しも含みます。)をする場合の任意とします。</li> <li>第 5条(買付方法、時期および価額)当組合は、振替日座からの振替額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当組合がお預かりし、当該指定銘柄の買付けを行います。</li> <li>2 当組合は、振替目からの振替額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当組合がお預かりし、当該指定銘柄の買付けを行います。</li> </ul>	現行  5 年6回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引落し、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、年2回までとします。また、つみたて投資枠で買付しようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。 6 振替日において、振替口座の貯金残高が振替額の割増の指定はできません。 6 振替日において、振替口座の貯金残高が振替額に満たないときは、引落しは行いません。また、本サービスにおける振替中座からの引落しにあたっては、総合口座取引規定あるいは当座勘定規定および当座勘定貨級約定事等に定める当座貸板ならびにJAバンクカードローン融資約款を定定める自動融資は適用されません。ただし、指定銘柄が複数ある場合において、振替額の合計額に満たないときには、優先順位を当組合が決め、必要金額を引き落します。なお、引落しが不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。 7 振替印座の残高不足等の理由で、振替額の引落しが成立しなかった場合は、当組合からお客様への通知は特にしません。 8 本サービスの振替口座から振替に複数件の引落し(本サービス以外による引落しも含みます。)をする場合に、その総額が振替口座から引き落すことのできる金額を超えるとき、そのいずれを引き落すかは当組合の任意とします。 第5条(買付方法、時期および価額)当組合は、振替口座からの振替額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当組合がお預かりし、当該指定銘柄の買付けを行います。 2 当銀合は、振替日から起算して4営業日目にお客様より買付けの申込みがあったものとして買付けを	備考	系統
	当該指定銘柄の買付けを行います。	当該指定銘柄の買付けを行います。		
	4 当組合は、振替額の中から、当該指定銘柄所定の手数料および消費税等を差し引くものとします。 第6条(指定銘柄の振替および収益分配金の再投資) 指定銘柄の振替および収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定および投資信託 累積投資規定に基づき行うものとします。 第7条(取引および残高の通知) 当組合は、第5条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の取引ごとおよび銘柄ご との約定日、買付数量、買付単価、買付金額、受渡日および買付合計金額、取得合計口数、残高明細等 を記載した「取引残高報告書」により通知します。 第8条(本サービスの停止) 当組合は、次の各号の事由が発生した場合、本サービスを一時的に停止することがあります。	4 当組合は、振替額の中から、当該指定銘柄所定の手数料および消費税等を差し引くものとします。 第6条(指定銘柄の振替および収益分配金の再投資) 指定銘柄の振替および収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定および投資信託 累積投資規定に基づき行うものとします。 第7条(取引および残高の通知) 当組合は、第5条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の取引ごとおよび銘柄 ごとの約定日、買付数量、買付単価、買付金額、受渡日および買付合計金額、取得合計口数、残高明細 等を記載した「取引残高報告書」により通知します。 第8条(本サービスの停止) 当組合は、次の各号の事由が発生した場合、本サービスを一時的に停止することがあります。		
	① 投資信託委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。 ② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当組合が本サービスを提供できないとき。 ③ その他やむを得ない事情により、当組合が本サービスの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。 第9条(選定銘柄の除外) 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当組合は当該銘柄を選定銘柄から除外することがで (2025/12)	① 投資信託委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。 ② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当組合が本サービスを提供できないとき。 ③ その他やむを得ない事情により、当組合が本サービスの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。 第9条(選定銘柄の除外) 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当組合は当該銘柄を選定銘柄から除外することがで (2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま	
L		<u> </u>	<b>-</b>	
新:様式-162 旧:様式-162				
1日・7水上/ 102		<u>L</u>		

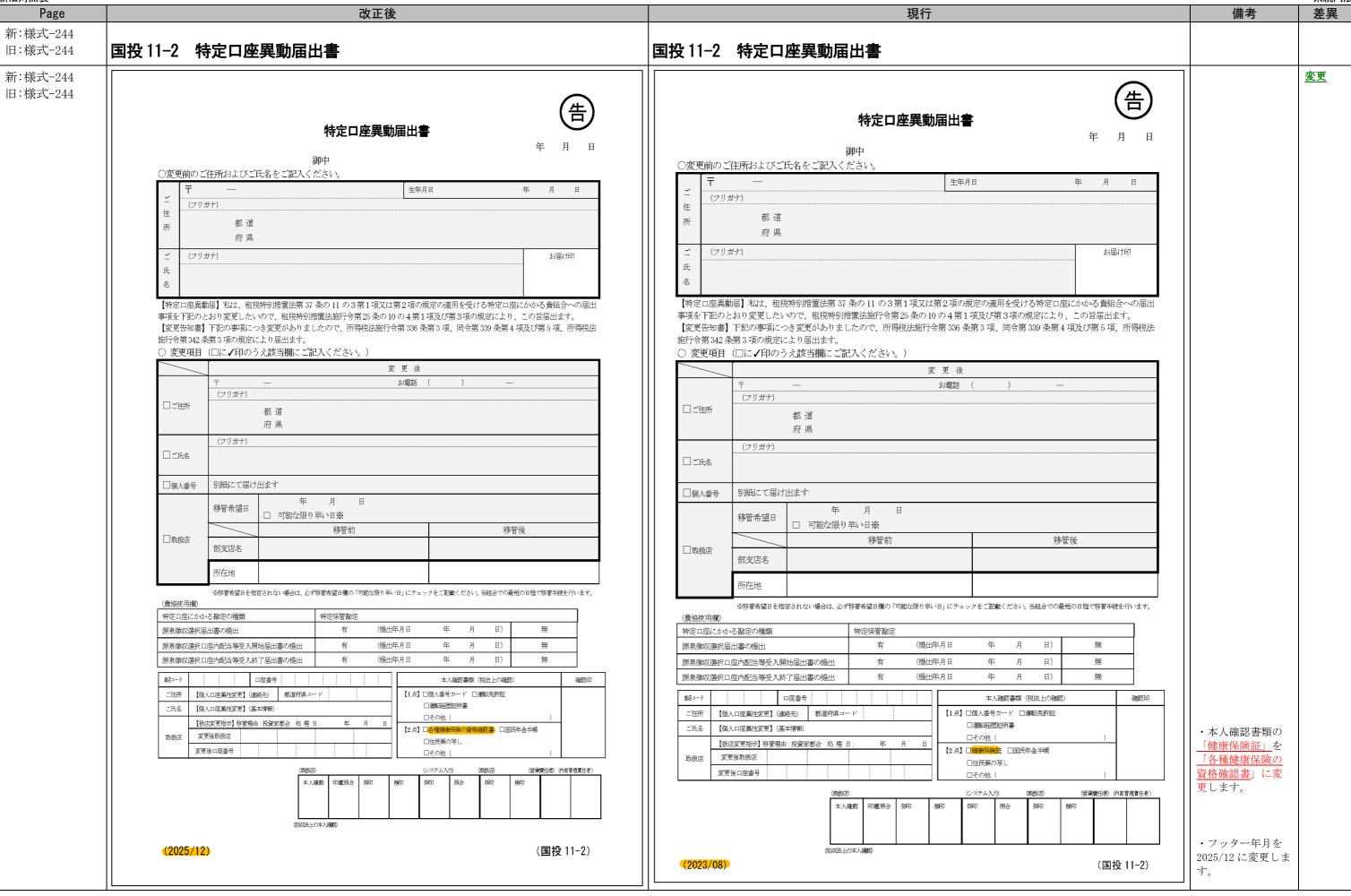
Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-162				
新旧对照表	きるものとします。この場合、当組合は、当該館柄を本サービスで買い付けているお客様に当組合が適当と認める方法により遅滞なくご案内するものとします。 ① 当該館柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合。 ② 当該選定館柄の買付口座数が当組合所定の口座数以下となった場合。 ③ その他当組合が必要と認める場合。 第10条 (申込内容の変更等) お客様は、振替日の5営業日前までに当組合所定の手続きによって当組合に申し出ることにより、本サービスの中止・変更を行うことができます。 第11条 (「JAの投信つみたてサービス」の解約) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合。 ② お客様が本サービスを言むことができなくなった場合。 ③ 当組合が本サービスを言むことができなくなった場合。 ④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。	きるものとします。この場合、当組合は、当該銘柄を本サービスで買い付けているお客様に当組合が適当と認める方法により遅滞なくご案内するものとします。 ① 当該銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合 ② 当該選定銘柄の買付口座数が当組合所定の口座数以下となった場合 ③ その他当組合が必要と認める場合 第10条(申込内容の変更等) お客様は、振替日の5営業日前までに当組合所定の手続きによって当組合に申し出ることにより、本サービスの中止・変更を行うことができます。 第11条(「JAの投信つみたてサービス」の解約) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合 ② お客様が本サービスを1か年以上利用しない場合 ③ 当組合が本サービスを2前ことができなくなった場合 ④ 当組合が本サービスを解約を申し出た場合	備考	差異変更
	<ul> <li>④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。</li> <li>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。</li> <li>なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座(特定口座を開設済みのお客様の場合)または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができることとします。</li> <li>① 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課</li> </ul>	<ul> <li>④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合</li> <li>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。</li> <li>なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座(特定口座を開設済みのお客様の場合)または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。</li> </ul>		
	税口座が廃止される日前の当組合が指定する日 ② 当該約款第16条(第1項および第2項を除く)の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 ③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日 第12条(その他) 当組合は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子を支払いません。 2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定(当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以	① 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税 口座が廃止される日前の当組合が指定する日 ② 当該約款第16条(第1項および第2項を除く)の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 ③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日 第12条(その他) 当組合は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子を支払いません。 2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約		
	成定 (当組合の「升球税工場体入等管理、升球税条負权負おより付定升球税条負权負に関する利利。(以下、本条において「当該約款」といいます。)に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。)または指定銘柄の目論見書によるものとします。 なお、当組合の当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款のほか本規定にも従います。ただし、当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当組合ホームペ	<ul> <li>款・規定(当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」</li> <li>(以下、本条において「当該約款」といいます。)に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。)または指定銘柄の目論見書によるものとします。</li> <li>なお、当組合の当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款のほか本規定にも従います。ただし、当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当組合ホームペ</li> </ul>		
	(2025/12)	(2025/10)	・フッター年月を 2025/12 に変更しま す。	
新:様式-163 旧:様式-163				

Page   改正後 現行   現代   現行   また。	備考差異
新:様式-164 旧:様式-164    ロ:様式-164     ロ:様式-164     ロ:様式-164     ロ:様式-164   ロ:ᡮ知-164   ロ:ᡮ知	
旧:様式-164  一ジ等に掲載した投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、 累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。  以 上  財 則 (実施日)  「実施日)	
ージ等に掲載した投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、 累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。 以上  財 則 (実施日)  「実施日)  「ジ等に掲載した投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、 累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。  以上  財 則 (実施日)	<u>変更</u>
果積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。       以上         財 則 (実施日)       財 則 (実施日)	
果積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。       以上         財 則 (実施日)       財 則 (実施日)	
果積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。       以上         財 則 (実施日)       財 則 (実施日)	
以上   M 則 (実施日)	
(実施日) (実施日)	
(実施日)	
(2025/12) (2025/10)	・フッター年月を
	2025/12 に変更します。
	<b>」</b>
新:様式-164	
旧:様式-164 (2025/12) 新旧対昭表-65	

Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-164				
新:様式-189 旧:様式-189	国投 6-1 <u>国債</u> 窓販農協の合併報告書	国投 6-1 窓販 <mark>認可</mark> 農協の合併報告書	「窓販認可農協」 を「国債窓販農 協」に変更しま す。	変更

Page		改正征	後			現行	<del>i</del>		備考	差異
新:様式-189 旧:様式-189	国債窓販品	農協の合併報告書(	年 月 日合併予	定分)	国債窓販	農協の合併報告書(	年 月 日合併子	定分)		
				年 月 日信用農業協組合連合会				年 月 日信用農業協組合連合会		
	合併総会開催日(新(存続)農協名	年 月 日) 台 農業協同組	合併方法( 新設 ・ 県 合	及収 )	合併総会開催日( 新(存続)農協名	年 月 日) 宿 農業協同組		吸収 )		
	dia leta da	国債窓販	复実施体制等	国債振決寄託残高	dta l/ta /a	国債窓則	反実施体制等	国債振決寄託残高		
	農協名	実施 店舗数	証券外務員試験 合格者数	( 年 月末) (単位:千円)	農協名	実施店舗数	証券外務員試験 合格者数	( 年 月末) (単位:千円)		
		養務の取扱にかかわらず全 己載すること。	全ての合併対象農			業務の取扱にかかわらず <a>全</a> 記載すること。	全ての合併対象農			
	(合計)				(合計)					
	(注) 1 実施店舗数欄は、 外務員試験合格者数 高(顧客分)を記入	<b>女、国債振決寄託残高欄</b> は	業務)の登録を受けてい は、本報告書を提出する月		(注) 1 実施店舗数欄は、 外務員試験合格者数 高(顧客分)を記 <i>7</i>	<b>数、国債振決寄託残高欄</b> に		へる農協のみ記入し、証券 日の直近の月末の人数・残		
	(2023/08)	186		(国投6-1)	(2023/08)	186		(国投6-1)		
新:様式-189 旧:様式-189										
新:様式-243 旧:様式-243	国投 11-1 特定口座開	]設届出書			国投 11-1 特定口座開	<b>帮設届出書</b>				

Page	改正後	現行	備考	差異
Page 新:様式-243 旧:様式-243	# 特定口座開設届出書  # 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 特定口座源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書  (プリガナ)  「	# 特定口座開設届出書	備考	<b>差異</b> 変更
新: 様式-243 旧: 様式-243	ます。 [※□に✔印のうえ該当欄にご記入ください。]    契約   取金   本年1月1日時点のご住所(都道府県)   都・道・府・県	ます。 [※口に <b>ノ</b> 印のうえ該当欄にご記入ください。]    大会	<ul> <li>・本人確認書類の「健康保険証」で各種健康保険の資格確認書」に変更します。</li> <li>・フッター年更と2025/12 に変更す。</li> </ul>	



Page	改正後	現行	備考	差異
新:様式-244 旧:様式-244				
旧:様式-244 新:様式-272 旧:様式-272	国投 12-15 投資信託総合取引申込書変更届出書 兼 投資信託受益権振替 決済口座設定申込書変更届出書 兼 外国証券取引口座設定申込書変更 届出書 兼 累積投資契約申込書変更届出書 兼 特定口座異動届出書 兼 非課税口座異動届出書 兼 非課税口座移管依頼書 非課税口座帰国届 出書 特定口座開設届出書 特定口座異動届出書 公社債の利子の告 知書 兼 株式等の譲渡の対価の告知書 公社債の利子の変更告知書 兼 株式等の譲渡の対価の変更告知書	決済口座設定申込書変更届出書 兼 外国証券取引口座設定申込書変更届出書 兼 累積投資契約申込書変更届出書 兼 特定口座異動届出書 兼 非課税口座移管依頼書 非課税口座帰国届出書 特定口座開設届出書 特定口座異動届出書 公社債の利子の変	・「公社債の利子の 告知書 兼 株式等 の譲渡の対価の告 知書」と追加しま す。	変更

Page	現行	備考 差異
新:様式-272 旧:様式-272 日:様式-272 日	告 投資信託総合取引申込書変更届出書 兼 投資信託受益権振替決済口座設定申込書変更届出書 兼 外国配券取引口座設定申込書変更届出書 兼 非課税口座展動届出書 兼 非課税口座帰国届出書 非課税口座帰国届出書 別紙(個人番号告知書・届出書) 特定口座異動届出書 公社債の利子の変更告知書 兼 株式等の譲渡の対価の変更告知書  御中  本は所得稅法、租税特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、その他の関係法令に基づく告知として、個人番号を届け出ます。  「フリガナ)  「フリガナ)  「フリガナ)  「スリカナ)  「スリカナ)	変更
(機筋使用機)	(農協使用欄)	<ul> <li>・本人確認書類の         「健康保険証」を         「各種健康保険の         資格確認書」に変         更します。</li> <li>・フッター年月を         2025/12 に変更しま す。</li> </ul>